

健康保険・船員保険 被保険者実態調査報告

平成 25 年 10 月

まえがき

この報告書は、平成25年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

この調査は、昭和41年度から健康保険被保険者実態調査として、全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者を対象に実施されている。平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）の被保険者を、平成22年度からは平成22年1月に船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなったことに伴い、船員保険の被保険者を対象に加えている。

調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、受診動向や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が、制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表する。

平成26年12月

厚生労働省保険局調査課長

秋田 倫秀

目 次

第1章 調査の概要	7
第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）	12
1. 加入者の年齢構成	12
2. 被保険者の年齢構成	14
3. 被扶養者の年齢構成	17
4. 年齢階級別扶養率	21
5. 標準報酬月額別扶養率	26
6. 総報酬額階級別扶養率	28
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	29
8. 年齢階級別平均標準賞与額	32
9. 年齢階級別平均総報酬額	36
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	39
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	40
12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等	43
13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	44
14. 被保険者数の推移について	45
15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について	57
（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合	61
第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）	63
1. 加入者の年齢構成	63
2. 被保険者の年齢構成	65
3. 被扶養者の年齢構成	66
4. 年齢階級別扶養率	68
5. 標準報酬月額別扶養率	70
6. 総報酬額階級別扶養率	72
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	73
8. 年齢階級別平均標準賞与額	75
9. 年齢階級別平均総報酬額	78
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	80
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	81
12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	84
13. 被保険者数の推移について	85
第4章 統計表	
1. 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計）	89

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	91
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	92
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	98
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	104
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	111
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	115
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	119
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	122
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、 及び平均年齢	128
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	134
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	140
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	147
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	148
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	150
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	156
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	162
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	168
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	169
参考表	事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数	170

2. 組合管掌健康保険（抽出率 1/100） 175

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	177
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	178

第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	184
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	190
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	197
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	201
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	205
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	208
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数 及び平均年齢	214
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	220
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	226
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	233
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	234
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	236
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	242
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	248
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	254
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	255
第19表	年齢階級別・加入前制度別、加入者数	256
第20表	年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	257
3. 全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（全数統計）		259
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数及び扶養率	261
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	262
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	269
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	270
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	272

4. 船員保険（全数統計） _____279

第1表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、 被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、 平均標準賞与額及び平均総報酬額 _____	281
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均標準報酬月額 _____	286
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均標準賞与額 _____	298
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均総報酬額 _____	300
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均標準報酬月額 _____	303
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均標準賞与額 _____	305
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均総報酬額 _____	307
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率 _____	308
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数 及び平均年齢 _____	310
第10表	被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均年齢 _____	312
第11表	被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数 _____	314
第12表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数 _____	318
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別 ・船舶種別、被扶養者数 _____	320
第14表	標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数 _____	322
第15表	標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数 _____	324
第16表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、加入者数 _____	326
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、脱退者数 _____	327

なお、船員保険については、第1表、第2表、第11表を除き船舶種別及び男女別に係る分を報告書に掲載していないが、政府統計の総合窓口（e-Stat）（URL <http://www.e-stat.go.jp>）にて公表している。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険について、被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 組保管掌健康保険（以下「組合健保」という。）については、平成25年10月1日現在の被保険者並びに平成25年10月中に被保険者資格取得届け及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、被保険者は健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者は100分の1（平成24年調査までは500分の1）、異動者（任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く）については50分の1で系統抽出した者を調査客体とする。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」という。）については、平成25年10月1日現在の被保険者並びに平成24年10月から平成25年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (3) 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）（以下「法第3条第2項被保険者」という。）については、平成25年10月1日現在の被保険者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (4) 船員保険については、平成25年10月1日現在の被保険者並びに平成24年10月から平成25年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）については、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からいなくなる。

3. 調査時点

被保険者は、平成25年10月1日現在、異動者は、協会（一般）にあっては平成24年10月から平成25年9月までの間、組合健保にあっては平成25年10月中、船員保険にあっては、平成24年10月から平成25年9月までとした。

4. 調査票及び調査事項

組合健保における調査票は次頁に掲げる様式とした。調査事項は調査票に記載のとおりである。また、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については、「健康保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とし、船員保険については、「船員保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とした。なお協会（一般）の異動者については当該調査事項によらず全国健康保険協会より集計表の提出を受けた（全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）第17表、18表）。

5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行った。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成25年度
健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強制		2. 任意		3. 任意継続		4. 特例退職		人			
事業所	都道府県番号		業態番号		事業所の被保険者数							
被 保 険 者	性別	1. 男 2. 女	生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年		月	被保険者等の区分		1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	
	資格取得時期	1. 24年9月以前 2. 24年10月以降		標準報酬月額			千円	標準賞与額		千円		
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()		基準収入額適用申請		1. 該当 2. 不該当						
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳										
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者										
被 扶 養 者	性別	生年月		続柄		扶養開始時期		介護保険				
	1	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 24年9月以前 2. 24年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	2	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 24年9月以前 2. 24年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	3	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 24年9月以前 2. 24年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	4	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 24年9月以前 2. 24年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	5	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 24年9月以前 2. 24年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	6	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 24年9月以前 2. 24年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	7	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 24年9月以前 2. 24年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	8	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 24年9月以前 2. 24年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			

被保険者証	記号	番号
-------	----	----

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

【協会一般】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨標準報酬月額 |
| ⑩標準賞与額 | ⑪介護保険の該当有無 | ⑫基準収入額適用申請有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

【法第3条第2項被保険者】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨介護保険の該当有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の業態番号
- ④ 船舶所有者の使用する船員の数
- ⑤ 被保険者等の性別
- ⑥ 被保険者等の生年月
- ⑦ 被保険者等の区分
- ⑧ 被保険者等の資格取得時期
- ⑨ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑩ 被保険者等の標準賞与額
- ⑪ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑫ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑬ 加入者が加入前に適用されていた医療保険制度
- ⑭ 脱退者が脱退後に適用される医療保険制度
- ⑮ 被扶養者の性別
- ⑯ 被扶養者の生年月
- ⑰ 続柄
- ⑱ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑲ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

- 汽船等……………船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。
- 漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。
つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。
- 漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。
つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については全数、組合健保については100分の1の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）20,270,250人、組合健保156,232人、法第3条第2項被保険者11,694人）について集計を行った。また、協会（一般）については全数、組合健保については50分の1の抽出率で抽出した異動者（協会（一般）8,182,249人、組合健保8,591人）について集計を行った。

なお、平成25年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率（①／②）
協会（一般）	20,270,250	20,270,250	1.0
組合健保	15,650,081	156,232	100.2
法第3条第2項被保険者	11,694	11,694	1.0

（注）被保険者数については速報値である。

1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100%とした場合の年齢構成と比較したものが表1及び図1である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成を総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると低い年齢の割合が高く、その中でも組合健保の年齢構成は協会（一般）よりもその傾向が大きくなっている。また、法第3条第2項被保険者の加入者の年齢構成は60～69歳の者の割合が高くなっている。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の20.1%に対し、協会（一般）は23.0%、組合健保は25.3%とともに高く、また、20歳以上40歳未満でも75歳未満総人口の26.6%に比べ、協会（一般）31.8%、組合健保33.3%と高くなっている。

しかし、40歳以上65歳未満では、75歳未満総人口の38.7%に対し、協会（一般）は39.6%と高いが、組合健保は38.6%と低くなっており、さらに65歳以上75歳未満では、75歳未満総人口の14.6%に対し、協会（一般）5.5%、組合健保2.8%と、ともに低くなっている。

法第3条第2項被保険者については、20歳未満が12.8%、20歳以上40歳未満が23.4%と、ともに75歳未満総人口に比べ低くなっているが、40～64歳、65～74歳はそれぞれ46.2%、15.8%と75歳未満総人口よりも高くなっている。

また、年齢階級別の構成割合をみると、協会（一般）では60歳未満、組合健保では55歳未満で75歳未満総人口を上回っているが、それ以降の年齢階級では逆に75歳未満総人口が協会（一般）及び組合健保を上回っている。

法第3条第2項被保険者の年齢構成については、40歳未満及び70歳以上では75歳未満総

人口を下回っているが、40歳以上70歳未満では逆に75歳未満総人口を上回っている。

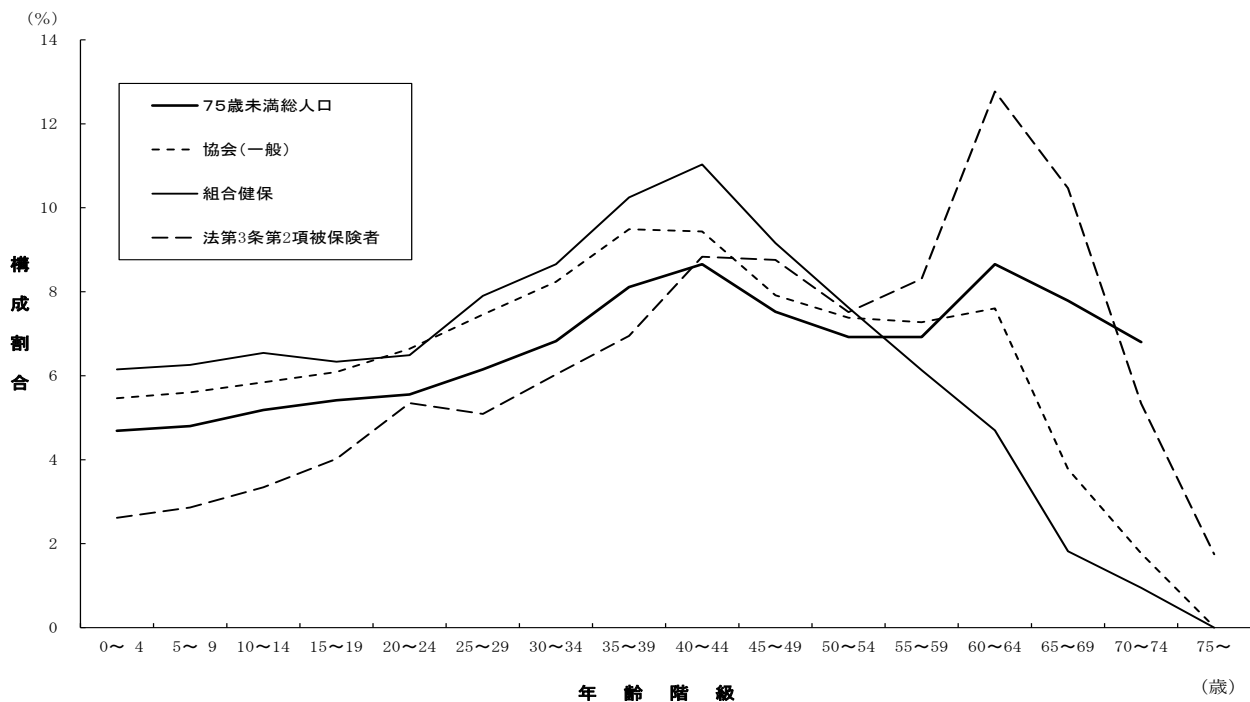
表1 総人口及び健康保険加入者の年齢構成（平成25年10月1日現在）

(単位：%)

年 齢 階 級	総人口	75歳未満 総人口	健 康 保 険		
			協会（一般）	組合健保	法第3条第2項 被保険者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	4.1	4.7	5.5	6.1	2.6
5～9	4.2	4.8	5.6	6.3	2.9
10～14	4.5	5.2	5.8	6.5	3.3
15～19	4.8	5.4	6.1	6.3	4.0
20～24	4.9	5.6	6.6	6.5	5.3
25～29	5.4	6.1	7.5	7.9	5.1
30～34	6.0	6.8	8.2	8.7	6.0
35～39	7.1	8.1	9.5	10.2	6.9
40～44	7.6	8.7	9.4	11.0	8.8
45～49	6.6	7.5	7.9	9.2	8.8
50～54	6.1	6.9	7.4	7.6	7.5
55～59	6.1	6.9	7.3	6.1	8.3
60～64	7.6	8.7	7.6	4.7	12.8
65～69	6.8	7.8	3.8	1.8	10.5
70～74	6.0	6.8	1.8	1.0	5.3
75歳以上	12.3	・	0.0	0.0	1.7
(再 掲)					
0～19	17.6	20.1	23.0	25.3	12.8
うち未就学児	5.8	6.6	7.2	8.0	3.4
20～39	23.4	26.6	31.8	33.3	23.4
40～64	33.9	38.7	39.6	38.6	46.2
65～74	12.8	14.6	5.5	2.8	15.8
平均年齢（歳）	—	40.7	36.6	34.3	45.4

(注) 「総人口」は、総務省統計局「平成25年10月1日現在推計人口」を用いている。

図1 加入者の年齢構成（平成25年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成15年と平成19～25年までの7年間の推移を示したものが表2である。なお、法第3条第2項被保険者については平成21年までは3年に1度の調査であったため、平成12年以降に行われた調査結果の推移を示している。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）は緩やかな減少傾向であったものの平成24年に増加し平成25年は横ばいとなっており、組合健保は平成21年までは緩やかな増加傾向であったものの平成22年は減少に転じその後横ばいとなっており、平成25年は、協会（一般）が0.8%、組合健保が0.6%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、平成21年調査で、平成18年調査の0.1%から0.5%へと上昇しその後は横ばいとなっていたが、平成25年は増加し0.6%となっている。

20～39歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともにゆるやかな減少傾向となっており、平成25年では協会（一般）は40.6%、組合健保は45.4%となっている。法第3条第2項被保険者については、増加傾向となっており、平成25年では22.3%となっている。

40～64歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成25年には、協会（一般）52.8%、組合健保51.0%となっている。法第3条第2項被保険者については減少傾向となっており、平成25年には56.2%となっている。

65～74歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成25年は協会（一般）5.8%、組合健保3.0%となっている。法第3条第2項被保険者については増加傾向であったものの、平成25年は18.8%と減少となっている。

また、平成25年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性では35～39歳の割合が最も高く13.4%、次に40～44歳の13.3%となっており、協会（一般）の女性では40～44歳の割合が最も高く12.0%、次に25～29歳の11.9%となっている。一方、組合健保の男性では、40～44歳の割合が最も高く14.9%、次に35～39歳の13.7%となっており、また、組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く15.9%、次に高いのが30～34歳の14.9%となっている。また、法第3条第2項被保険者の男性では、60～64歳の割合が最も高く14.8%、次に65～69歳の割合が11.6%となっており、法第3条第2項被保険者の女性では、60～64歳の割合が最も高く19.5%、次に65～69歳の割合が19.1%となっており、55～69歳で全体の5割強を占めている。

なお、平均年齢は、協会（一般）、組合健保については長期的に上昇傾向にあり、平成25年は協会（一般）44.1歳、組合健保42.1歳となっている。また、法第3条第2項被保険者は51.7歳となっている。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が45.0歳、女性が42.7歳、組合健保の男性が43.3歳、女性が39.4歳、法第3条第2項被保険者の男性が50.6歳、女性が58.5歳となっている。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きくなっており、法第3条第2項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高くなっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	平成 15年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年		
								総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7	0.9
20～24	8.4	7.8	7.5	7.0	6.7	6.6	6.5	6.4	4.9	8.8
25～29	13.6	11.8	11.6	11.3	11.0	10.8	10.6	10.3	9.2	11.9
30～34	12.3	12.9	12.8	12.4	12.1	11.8	11.5	11.2	11.2	11.1
35～39	9.9	11.6	12.2	12.7	13.0	13.2	13.0	12.7	13.4	11.7
40～44	9.7	10.0	10.4	10.8	11.0	11.9	12.3	12.8	13.3	12.0
45～49	10.1	10.0	10.1	10.2	10.5	10.3	10.6	10.9	10.6	11.4
50～54	12.2	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.1	10.2	9.7	10.9
55～59	10.8	12.2	11.7	10.9	10.3	10.0	9.7	9.6	9.6	9.6
60～64	6.8	7.4	8.4	9.1	9.7	10.1	9.7	9.4	10.5	7.6
65～69	2.9	3.0	3.2	3.5	3.5	3.4	3.8	4.2	5.1	2.9
70～74	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.8	1.1
75歳以上	1.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)										
20～39歳	44.1	44.1	44.1	43.4	42.9	42.3	41.6	40.6	38.7	43.5
40～64	49.6	49.6	50.6	51.1	51.5	52.2	52.4	52.8	53.6	51.5
65～74	4.2	4.3	4.6	4.9	4.9	4.8	5.3	5.8	6.9	4.1
平均年齢（歳）	43.0	43.5	43.3	43.6	43.8	43.8	44.0	44.1	45.0	42.7

(注1)平成24年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2)平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	平成 15年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年		
								総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.6	0.8	0.9	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
20～24	7.5	8.0	8.0	7.8	7.1	6.8	6.4	6.4	5.1	9.1
25～29	14.5	13.5	13.3	12.9	12.9	12.5	13.1	12.3	10.7	15.9
30～34	16.0	14.8	14.2	13.6	13.4	12.9	12.5	12.7	11.8	14.9
35～39	13.1	14.5	14.7	14.9	15.0	14.8	14.6	14.0	13.7	14.7
40～44	10.9	12.1	12.2	13.0	13.5	14.2	14.3	14.6	14.9	13.9
45～49	10.2	10.2	10.5	10.8	11.3	11.3	11.7	12.2	12.8	11.1
50～54	11.6	9.0	9.0	8.9	9.2	9.4	9.5	10.1	10.8	8.4
55～59	9.4	10.1	9.5	8.9	8.3	8.4	8.4	8.0	8.9	6.1
60～64	4.3	4.6	5.4	5.7	6.2	6.7	6.1	6.1	7.0	3.9
65～69	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.6	1.9	2.1	2.5	1.1
70～74	0.3	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	1.2	0.4
75歳以上	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)										
20～39歳	51.0	50.7	50.2	49.1	48.4	47.1	46.6	45.4	41.3	54.6
40～64	46.4	46.1	46.6	47.4	48.4	49.9	50.0	51.0	54.4	43.3
65～74	1.8	2.3	2.4	2.7	2.6	2.5	2.8	3.0	3.7	1.5
平均年齢（歳）	40.9	41.1	41.1	41.3	41.5	41.8	41.9	42.1	43.3	39.4

(注1)平成24年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2)平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 12年	15年	18年	21年	22年	23年	24年	25年		
								総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.2	0.1	0.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.1
20～24	1.3	1.3	1.3	1.8	2.1	2.9	3.4	4.2	4.8	0.7
25～29	1.8	2.0	2.4	3.6	3.6	3.8	4.0	4.8	5.3	1.4
30～34	2.7	4.1	3.8	4.5	4.4	5.0	5.5	6.0	6.6	2.2
35～39	3.1	4.6	5.8	6.8	6.9	6.9	6.9	7.4	7.8	5.0
40～44	4.5	5.1	6.8	8.9	8.7	9.7	9.9	10.3	11.0	5.7
45～49	9.3	8.1	7.2	8.6	9.2	9.6	9.9	10.9	11.3	8.3
50～54	18.3	17.5	12.3	9.9	9.6	9.6	9.5	9.4	9.5	9.0
55～59	21.0	21.7	23.4	16.5	14.7	12.7	11.2	10.2	9.6	13.5
60～64	23.1	22.7	22.6	21.5	22.1	20.8	18.6	15.4	14.8	19.5
65～69	10.8	8.2	9.0	12.0	12.4	11.9	13.2	12.7	11.6	19.1
70～74	2.7	3.1	4.0	4.9	4.9	5.3	5.7	6.1	5.3	11.1
75歳以上	1.1	1.4	1.0	0.4	0.8	1.2	1.8	2.1	1.7	4.4
(再掲)										
20～39歳	9.0	12.0	13.3	16.6	17.0	18.6	19.9	22.3	24.4	9.3
40～64	76.3	75.1	72.4	65.5	64.3	62.4	59.0	56.2	56.2	56.1
65～74	13.5	11.3	13.1	17.0	17.4	17.2	18.9	18.8	17.0	30.2
平均年齢(歳)	55.0	54.2	54.7	53.5	53.5	52.9	52.7	51.7	50.6	58.5

(注1)平成24年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2)平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢構成について、平成15年と平成19～25年までの7年間の推移を示したものが表3である。なお、法第3条第2項被保険者については平成21年までは3年に1度の調査であったため、平成12年以降に行われた調査結果の推移を示している。

被扶養者の19歳以下の割合は、協会（一般）、組合健保ともに概ね増加傾向となっており、平成25年は協会（一般）52.7%、組合健保53.7%となっている。また、法第3条第2項被保険者では36.2%となっている。20～39歳の割合は、平成25年では、協会（一般）20.1%、組合健保19.3%であり、協会（一般）、組合健保ともに概ね減少傾向となっている。また、法第3条第2項被保険者については25.5%となっており減少傾向となっている。

40～64歳の割合は、協会（一般）は概ね横ばい、組合健保については概ね増加傾向となっており、平成25年では協会（一般）22.0%、組合健保24.4%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、27.1%となっている。

65～74歳の割合は、平成24年では協会（一般）は5.2%、組合健保は2.5%で概ね横ばいとなっている。また、法第3条第2項被保険者は10.1%となっている。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	平成15年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	11.6	11.8	12.8	12.6	12.7	12.8	12.8	12.8
5～9	11.6	12.2	13.1	13.1	13.0	12.9	12.9	13.1
10～14	11.7	12.2	13.3	13.3	13.3	13.4	13.6	13.7
15～19	12.5	11.8	12.7	12.7	12.8	12.9	13.0	13.2
20～24	7.0	6.7	6.9	7.0	7.1	7.2	7.1	7.0
25～29	4.3	3.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7
30～34	5.1	4.9	5.1	4.9	4.7	4.6	4.4	4.3
35～39	4.4	4.9	5.4	5.5	5.5	5.5	5.3	5.1
40～44	3.8	3.8	4.2	4.4	4.4	4.7	4.8	5.0
45～49	3.6	3.4	3.7	3.7	3.8	3.7	3.8	3.9
50～54	4.8	3.8	3.9	3.9	3.8	3.7	3.7	3.7
55～59	4.4	5.4	5.6	5.2	4.9	4.6	4.4	4.2
60～64	3.5	3.7	4.5	4.9	5.3	5.6	5.5	5.3
65～69	2.6	2.5	2.7	2.8	2.7	2.6	2.8	3.1
70～74	2.5	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0
75歳以上	6.5	6.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)								
0～19歳	47.4	48.0	51.9	51.7	51.9	52.0	52.3	52.7
うち未就学児	…	…	16.7	16.5	16.5	16.6	16.7	16.7
20～39	20.8	20.3	21.3	21.3	21.2	21.1	20.6	20.1
40～64	20.1	20.2	21.9	22.0	22.2	22.3	22.1	22.0
65～74	5.1	4.9	4.9	4.9	4.8	4.6	4.9	5.2

(注)平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	平成 15年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	12.7	12.3	13.2	12.8	13.1	13.3	13.3	13.2
5～9	12.3	13.0	13.7	13.9	13.4	13.3	13.2	13.5
10～14	11.9	12.5	12.9	13.2	13.5	13.5	13.7	14.1
15～19	12.8	12.2	12.3	12.1	12.6	12.3	12.6	12.9
20～24	7.0	6.5	6.6	6.8	6.8	7.1	6.9	6.6
25～29	3.7	3.1	3.1	3.0	2.9	3.0	2.8	2.8
30～34	6.0	5.5	5.3	4.8	4.8	4.5	4.4	4.0
35～39	6.1	6.4	6.7	6.9	6.6	6.5	6.1	6.0
40～44	5.4	5.7	6.0	6.1	6.1	6.6	6.8	6.9
45～49	4.8	4.9	5.0	5.3	5.4	5.3	5.5	5.6
50～54	5.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.5	4.6	4.8
55～59	4.1	5.0	5.0	4.8	4.3	4.3	4.0	3.9
60～64	2.0	2.3	2.8	3.0	3.2	3.5	3.6	3.1
65～69	1.2	1.4	1.5	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5
70～74	1.1	1.2	1.2	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0
75歳以上	3.3	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再 掲)								
0～19歳	49.7	50.0	52.1	51.9	52.5	52.4	52.8	53.7
うち未就学児	…	…	17.3	17.0	17.0	17.2	17.3	17.3
20～39	22.8	21.5	21.7	21.5	21.1	21.1	20.2	19.3
40～64	21.9	22.6	23.6	24.0	23.7	24.1	24.5	24.4
65～74	2.3	2.7	2.6	2.6	2.6	2.4	2.5	2.5

(注)平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 12年	15年	18年	21年	22年	23年	24年	25年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	4.8	5.3	5.4	6.1	6.4	7.2	7.4	7.6
5～9	5.1	6.4	6.6	7.8	7.9	8.0	8.0	8.3
10～14	7.8	7.1	7.1	9.2	9.3	9.3	9.7	9.7
15～19	9.4	8.7	8.1	9.1	9.9	10.6	10.6	10.5
20～24	8.3	7.8	7.6	7.8	7.5	8.1	7.9	7.6
25～29	8.5	7.3	7.2	6.6	6.6	5.9	6.0	5.7
30～34	5.5	7.1	8.8	6.6	6.5	6.3	6.1	6.1
35～39	4.1	4.4	6.1	6.9	6.9	6.5	6.4	6.1
40～44	3.1	3.8	3.6	4.5	4.8	5.7	5.9	6.0
45～49	4.3	3.0	3.0	4.3	4.2	4.1	4.3	4.7
50～54	6.8	6.4	4.2	4.4	4.3	4.1	4.0	3.9
55～59	6.7	7.4	8.4	6.7	6.2	5.4	5.0	4.8
60～64	8.3	7.3	7.9	9.2	9.5	9.3	8.3	7.7
65～69	6.0	5.3	5.2	6.9	6.2	5.5	5.6	6.2
70～74	3.8	3.9	3.6	3.5	3.3	3.5	3.8	3.9
75歳以上	7.4	8.9	7.2	0.4	0.6	0.6	0.9	1.1
(再 掲)								
0～19歳	27.1	27.5	27.2	32.3	33.4	35.0	35.8	36.2
うち未就学児	…	…	…	8.3	8.7	9.4	9.7	10.0
20～39	26.4	26.5	29.8	27.9	27.6	26.8	26.4	25.5
40～64	29.2	27.8	27.0	29.1	28.9	28.5	27.6	27.1
65～74	9.8	9.2	8.8	10.4	9.6	9.0	9.3	10.1

(注)平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

次に、平成25年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）61.8%、組合健保61.4%、法第3条第2項被保険者52.6%となっている。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は、協会（一般）9.5%、組合健保7.8%となっている。配偶者の割合は協会（一般）が33.3%、組合健保が36.6%、法第3条第2項被保険者が43.1%であり、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳、法第3条第2項被保険者では60～64歳の階級が最も多くなっている。直系尊属は協会（一般）3.9%、組合健保1.6%、法第3条第2項被保険者2.3%であり、いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は、協会（一般）は1.0%、組合健保は0.4%、法第3条第2項被保険者は2.0%であり、いずれの制度も各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成25年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	61.8	33.3	3.9	1.0
0～4歳	12.8	12.7	0.0	0.0	0.1
5～9	13.1	13.0	0.0	0.0	0.1
10～14	13.7	13.6	0.0	0.0	0.1
15～19	13.2	13.1	0.0	0.0	0.1
20～24	7.0	6.5	0.4	0.0	0.1
25～29	3.7	1.8	1.9	0.0	0.0
30～34	4.3	0.8	3.5	0.0	0.0
35～39	5.1	0.4	4.7	0.0	0.0
40～44	5.0	0.1	4.8	0.0	0.0
45～49	3.9	0.0	3.8	0.0	0.0
50～54	3.7	0.0	3.5	0.1	0.0
55～59	4.2	0.0	3.9	0.3	0.1
60～64	5.3	0.0	4.3	0.9	0.1
65～69	3.1	0.0	1.9	1.1	0.1
70～74	2.0	0.0	0.5	1.4	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	16.7	16.6	0.0	0.0	0.1

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	61.4	36.6	1.6	0.4
0～4歳	13.2	13.2	0.0	0.0	0.0
5～9	13.5	13.4	0.0	0.0	0.0
10～14	14.1	14.0	0.0	0.0	0.0
15～19	12.9	12.9	0.0	0.0	0.0
20～24	6.6	6.3	0.3	0.0	0.0
25～29	2.8	1.1	1.7	0.0	0.0
30～34	4.0	0.3	3.6	0.0	0.0
35～39	6.0	0.1	5.8	0.0	0.0
40～44	6.9	0.0	6.9	0.0	0.0
45～49	5.6	0.0	5.6	0.0	0.0
50～54	4.8	0.0	4.7	0.0	0.0
55～59	3.9	0.0	3.8	0.1	0.0
60～64	3.1	0.0	2.8	0.3	0.0
65～69	1.5	0.0	1.0	0.5	0.0
70～74	1.0	0.0	0.3	0.7	0.0
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	17.3	17.3	0.0	0.0	0.0

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	52.6	43.1	2.3	2.0
0～4歳	7.6	7.4	0.0	0.0	0.3
5～9	8.3	8.1	0.0	0.0	0.2
10～14	9.7	9.6	0.0	0.0	0.2
15～19	10.5	10.3	0.1	0.0	0.1
20～24	7.6	6.5	1.0	0.0	0.1
25～29	5.7	4.0	1.6	0.0	0.2
30～34	6.1	3.0	3.0	0.0	0.1
35～39	6.1	2.2	3.7	0.0	0.1
40～44	6.0	1.1	4.8	0.0	0.1
45～49	4.7	0.3	4.4	0.0	0.0
50～54	3.9	0.1	3.7	0.0	0.0
55～59	4.8	0.0	4.6	0.1	0.1
60～64	7.7	0.0	7.2	0.3	0.2
65～69	6.2	0.0	5.7	0.5	0.1
70～74	3.9	0.0	2.7	1.1	0.1
75歳以上	1.1	0.0	0.6	0.3	0.1
(再掲) 未就学児	10.0	9.6	0.0	0.0	0.4

4. 年齢階級別扶養率

被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成15年と平成19～25年までの7年間の推移を示したものが表5であり、平成25年の総数をグラフにしたのが図2である。なお、法第3条第2項被保険者については平成21年までは3年に1度の調査であったため、平成12年以降に行われた調査結果の推移を示している。

年齢計でみた扶養率は長期的に減少傾向にあり、平成25年の協会（一般）については0.748となっている。組合健保については、平成22年において一転前年より上昇しているものの長期的には減少傾向にあり、平成25年は0.868となっている。また、法第3条第2項被保険者は0.523となっている。

年齢階級別に扶養率の最近7年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）は40～44歳、組合健保は45～49歳で毎年同じである。法第3条第2項被保険者は40～44歳となっている。

平成25年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性については年齢の上昇とともに概ね増加し、協会（一般）は40～44歳、組合健保は45～49歳で、法第3条第2項被保険者は40～44歳でピークとなる。また、ピーク時の扶養率は協会（一般）1.572、組合健保1.770、法第3条第2項被保険者0.732である。それ以降は年齢の上昇とともに減少に転じており、平均扶養率は協会（一般）1.086、組合健保1.198、法第3条第2項被保険者0.562となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は、協会（一般）0.219、組合健保0.135、法第3条第2項被保険者0.284となっている。また、協会（一般）、組合健保、法第3条第2項被保険者いずれも40～44歳がピークとなり、その扶養率は協会（一般）0.429、組合健保0.257、法第3条第2項被保険者0.656である。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	平成15年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年		
								総数	男性	女性
総数	0.875	0.821	0.763	0.772	0.770	0.769	0.758	0.748	1.086	0.219
15～19歳	0.028	0.025	0.029	0.029	0.027	0.026	0.025	0.025	0.037	0.011
20～24	0.117	0.107	0.106	0.105	0.103	0.098	0.092	0.087	0.159	0.024
25～29	0.360	0.341	0.333	0.333	0.331	0.330	0.320	0.309	0.498	0.080
30～34	0.832	0.764	0.749	0.746	0.736	0.728	0.718	0.710	1.031	0.202
35～39	1.291	1.136	1.101	1.095	1.078	1.067	1.051	1.039	1.423	0.348
40～44	1.500	1.312	1.250	1.241	1.215	1.197	1.174	1.155	1.572	0.429
45～49	1.428	1.289	1.170	1.165	1.147	1.122	1.092	1.068	1.551	0.365
50～54	1.084	1.056	0.904	0.913	0.906	0.899	0.872	0.849	1.293	0.232
55～59	0.799	0.771	0.626	0.643	0.651	0.661	0.651	0.641	0.956	0.148
60～64	0.696	0.694	0.587	0.594	0.595	0.598	0.591	0.584	0.803	0.108
65～69	0.649	0.632	0.567	0.576	0.581	0.583	0.582	0.581	0.766	0.078
70～74	0.543	0.537	0.484	0.488	0.491	0.493	0.494	0.494	0.670	0.048
75歳以上	0.390	0.382	0.223	0.314	0.331	0.294	0.311	0.327	0.479	0.033

(注)平成24年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(2) 組合健保

年齢階級	平成 15年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年		
								総数	男性	女性
総数	1.050	0.934	0.893	0.879	0.891	0.890	0.869	0.868	1.198	0.135
15～19歳	0.006	0.008	0.022	0.038	0.026	0.022	0.025	0.008	0.012	0.000
20～24	0.063	0.049	0.075	0.054	0.071	0.075	0.070	0.060	0.098	0.013
25～29	0.270	0.256	0.257	0.237	0.246	0.262	0.241	0.234	0.366	0.035
30～34	0.791	0.688	0.680	0.674	0.677	0.673	0.648	0.632	0.937	0.099
35～39	1.371	1.142	1.113	1.088	1.063	1.070	1.052	1.046	1.463	0.185
40～44	1.753	1.452	1.425	1.380	1.327	1.288	1.269	1.263	1.685	0.257
45～49	1.796	1.594	1.513	1.440	1.445	1.412	1.371	1.344	1.770	0.254
50～54	1.490	1.424	1.259	1.268	1.303	1.258	1.211	1.220	1.590	0.164
55～59	1.069	1.015	0.917	0.893	0.922	0.926	0.912	0.903	1.155	0.089
60～64	0.878	0.863	0.775	0.753	0.767	0.763	0.733	0.734	0.901	0.062
65～69	0.838	0.809	0.770	0.766	0.742	0.762	0.760	0.694	0.819	0.052
70～74	0.620	0.759	0.708	0.738	0.754	0.722	0.627	0.629	0.720	0.026
75歳以上	0.375	0.412	-	-	-	-	-	-	-	-

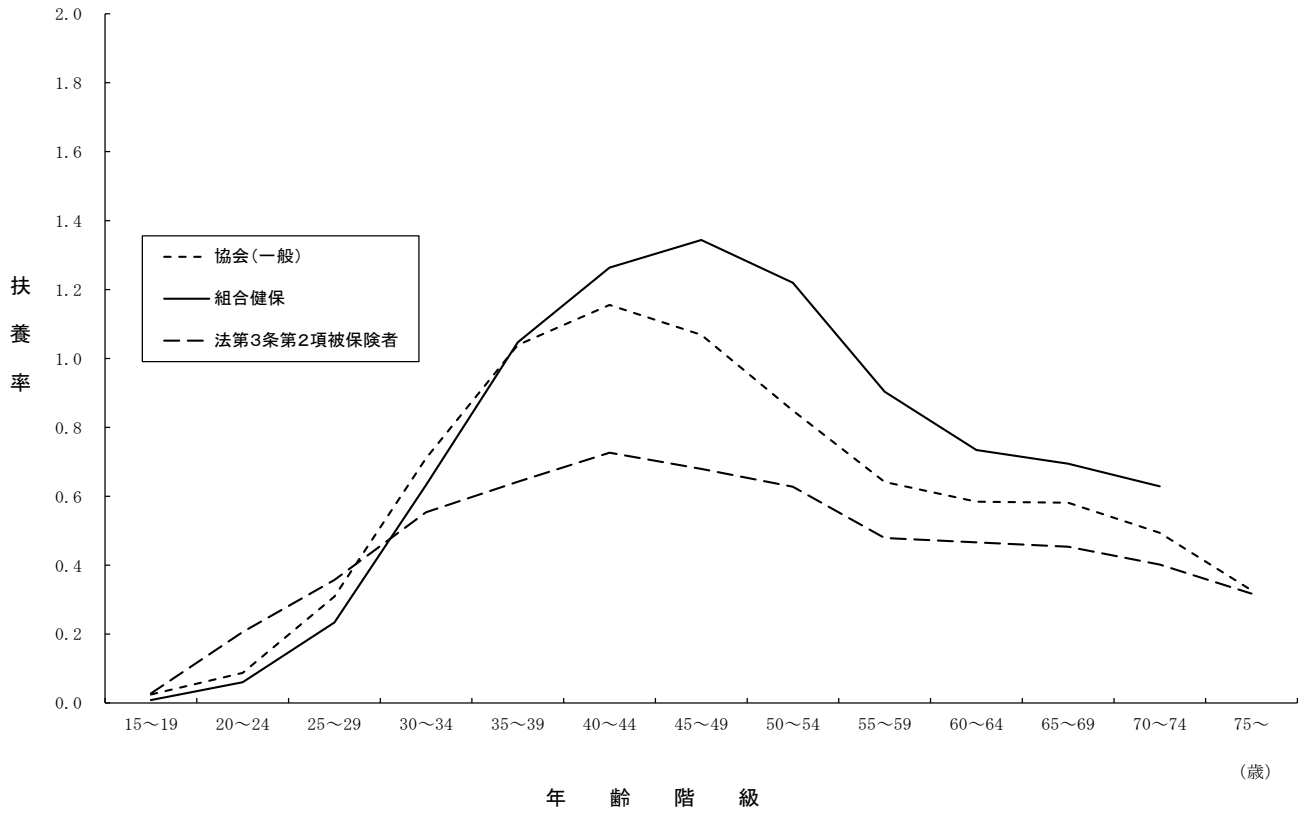
(注)平成24年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	平成 12年	15年	18年	21年	22年	23年	24年	25年		
								総数	男性	女性
総数	0.496	0.515	0.659	0.525	0.516	0.502	0.499	0.523	0.562	0.284
15～19歳	0.000	0.000	0.000	0.019	0.068	0.032	0.018	0.028	0.028	0.000
20～24	0.119	0.451	0.405	0.185	0.191	0.263	0.238	0.206	0.211	0.000
25～29	0.417	0.400	0.388	0.424	0.407	0.388	0.366	0.357	0.368	0.091
30～34	0.949	0.576	1.009	0.547	0.530	0.536	0.539	0.554	0.561	0.417
35～39	0.985	0.925	1.103	0.766	0.749	0.719	0.723	0.642	0.669	0.383
40～44	0.925	0.908	0.959	0.758	0.732	0.731	0.708	0.726	0.732	0.656
45～49	0.680	0.679	0.799	0.749	0.714	0.687	0.694	0.680	0.689	0.600
50～54	0.553	0.534	0.771	0.564	0.596	0.578	0.589	0.627	0.672	0.336
55～59	0.381	0.421	0.575	0.459	0.463	0.439	0.431	0.479	0.539	0.211
60～64	0.369	0.377	0.498	0.433	0.431	0.415	0.412	0.466	0.514	0.241
65～69	0.400	0.505	0.510	0.406	0.396	0.376	0.372	0.453	0.525	0.181
70～74	0.445	0.512	0.600	0.450	0.393	0.366	0.389	0.401	0.480	0.167
75歳以上	0.329	0.379	0.581	0.396	0.421	0.348	0.318	0.317	0.377	0.169

(注)平成24年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成25年10月1日現在）



次に、平成25年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.463、組合健保0.533、法第3条第2項被保険者は0.275、配偶者は協会（一般）0.249、組合健保0.318、法第3条第2項被保険者は0.226、直系尊属は協会（一般）0.029、組合健保0.014、法第3条第2項被保険者は0.012、その他は協会（一般）0.007、組合健保0.003、法第3条第2項被保険者は0.011と、概ね組合健保が一番高く、法第3条第2項被保険者が一番低くなっているが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が一番高くなっている。

被保険者の年齢階級別にみた子の扶養率は山型をなしており、ピークは協会（一般）は40～44歳の0.811、組合健保は45～49歳の0.917、法第3条第2項被保険者は40～44歳の0.471である。配偶者の扶養率は、協会（一般）、組合健保及び法第3条第2項被保険者いずれも65～69歳が最も高くなっており、協会（一般）は0.472、組合健保は0.606、法第3条第2項被保険者が0.296となっている。直系尊属の扶養率は年齢階級別にみると山型をなしており、協会（一般）、組合健保、法第3条第2項被保険者いずれも40～44歳がピークであり、協会（一般）が0.064、組合健保が0.028、法第3条第2項被保険者が0.036となっている。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成25年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.748	0.463	0.249	0.029	0.007
15～19歳	0.025	0.007	0.008	0.006	0.003
20～24	0.087	0.044	0.030	0.010	0.004
25～29	0.309	0.188	0.097	0.020	0.004
30～34	0.710	0.473	0.196	0.036	0.005
35～39	1.039	0.720	0.257	0.056	0.006
40～44	1.155	0.811	0.272	0.064	0.008
45～49	1.068	0.756	0.254	0.050	0.009
50～54	0.849	0.569	0.257	0.014	0.009
55～59	0.641	0.328	0.303	0.001	0.010
60～64	0.584	0.163	0.412	0.000	0.010
65～69	0.581	0.100	0.472	0.000	0.010
70～74	0.494	0.066	0.418	0.000	0.010
75歳以上	0.327	0.061	0.257	0.000	0.009

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.868	0.533	0.318	0.014	0.003
15～19歳	0.008	0.001	0.004	0.001	0.002
20～24	0.060	0.032	0.024	0.004	0.001
25～29	0.234	0.136	0.088	0.008	0.001
30～34	0.632	0.411	0.204	0.014	0.003
35～39	1.046	0.712	0.311	0.022	0.002
40～44	1.263	0.863	0.369	0.028	0.004
45～49	1.344	0.917	0.398	0.024	0.005
50～54	1.220	0.777	0.431	0.007	0.004
55～59	0.903	0.414	0.484	0.001	0.004
60～64	0.734	0.176	0.555	0.000	0.003
65～69	0.694	0.084	0.606	0.000	0.004
70～74	0.629	0.050	0.577	0.000	0.003
75歳以上	-	-	-	-	-

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.523	0.275	0.226	0.012	0.011
15～19歳	0.028	0.014	0.014	0.000	0.000
20～24	0.206	0.106	0.098	0.002	0.000
25～29	0.357	0.212	0.136	0.007	0.002
30～34	0.554	0.340	0.177	0.021	0.014
35～39	0.642	0.420	0.197	0.018	0.006
40～44	0.726	0.471	0.215	0.036	0.005
45～49	0.680	0.429	0.211	0.031	0.008
50～54	0.627	0.391	0.212	0.011	0.014
55～59	0.479	0.249	0.216	0.004	0.009
60～64	0.466	0.170	0.278	0.001	0.017
65～69	0.453	0.140	0.296	0.001	0.016
70～74	0.401	0.102	0.285	0.000	0.014
75歳以上	0.317	0.069	0.240	0.000	0.008

5. 標準報酬月額別扶養率

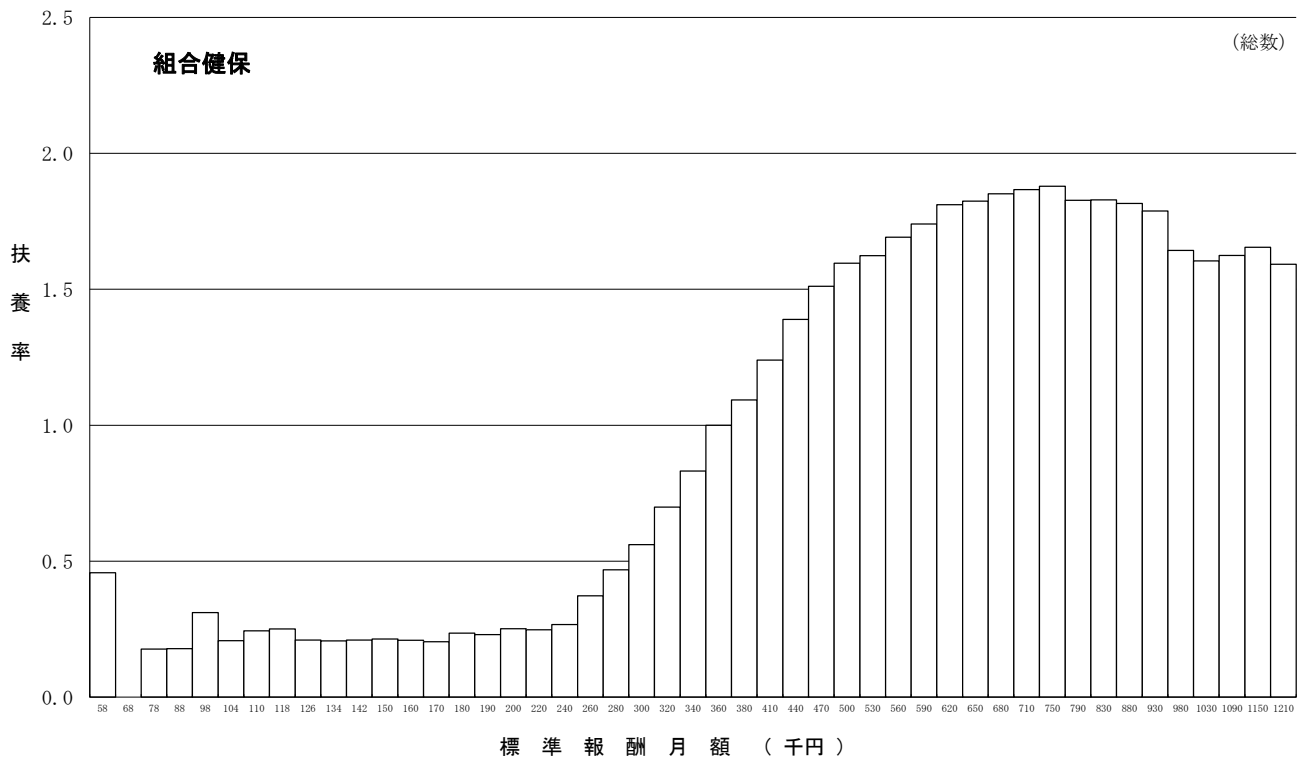
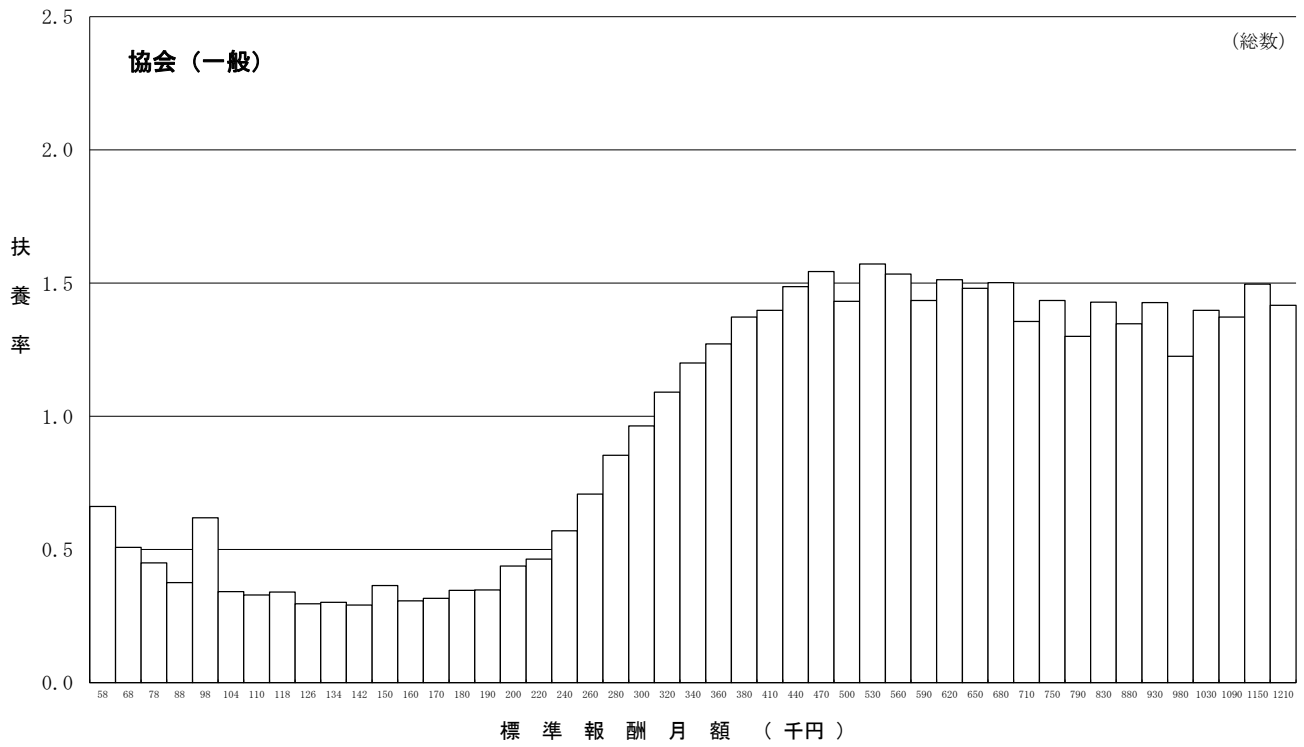
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）は概ね標準報酬月額が19万円程度から47万円程度の間で、組合健保は概ね標準報酬月額が22万円程度から62万円程度の間で、標準報酬月額の上昇とともに扶養率も増加する傾向にある。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成25年10月1日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.748	1.086	0.219	0.868	1.198	0.135
58,000円	0.661	0.932	0.167	0.457	0.737	0.125
68,000	0.508	0.769	0.177	0.000	-	0.000
78,000	0.449	0.764	0.167	0.176	0.375	0.115
88,000	0.376	0.636	0.202	0.178	0.303	0.118
98,000	0.618	0.933	0.193	0.311	0.556	0.165
104,000	0.341	0.587	0.234	0.208	0.262	0.191
110,000	0.329	0.590	0.225	0.244	0.466	0.183
118,000	0.340	0.628	0.217	0.251	0.411	0.207
126,000	0.296	0.527	0.215	0.210	0.306	0.185
134,000	0.302	0.536	0.210	0.206	0.403	0.154
142,000	0.291	0.507	0.205	0.209	0.325	0.177
150,000	0.364	0.650	0.200	0.214	0.377	0.158
160,000	0.307	0.519	0.199	0.209	0.347	0.152
170,000	0.316	0.522	0.196	0.204	0.366	0.129
180,000	0.346	0.555	0.197	0.235	0.403	0.145
190,000	0.348	0.546	0.198	0.230	0.406	0.135
200,000	0.437	0.673	0.196	0.251	0.461	0.104
220,000	0.464	0.677	0.207	0.247	0.416	0.100
240,000	0.570	0.790	0.220	0.267	0.426	0.099
260,000	0.708	0.933	0.231	0.373	0.550	0.106
280,000	0.854	1.073	0.247	0.468	0.639	0.120
300,000	0.964	1.196	0.249	0.561	0.771	0.122
320,000	1.090	1.307	0.277	0.698	0.909	0.133
340,000	1.200	1.411	0.295	0.832	1.045	0.133
360,000	1.272	1.482	0.289	0.999	1.218	0.155
380,000	1.372	1.571	0.315	1.093	1.293	0.142
410,000	1.398	1.606	0.293	1.240	1.413	0.163
440,000	1.487	1.671	0.320	1.389	1.554	0.171
470,000	1.543	1.708	0.339	1.511	1.660	0.202
500,000	1.432	1.651	0.252	1.596	1.725	0.237
530,000	1.572	1.722	0.318	1.624	1.758	0.165
560,000	1.534	1.696	0.271	1.692	1.801	0.202
590,000	1.435	1.638	0.226	1.740	1.853	0.296
620,000	1.513	1.660	0.278	1.811	1.918	0.192
650,000	1.480	1.653	0.232	1.824	1.905	0.200
680,000	1.502	1.649	0.247	1.851	1.955	0.185
710,000	1.355	1.567	0.212	1.867	1.947	0.392
750,000	1.434	1.604	0.224	1.879	1.969	0.200
790,000	1.300	1.523	0.189	1.828	1.924	0.283
830,000	1.429	1.591	0.237	1.829	1.917	0.283
880,000	1.347	1.534	0.219	1.816	1.955	0.140
930,000	1.427	1.584	0.271	1.788	1.901	0.206
980,000	1.225	1.453	0.207	1.643	1.790	0.300
1,030,000	1.398	1.549	0.292	1.604	1.732	0.281
1,090,000	1.372	1.544	0.250	1.625	1.712	0.524
1,150,000	1.496	1.642	0.350	1.655	1.745	0.286
1,210,000	1.416	1.577	0.262	1.592	1.688	0.265

（注）組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

図3 標準報酬月額別扶養率（平成25年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額額の12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）は概ね総報酬が150万円程度から850万円程度の間で、組合健保は概ね総報酬が150万円程度から1,110万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。また、800万円未満の階級においては、扶養率は協会（一般）の方が組合健保よりも概ね高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成25年10月1日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.748	1.086	0.219	0.868	1.198	0.135
～ 999,000 円	0.577	0.870	0.168	0.293	0.567	0.111
1,000,000 ～ 1,499,000	0.445	0.777	0.213	0.248	0.419	0.192
1,500,000 ～ 1,999,000	0.327	0.567	0.205	0.210	0.335	0.168
2,000,000 ～ 2,499,000	0.381	0.606	0.196	0.233	0.420	0.130
2,500,000 ～ 2,999,000	0.459	0.686	0.202	0.264	0.458	0.109
3,000,000 ～ 3,499,000	0.628	0.874	0.213	0.350	0.529	0.102
3,500,000 ～ 3,999,000	0.789	1.040	0.230	0.426	0.624	0.112
4,000,000 ～ 4,499,000	0.979	1.230	0.256	0.555	0.763	0.111
4,500,000 ～ 4,999,000	1.159	1.410	0.274	0.727	0.943	0.134
5,000,000 ～ 5,499,000	1.293	1.543	0.304	0.929	1.165	0.143
5,500,000 ～ 5,999,000	1.400	1.638	0.329	1.104	1.322	0.152
6,000,000 ～ 6,499,000	1.414	1.647	0.299	1.237	1.423	0.176
6,500,000 ～ 6,999,000	1.509	1.714	0.337	1.398	1.572	0.157
7,000,000 ～ 7,499,000	1.496	1.697	0.297	1.498	1.649	0.196
7,500,000 ～ 7,999,000	1.571	1.746	0.314	1.565	1.708	0.218
8,000,000 ～ 8,499,000	1.604	1.759	0.307	1.636	1.765	0.188
8,500,000 ～ 8,999,000	1.485	1.671	0.240	1.703	1.812	0.243
9,000,000 ～ 9,499,000	1.434	1.625	0.212	1.726	1.830	0.193
9,500,000 ～ 9,999,000	1.524	1.672	0.248	1.788	1.876	0.315
10,000,000 ～ 10,499,000	1.599	1.741	0.255	1.853	1.932	0.247
10,500,000 ～ 10,999,000	1.418	1.597	0.214	1.859	1.960	0.172
11,000,000 ～ 11,499,000	1.474	1.630	0.245	1.856	1.936	0.266
11,500,000 ～ 11,999,000	1.253	1.476	0.205	1.850	1.928	0.288
12,000,000 ～ 12,499,000	1.415	1.572	0.282	1.840	1.941	0.259
12,500,000 ～ 12,999,000	1.494	1.641	0.295	1.987	2.091	0.091
13,000,000 ～ 13,499,000	1.367	1.540	0.257	1.807	1.922	0.200
13,500,000 ～ 13,999,000	1.434	1.587	0.307	1.821	1.914	0.273
14,000,000 ～ 14,499,000	1.477	1.634	0.321	2.003	2.051	0.800
14,500,000 ～ 14,999,000	1.372	1.539	0.258	1.695	1.785	0.243
15,000,000 ～ 15,499,000	1.597	1.730	0.333	1.887	1.996	0.400
15,500,000 ～ 15,999,000	1.568	1.702	0.296	1.818	1.927	0.000
16,000,000 ～ 16,499,000	1.590	1.720	0.325	1.852	1.905	0.571
16,500,000 ～ 16,999,000	1.656	1.789	0.333	1.787	1.885	0.500
17,000,000 ～ 17,499,000	1.869	1.996	0.300	1.754	1.832	0.000
17,500,000 ～ 17,999,000	1.712	1.834	0.333	1.792	1.810	0.000
18,000,000 ～ 18,499,000	1.744	1.850	0.357	1.915	1.938	0.000
18,500,000 ～ 18,999,000	1.596	1.718	0.225	1.659	1.714	0.500
19,000,000 ～ 19,499,000	1.594	1.691	0.204	1.648	1.780	0.000
19,500,000 ～ 19,999,000	1.464	1.555	0.185	1.571	1.615	0.429
20,000,000 ～	1.571	1.695	0.303	1.750	1.815	0.000

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

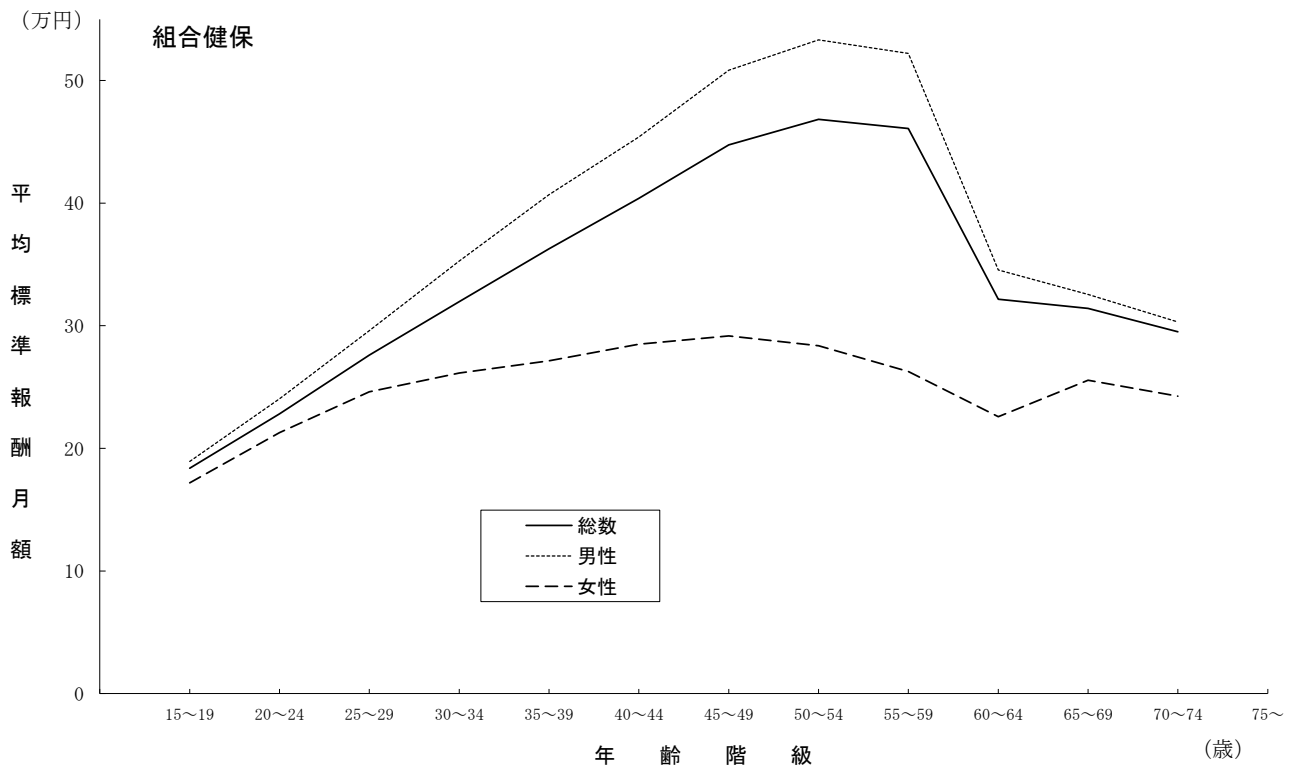
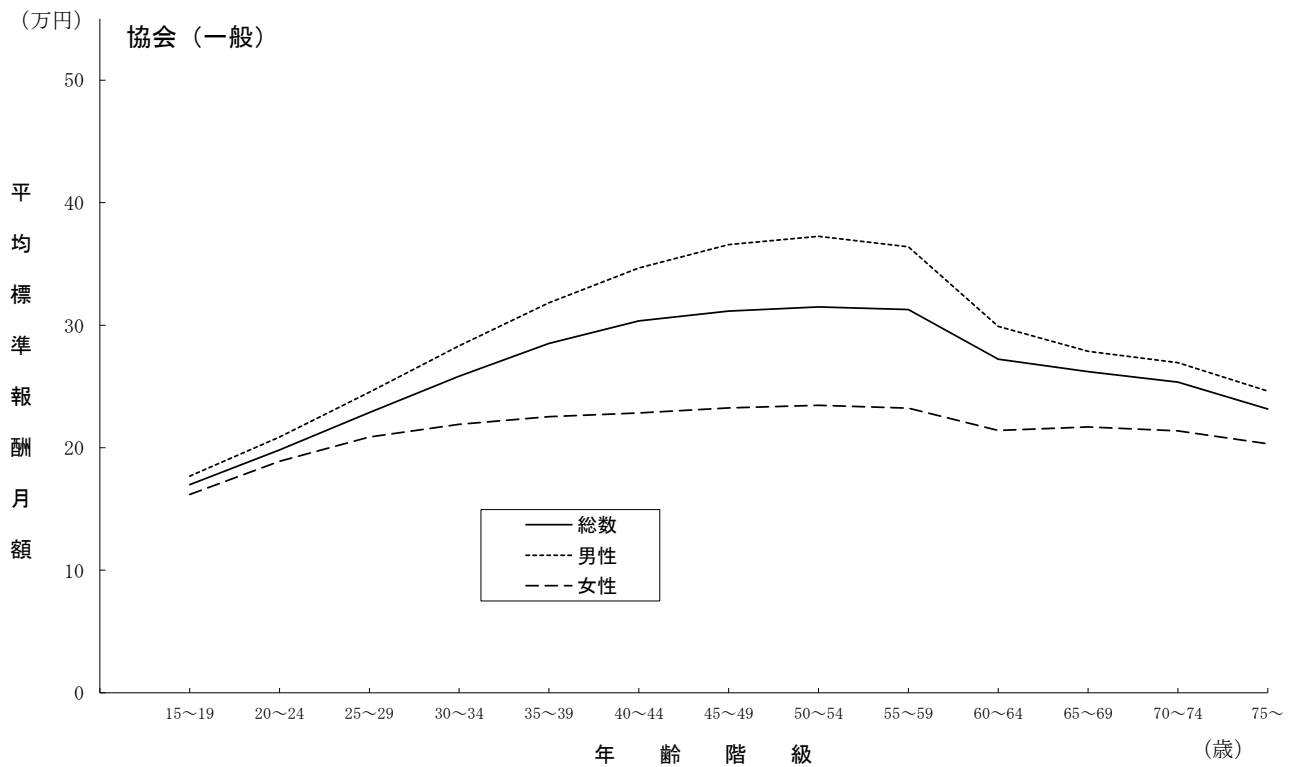
被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9-1及び図4である。男性は年齢階級別にみると山型をなしており、ピークは協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が372,588円、組合健保が533,247円となっており、これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.11倍、組合健保は約2.82倍となっている。協会（一般）は40歳ごろ、組合健保は50歳ごろまでの平均標準報酬月額は年齢階級の上昇とともに3～5万円程度増加するが、その後はそれより小幅な増加となり、55歳を過ぎると平均標準報酬月額は年齢とともに概ね減少する傾向となっている。一方、女性の平均標準報酬月額は、協会（一般）は16万円～23万円台、組合健保は17万円～29万円台で推移している。

平均標準報酬月額について、組合健保の協会（一般）に対する比率でみると、男性は55～59歳、女性は45～49歳の階級が最も大きく、男性で約1.43倍、女性で約1.26倍となっており、また、平均では男性で約1.32倍、女性で約1.19倍となっている。

表9-1 年齢階級別平均標準報酬月額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	278,077	314,748	220,529	367,703	415,054	262,549	1.322	1.319	1.191
15～19歳	169,886	176,733	161,868	183,828	189,257	171,900	1.082	1.071	1.062
20～24	198,152	208,700	188,927	228,181	240,396	212,867	1.152	1.152	1.127
25～29	228,786	245,264	208,767	276,096	296,072	246,099	1.207	1.207	1.179
30～34	258,352	283,189	219,120	319,664	352,847	261,468	1.237	1.246	1.193
35～39	285,073	318,208	225,372	362,765	406,927	271,463	1.273	1.279	1.205
40～44	303,492	346,636	228,289	403,986	453,909	284,904	1.331	1.309	1.248
45～49	311,479	365,751	232,501	447,539	508,459	291,732	1.437	1.390	1.255
50～54	314,895	372,588	234,704	468,443	533,247	283,743	1.488	1.431	1.209
55～59	312,789	364,051	232,315	460,948	522,161	262,601	1.474	1.434	1.130
60～64	272,264	299,004	214,180	321,704	345,472	225,871	1.182	1.155	1.055
65～69	262,061	278,645	216,985	314,204	325,531	255,594	1.199	1.168	1.178
70～74	253,573	269,385	213,677	295,083	303,052	242,555	1.164	1.125	1.135
75歳以上	231,554	246,222	203,238	-	-	-	0.000	-	-

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成25年10月1日現在）



次に平成25年の平均標準報酬月額伸び率を示したものが表9-2である。

平均標準報酬月額は、協会（一般）の総数は0.15%増、男性は0.02%増、女性は0.52%増、組合健保の総数は0.10%増、男性は0.10%増、女性は0.60%増となっている。この伸び率を要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は0.09%減、女性は0.45%増、組合健保の男性は0.35%減、女性は0.45%増、年齢構成の変化による分の影響では、協会（一般）の男性は0.11%増、女性は0.07%増、組合健保の男性は0.45%増、女性は0.15%増となっている。

なお、報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成24年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表9-2 平均標準報酬月額伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成24年平均 標準報酬月額 (円)	平成25年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	277,658	278,077	0.15	0.03	0.12
男性	314,680	314,748	0.02	▲ 0.09	0.11
女性	219,385	220,529	0.52	0.45	0.07

(2) 組合健保

	平成24年平均 標準報酬月額 (円)	平成25年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	367,333	367,703	0.10	▲ 0.27	0.37
男性	414,638	415,054	0.10	▲ 0.35	0.45
女性	260,982	262,549	0.60	0.45	0.15

8. 年齢階級別平均標準賞与額

平成24年10月1日から平成25年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別の分布をみると、男性は協会（一般）、組合健保とも標準報酬月額と同様の山型をなしており、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳でピークとなっており、協会（一般）は515,854円、組合健保は1,748,757円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）は約5.15倍、組合健保は約8.59倍となり、いずれも平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きく、組合健保の場合は特に大きくなっている。

女性の平均標準賞与額も男性とほぼ同様の傾向にあるが、男性と比べるとなだらかである。また、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40歳～50歳代では男性よりもかなり低い金額になっている。

平均標準賞与額について、組合健保の協会（一般）に対する比率は平均で男性が約2.89倍、女性が約1.68倍となっており、協会（一般）と組合健保との比率は平均標準報酬月額の場合よりも大きくなっている。

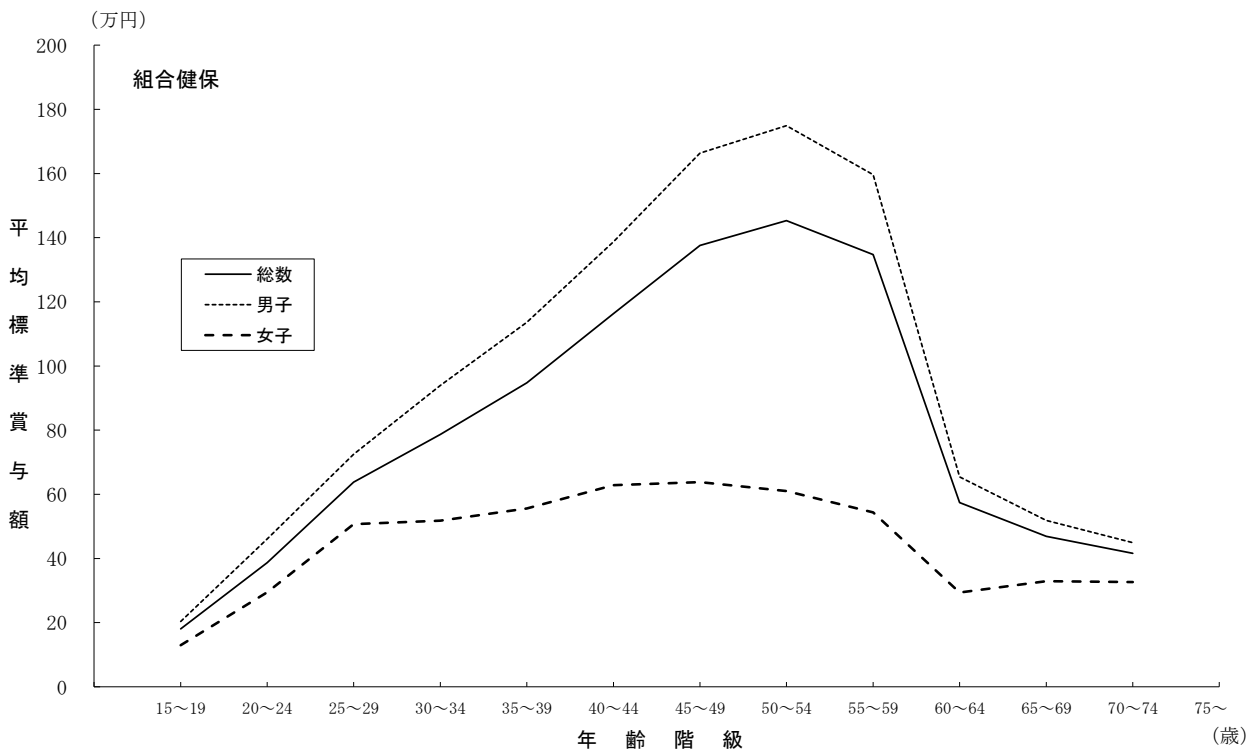
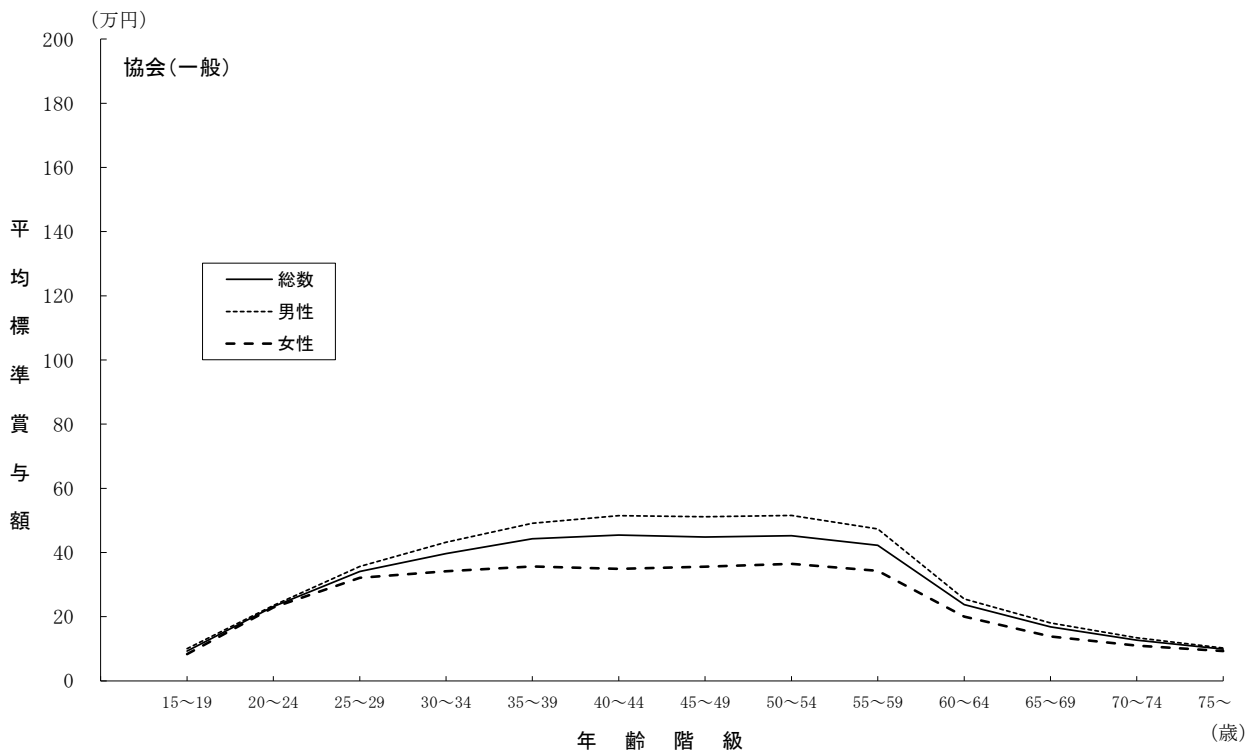
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	378,038	418,833	314,925	992,261	1,208,213	527,480	2.625	2.885	1.675
15～19歳	92,621	100,239	83,698	180,469	203,693	129,438	1.948	2.032	1.546
20～24	231,589	234,670	228,894	387,200	460,990	294,502	1.672	1.964	1.287
25～29	340,643	356,449	321,433	638,127	725,060	507,108	1.873	2.034	1.578
30～34	396,618	431,652	341,314	786,859	939,576	518,227	1.984	2.177	1.518
35～39	442,880	490,855	356,557	947,327	1,135,933	556,225	2.139	2.314	1.560
40～44	454,328	514,664	349,360	1,163,321	1,387,214	628,608	2.561	2.695	1.799
45～49	447,972	511,235	356,178	1,375,709	1,663,467	638,040	3.071	3.254	1.791
50～54	452,360	515,854	364,405	1,452,778	1,748,757	610,289	3.212	3.390	1.675
55～59	422,313	473,152	342,849	1,347,174	1,596,542	543,447	3.190	3.374	1.585
60～64	237,505	255,390	199,957	574,178	654,528	293,677	2.418	2.563	1.469
65～69	168,251	180,772	138,233	468,934	518,938	328,946	2.787	2.871	2.380
70～74	127,062	134,596	109,700	416,071	449,426	326,369	3.275	3.339	2.975
75歳以上	99,157	102,609	92,563	-	-	-	-	-	-

(注1)平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2)標準賞与額とは、平成24年10月1日から平成25年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成25年10月1日現在）



また、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は約1.36ヶ月分、組合健保は約2.70ヶ月分となっている。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が35～39歳の約1.55ヶ月分、組合健保が50～54歳の約3.10ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

次に男女別でみると、協会（一般）は男性、女性ともに35～39歳でピークとなっており、組合健保は男性が50～54歳、女性が40～44歳でピークとなっている。また、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）男性が約1.54ヶ月分、組合健保男性が約3.28ヶ月分、協会（一般）女性が約1.58ヶ月分、組合健保女性が約2.21ヶ月分となっている。

また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）において男性と女性の間大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成25年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	278,077	314,748	220,529	378,038	418,833	314,925	1.359	1.331	1.428
15～19歳	169,886	176,733	161,868	92,621	100,239	83,698	0.545	0.567	0.517
20～24	198,152	208,700	188,927	231,589	234,670	228,894	1.169	1.124	1.212
25～29	228,786	245,264	208,767	340,643	356,449	321,433	1.489	1.453	1.540
30～34	258,352	283,189	219,120	396,618	431,652	341,314	1.535	1.524	1.558
35～39	285,073	318,208	225,372	442,880	490,855	356,557	1.554	1.543	1.582
40～44	303,492	346,636	228,289	454,328	514,664	349,360	1.497	1.485	1.530
45～49	311,479	365,751	232,501	447,972	511,235	356,178	1.438	1.398	1.532
50～54	314,895	372,588	234,704	452,360	515,854	364,405	1.437	1.385	1.553
55～59	312,789	364,051	232,315	422,313	473,152	342,849	1.350	1.300	1.476
60～64	272,264	299,004	214,180	237,505	255,390	199,957	0.872	0.854	0.934
65～69	262,061	278,645	216,985	168,251	180,772	138,233	0.642	0.649	0.637
70～74	253,573	269,385	213,677	127,062	134,596	109,700	0.501	0.500	0.513
75歳以上	231,554	246,222	203,238	99,157	102,609	92,563	0.428	0.417	0.455

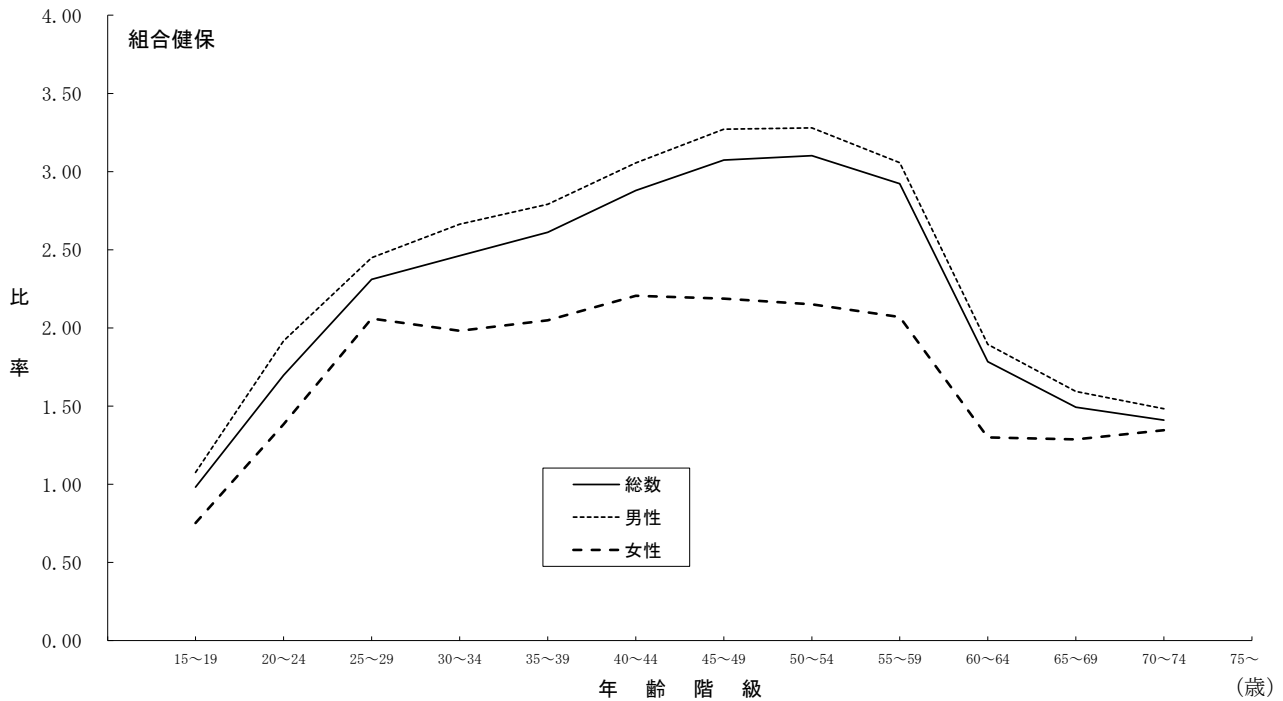
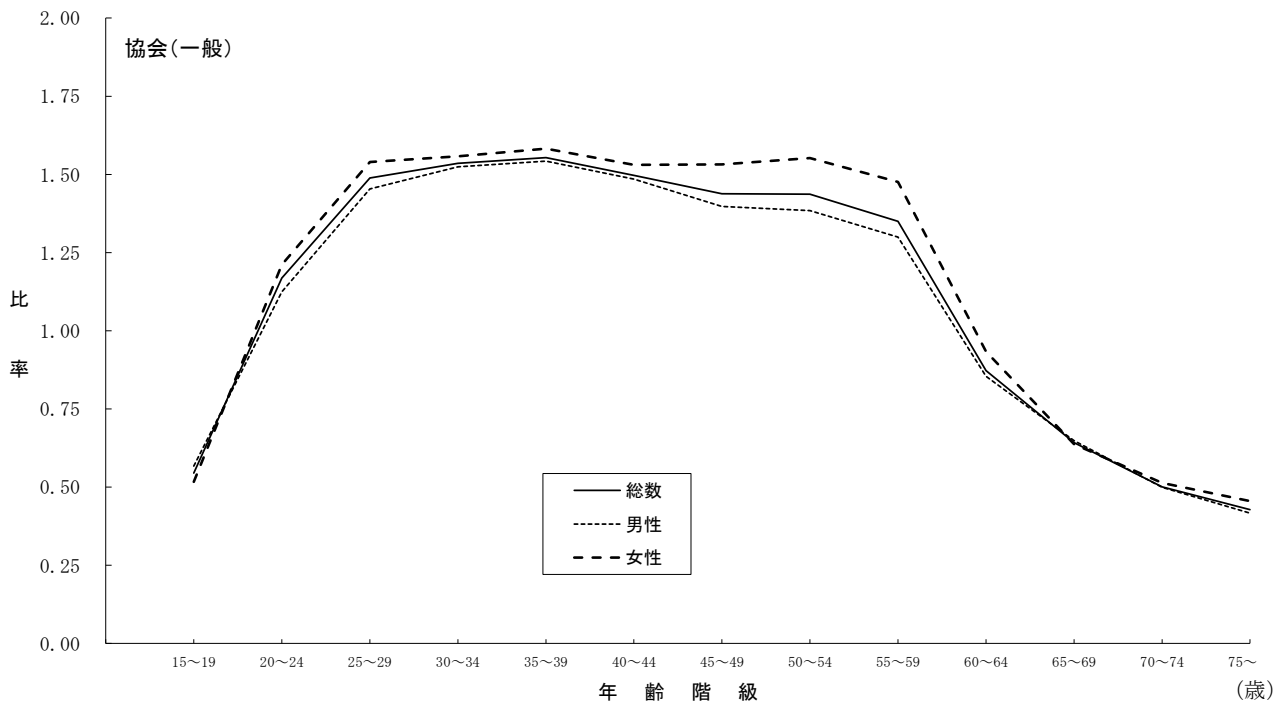
(2) 組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	367,703	415,054	262,549	992,261	1,208,213	527,480	2.699	2.911	2.009
15～19歳	183,828	189,257	171,900	180,469	203,693	129,438	0.982	1.076	0.753
20～24	228,181	240,396	212,867	387,200	460,990	294,502	1.697	1.918	1.384
25～29	276,096	296,072	246,099	638,127	725,060	507,108	2.311	2.449	2.061
30～34	319,664	352,847	261,468	786,859	939,576	518,227	2.462	2.663	1.982
35～39	362,765	406,927	271,463	947,327	1,135,933	556,225	2.611	2.791	2.049
40～44	403,986	453,909	284,904	1,163,321	1,387,214	628,608	2.880	3.056	2.206
45～49	447,539	508,459	291,732	1,375,709	1,663,467	638,040	3.074	3.272	2.187
50～54	468,443	533,247	283,743	1,452,778	1,748,757	610,289	3.101	3.279	2.151
55～59	460,948	522,161	262,601	1,347,174	1,596,542	543,447	2.923	3.058	2.069
60～64	321,704	345,472	225,871	574,178	654,528	293,677	1.785	1.895	1.300
65～69	314,204	325,531	255,594	468,934	518,938	328,946	1.492	1.594	1.287
70～74	295,083	303,052	242,555	416,071	449,426	326,369	1.410	1.483	1.346
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成24年10月1日から平成25年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成25年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12-1及び図7である。

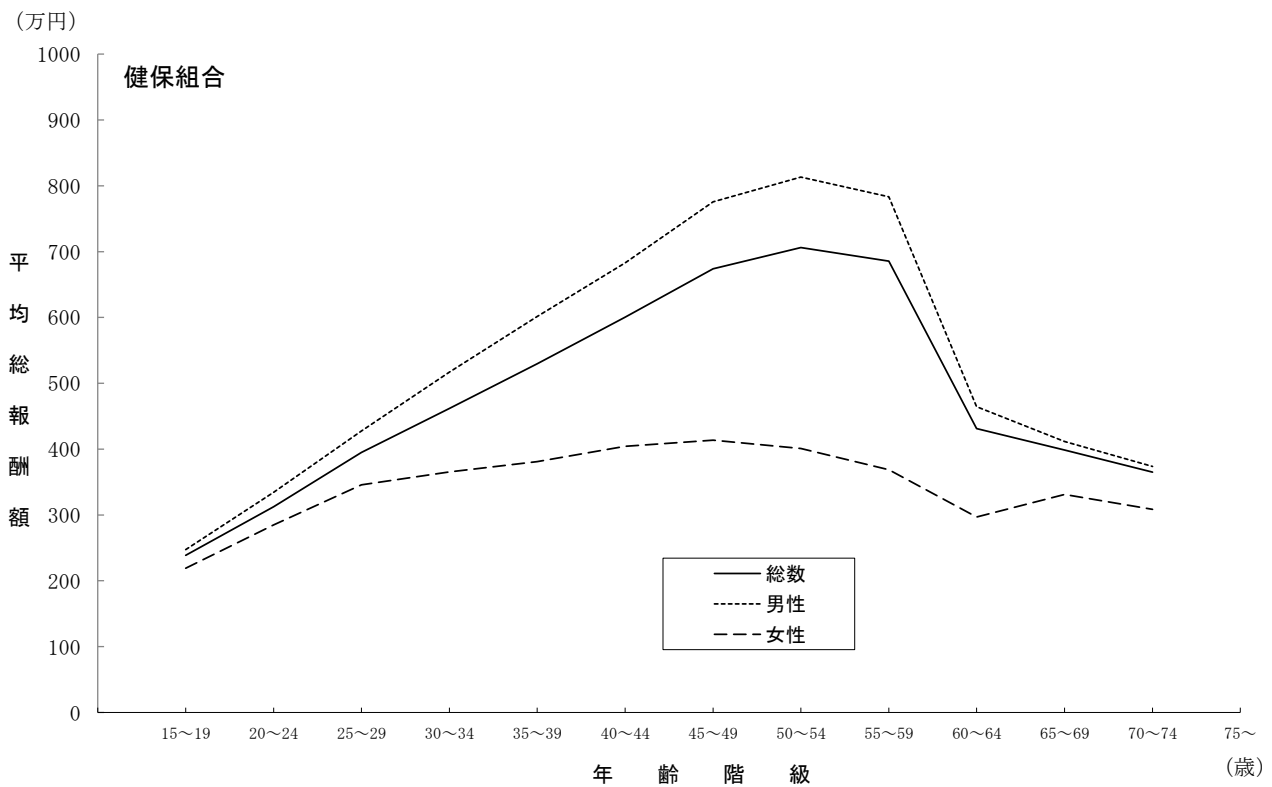
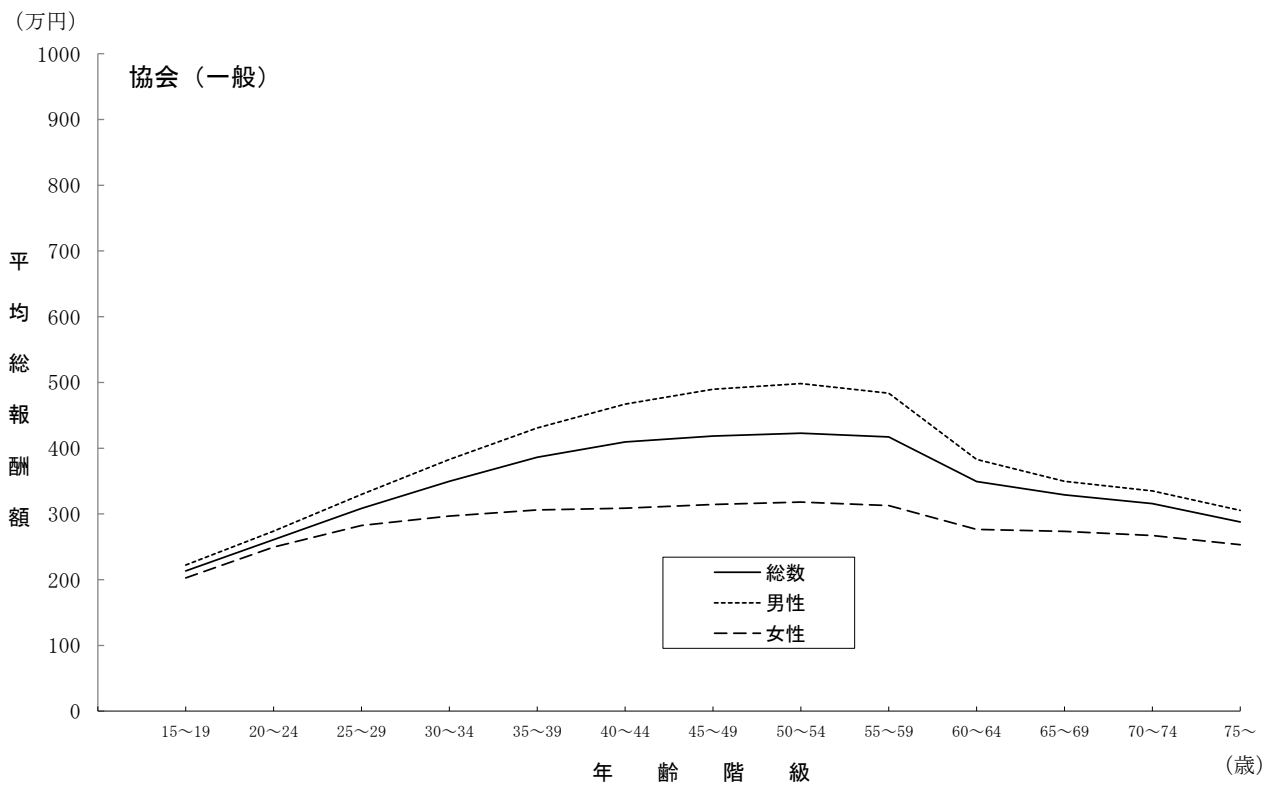
年齢階級別の分布をみると、男性は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークとなる年齢階級は、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が4,983,231円、組合健保が8,133,899円となっている。女性の平均総報酬額についても男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）は50～54歳、組合健保は45～49歳でピークとなっているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による格差があまりみられない。

組合健保の協会（一般）に対する比率をみると、男性は50～54歳、女性は45～49歳の階級が最も差が大きく、男性が約1.63倍、女性が約1.32倍となっており、また、平均では男性が約1.47倍、女性が約1.24倍となっている。

表12-1 年齢階級別平均総報酬額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	3,708,998	4,186,912	2,959,008	5,369,039	6,134,040	3,670,164	1.448	1.465	1.240
15～19	2,131,206	2,220,981	2,026,066	2,386,410	2,474,779	2,192,234	1.120	1.114	1.082
20～24	2,608,961	2,738,621	2,495,561	3,124,480	3,345,074	2,847,902	1.198	1.221	1.141
25～29	3,084,814	3,298,375	2,825,377	3,948,600	4,275,915	3,457,075	1.280	1.296	1.224
30～34	3,494,901	3,827,709	2,969,214	4,619,626	5,170,919	3,652,765	1.322	1.351	1.230
35～39	3,861,504	4,306,616	3,059,513	5,296,556	6,015,424	3,810,343	1.372	1.397	1.245
40～44	4,093,842	4,671,233	3,087,419	6,005,942	6,828,422	4,044,090	1.467	1.462	1.310
45～49	4,183,305	4,896,885	3,144,886	6,738,985	7,757,350	4,134,433	1.611	1.584	1.315
50～54	4,228,503	4,983,231	3,179,473	7,063,101	8,133,899	4,011,169	1.670	1.632	1.262
55～59	4,172,320	4,837,105	3,128,725	6,856,751	7,834,661	3,688,046	1.643	1.620	1.179
60～64	3,493,279	3,828,551	2,764,995	4,313,167	4,646,323	2,969,903	1.235	1.214	1.074
65～69	3,291,198	3,495,647	2,735,504	3,985,493	4,115,603	3,312,261	1.211	1.177	1.211
70～74	3,158,229	3,351,609	2,670,303	3,650,032	3,735,500	3,086,660	1.156	1.115	1.156
75歳以上	2,876,272	3,055,327	2,530,617	-	-	-	-	-	-

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成25年10月1日現在）



次に平成25年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12-2である。

これによると、平均総報酬額は、協会（一般）の総数は0.11%増、男性は横ばい、女性は0.43%増、組合健保の総数は0.08%増、男性は0.12%増、女性は0.51%増となっている。この伸び率を要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は0.09%減、女性は0.38%増、組合健保の男性は0.36%減、女性は0.35%増、年齢構成の変化による分の影響で、協会（一般）の男性は0.09%増、女性は0.06%増、組合健保の男性は0.48%増、女性は0.16%増となっている。

なお、報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成24年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12-2 平均総報酬額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成24年 平均総報酬額 (円)	平成25年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	3,704,816	3,708,998	0.11	0.01	0.10
男性	4,186,754	4,186,912	0.00	▲ 0.09	0.09
女性	2,946,233	2,959,008	0.43	0.38	0.06

(2) 組合健保

	平成24年 平均総報酬額 (円)	平成25年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,364,616	5,369,039	0.08	▲ 0.32	0.40
男性	6,126,595	6,134,040	0.12	▲ 0.36	0.48
女性	3,651,563	3,670,164	0.51	0.35	0.16

10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数で見ると、協会（一般）は0.375、組合健保は0.190となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高くなっている。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については協会（一般）、組合健保ともに年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が30～34歳で0.305、組合健保が45～49歳で0.101となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、協会（一般）は75歳以上で0.848、組合健保は70～74歳で0.606となっている。女性についても男性と同様の傾向であり、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が25～29歳で0.328、組合健保が55～59歳で0.244となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、協会（一般）が75歳以上で0.847、組合健保が70～74歳で0.524となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成25年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.375	0.380	0.367	0.190	0.140	0.295
15～19歳	0.403	0.377	0.434	0.248	0.187	0.381
20～24	0.351	0.350	0.351	0.233	0.174	0.307
25～29	0.319	0.311	0.328	0.205	0.154	0.281
30～34	0.316	0.305	0.332	0.207	0.145	0.315
35～39	0.318	0.308	0.336	0.182	0.118	0.316
40～44	0.341	0.334	0.354	0.159	0.103	0.291
45～49	0.359	0.365	0.351	0.150	0.101	0.275
50～54	0.366	0.379	0.347	0.146	0.108	0.254
55～59	0.387	0.402	0.362	0.155	0.127	0.244
60～64	0.501	0.516	0.469	0.329	0.319	0.364
65～69	0.639	0.649	0.615	0.474	0.478	0.463
70～74	0.763	0.769	0.749	0.584	0.606	0.524
75歳以上	0.847	0.848	0.847	-	-	-

（注1）標準賞与額0円の割合については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成24年10月1日から平成25年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

1.1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

被保険者期間（資格取得後平成25年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かにより、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で協会（一般）15.0%、組合健保13.5%となっており、年齢の上昇に伴い概ね減少する傾向にあるが、学卒者の新規加入の影響により、25歳未満で1年未満の被保険者が多くなっている。また、定年後の再就職による加入の影響により、60歳以上65歳未満の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級と比べて多くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成25年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	15.0	85.0	100.0	13.5	86.5
15～19歳	100.0	73.4	26.6	100.0	73.1	26.9
20～24	100.0	36.3	63.7	100.0	37.8	62.2
25～29	100.0	20.5	79.5	100.0	17.8	82.2
30～34	100.0	15.2	84.8	100.0	13.8	86.2
35～39	100.0	12.6	87.4	100.0	11.1	88.9
40～44	100.0	12.0	88.0	100.0	9.6	90.4
45～49	100.0	11.3	88.7	100.0	8.8	91.2
50～54	100.0	10.0	90.0	100.0	7.8	92.2
55～59	100.0	9.1	90.9	100.0	7.4	92.6
60～64	100.0	14.8	85.2	100.0	18.4	81.6
65～69	100.0	12.5	87.5	100.0	6.3	93.7
70～74	100.0	8.2	91.8	100.0	1.4	98.6
75歳以上	100.0	2.9	97.1	-	-	-

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数をみると組合健保の方がやや大きい。また、年齢階級別にみると、協会（一般）は20～24歳、組合健保は70～74歳で最も小さくなっており、協会（一般）は50～54歳で、組合健保は45～49歳の階級で最も大きくなっている。また、55～74歳では、組合健保よりも協会（一般）の方が概ね比率が大きい傾向にある。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④／③
	円	円		円	円	
総数	221,441	288,077	1.301	275,073	382,130	1.389
15～19歳	164,974	183,407	1.112	174,340	209,634	1.202
20～24	189,747	202,945	1.070	210,584	238,871	1.134
25～29	210,360	233,524	1.110	236,497	284,657	1.204
30～34	227,660	263,870	1.159	271,149	327,422	1.208
35～39	236,681	292,077	1.234	294,026	371,357	1.263
40～44	240,084	312,116	1.300	315,068	413,466	1.312
45～49	241,439	320,391	1.327	331,065	458,802	1.386
50～54	242,602	322,959	1.331	352,527	478,211	1.357
55～59	243,776	319,663	1.311	389,712	466,651	1.197
60～64	225,617	280,340	1.243	291,441	328,524	1.127
65～69	214,523	268,866	1.253	262,877	317,654	1.208
70～74	205,975	257,819	1.252	301,000	295,000	0.980
75歳以上	179,959	233,099	1.295	-	-	-

また、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。

平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数をみると協会（一般）の方が大きい。また、年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに60～64歳で最も小さくなっており、協会（一般）は40～44歳で、組合健保は70～74歳の階級で最も大きくなっている。また、20～64歳では、組合健保よりも協会（一般）の方が概ね比率が大きい傾向にある。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
	円	円		円	円	
総数	49,248	433,435	8.801	224,051	1,115,141	4.977
15～19歳	29,229	267,030	9.136	52,888	527,467	9.973
20～24	38,717	341,173	8.812	70,450	579,671	8.228
25～29	47,924	414,976	8.659	115,964	751,272	6.478
30～34	48,146	458,022	9.513	167,613	885,769	5.285
35～39	48,935	498,512	10.187	215,446	1,038,647	4.821
40～44	49,093	508,001	10.348	296,227	1,255,759	4.239
45～49	51,405	497,051	9.669	343,734	1,475,029	4.291
50～54	56,657	495,045	8.738	453,851	1,537,346	3.387
55～59	56,846	456,808	8.036	473,126	1,416,902	2.995
60～64	76,257	261,140	3.424	474,691	601,408	1.267
65～69	36,575	179,792	4.916	80,900	512,763	6.338
70～74	22,812	132,625	5.814	8,737	437,510	50.076
75歳以上	15,209	101,391	6.666	-	-	-

（注1）平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成24年10月1日から平成25年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したのが表17である。

業態の大分類による被保険者総数に占める割合を高い順にみると、協会（一般）は製造業の18.9%、医療・福祉の17.0%、卸売・小売業の14.5%、組合健保は製造業の33.0%（うち機械器具が17.1%）、卸売・小売業の15.3%、サービス業の9.8%となっている。

扶養率の高い業態は、協会（一般）では建設業の1.089、鉱業・採石業・砂利採取業の1.065、組合健保では電気・ガス・熱供給・水道業の1.411、建設業の1.136であり、逆に低い業態は、協会（一般）では公務の0.336、組合健保では医療、福祉の0.502となっている。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業の326,623円、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道業の518,663円、であり逆に最も低い業態は、協会（一般）では公務の186,771円、組合健保では宿泊業、飲食サービス業の274,157円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）は約1.75倍、組合健保は約1.89倍となっている。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業、組合健保は教育、学習支援業であり、協会（一般）は634,375円、組合健保は1,484,657円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）では公務の142,680円、組合健保では宿泊業・飲食サービス業の367,937円となり、また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約4.45倍、組合健保が約4.04倍となっている。

表17 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成25年10月1日現在）

業 態 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.748	278,077	378,038	100.0	0.868	367,703	992,261
農 林 水 産 業	0.9	0.827	252,689	323,197	0.4	0.807	319,279	951,297
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	1.065	312,024	416,043	0.1	1.099	451,386	1,277,475
建 設 業	9.2	1.089	313,081	312,440	3.3	1.136	411,829	1,198,678
製 造 業	18.9	0.833	285,106	444,575	33.0	1.034	388,835	1,250,406
食 料 品	3.8	0.642	245,279	327,976	2.1	0.793	335,286	948,354
繊維工業・繊維製品	1.0	0.558	229,098	242,631	0.5	0.576	297,831	606,924
木 材 ・ 木 製 品	0.7	0.903	267,273	292,143	0.2	1.104	339,531	782,288
化 学 工 業	1.9	0.888	300,316	561,885	6.5	1.019	401,839	1,459,175
金 属 工 業	2.4	0.962	309,830	470,063	2.2	1.047	369,106	1,045,682
機 械 器 具	6.1	0.907	301,838	531,215	17.1	1.100	401,919	1,328,142
そ の 他	3.0	0.865	295,473	424,515	4.3	0.960	367,767	987,026
電気・ガス・熱供給・水道業	0.6	1.035	319,286	634,375	1.3	1.411	518,663	1,393,261
情 報 通 信 業	1.9	0.747	326,623	358,834	9.2	0.794	411,562	845,787
運 輸 業 、 郵 便 業	7.7	0.939	276,252	235,988	6.9	1.024	360,334	830,664
卸 売 業 、 小 売 業	14.5	0.791	287,557	382,234	15.3	0.737	319,507	741,663
金 融 業 、 保 険 業	0.6	0.853	322,554	568,185	7.6	0.789	407,379	1,269,260
不 動 産 業 、 物 品 貸 貸 業	2.2	0.813	298,785	340,829	1.4	0.873	385,942	1,001,220
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	3.6	0.755	316,856	434,054	1.1	0.849	422,764	959,298
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	3.2	0.628	251,235	183,658	1.1	0.597	274,157	367,937
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	3.1	0.619	267,052	245,050	1.0	0.538	295,107	632,968
教 育 、 学 習 支 援 業	1.6	0.452	261,471	343,511	0.3	0.706	426,249	1,484,657
医 療 、 福 祉	17.0	0.467	266,258	513,358	3.4	0.502	362,874	746,784
複 合 サ ー ビ ス 業	1.1	0.736	248,205	571,721	0.8	0.784	312,793	871,670
サ ー ビ ス 業	9.6	0.701	260,749	301,573	9.8	0.632	319,197	625,854
公 務	2.6	0.336	186,771	142,680	0.2	0.614	299,893	681,382
任 意 継 続 分	1.6	0.916	211,536	-	1.8	0.814	289,339	-
特 例 退 職 分	-	-	-	-	1.8	0.661	265,151	-

（注1）業態別総数における平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成24年10月1日から平成25年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者構成割合が高い規模は、協会（一般）では規模100～299人の17.5%であり、また、規模100人未満の割合は60.8%となっている。一方、組合健保では規模1,000人以上が50.1%と最も高く、また、規模100人以上の割合は84.8%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

規模別の扶養率は、協会（一般）は規模が大きくなるにつれ扶養率は概ね減少の傾向にあり、規模5人未満の0.879が最も高くなっている。一方、組合健保は規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、その中でも規模1,000人以上が0.918と最も高くなっている。

規模と平均標準報酬月額との関係を見ると、協会（一般）は規模5～9人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれ概ね減少傾向となるが、組合健保は5～9人でピークを迎えたのち500人以上で再び上昇している。

また、規模と平均標準賞与額との関係を見ると、協会（一般）、組合健保とも規模が大きくなるに伴い高くなる傾向にある。協会（一般）では規模500～999人の525,413円、組合健保では規模1,000人以上の1,175,590円が最も高くなっている。

表18 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成25年10月1日現在）

規模別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総数	100.0	0.748	278,077	378,038	100.0	0.868	367,703	992,261
1～4人	8.5	0.879	269,143	128,975	0.3	0.678	346,602	317,037
5～9	10.0	0.815	297,509	236,286	0.7	0.854	373,927	424,114
10～19	12.2	0.807	297,007	303,086	1.4	0.845	373,908	501,207
20～29	7.7	0.782	288,343	353,616	1.4	0.817	364,310	540,371
30～49	9.5	0.776	283,166	380,447	2.5	0.855	359,303	618,463
50～99	12.8	0.735	273,001	421,725	5.3	0.820	351,433	681,806
100～299	17.5	0.695	271,238	475,243	14.1	0.814	346,952	787,044
300～499	6.3	0.667	274,690	523,974	8.5	0.825	345,139	871,086
500～999	6.3	0.648	273,811	525,413	12.1	0.834	360,570	930,080
1,000人以上	7.6	0.613	259,735	445,954	50.1	0.918	387,728	1,175,590
任意継続分	1.6	0.916	211,536	-	1.8	0.814	289,339	-
特例退職分	・	・	・	・	1.8	0.661	265,151	-

（注1）規模別総数における平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成24年10月1日から平成25年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

1 4. 被保険者数の推移について

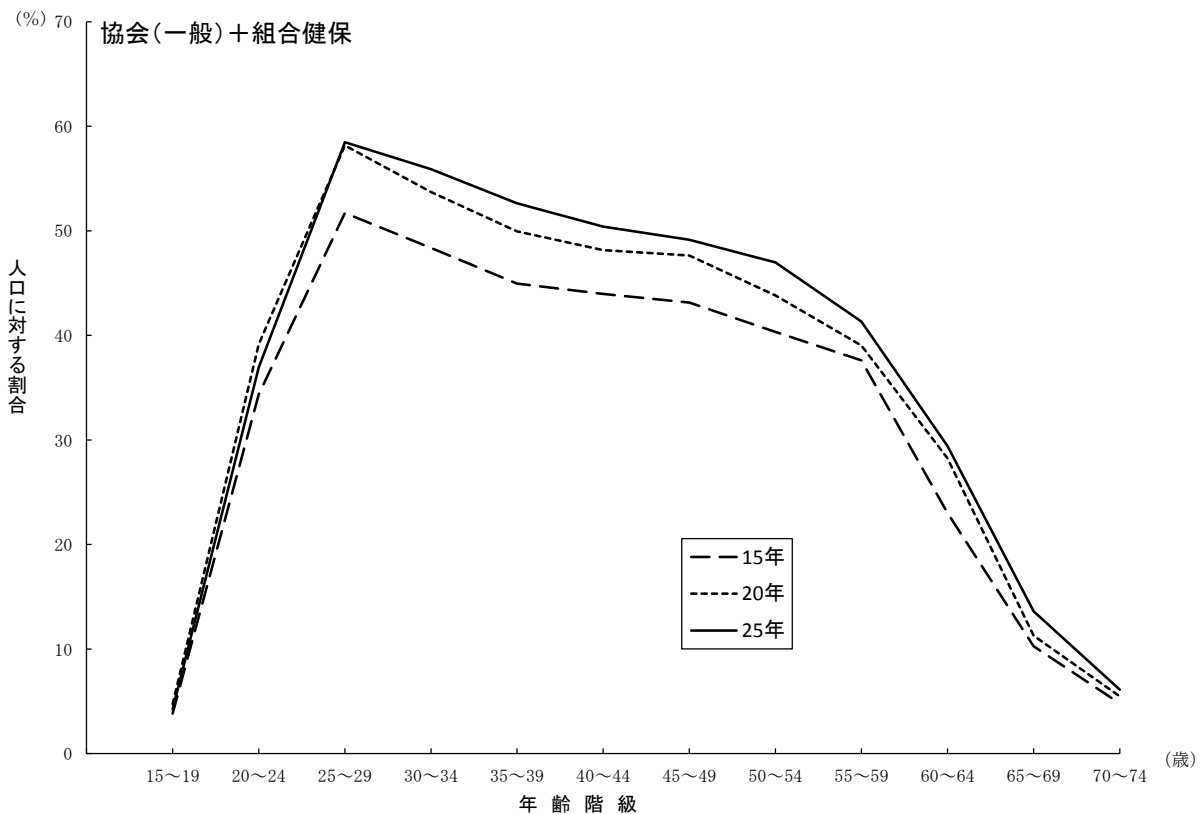
1) 被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8-1、8-2である。

被保険者割合を協会（一般）と組合健保の計でみると、平成15年から20年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加しており、平成20年から25年にかけては20歳代後半以降概ね増加している。これらはそれぞれの期間の雇用環境の改善が影響しているものと考えられる。

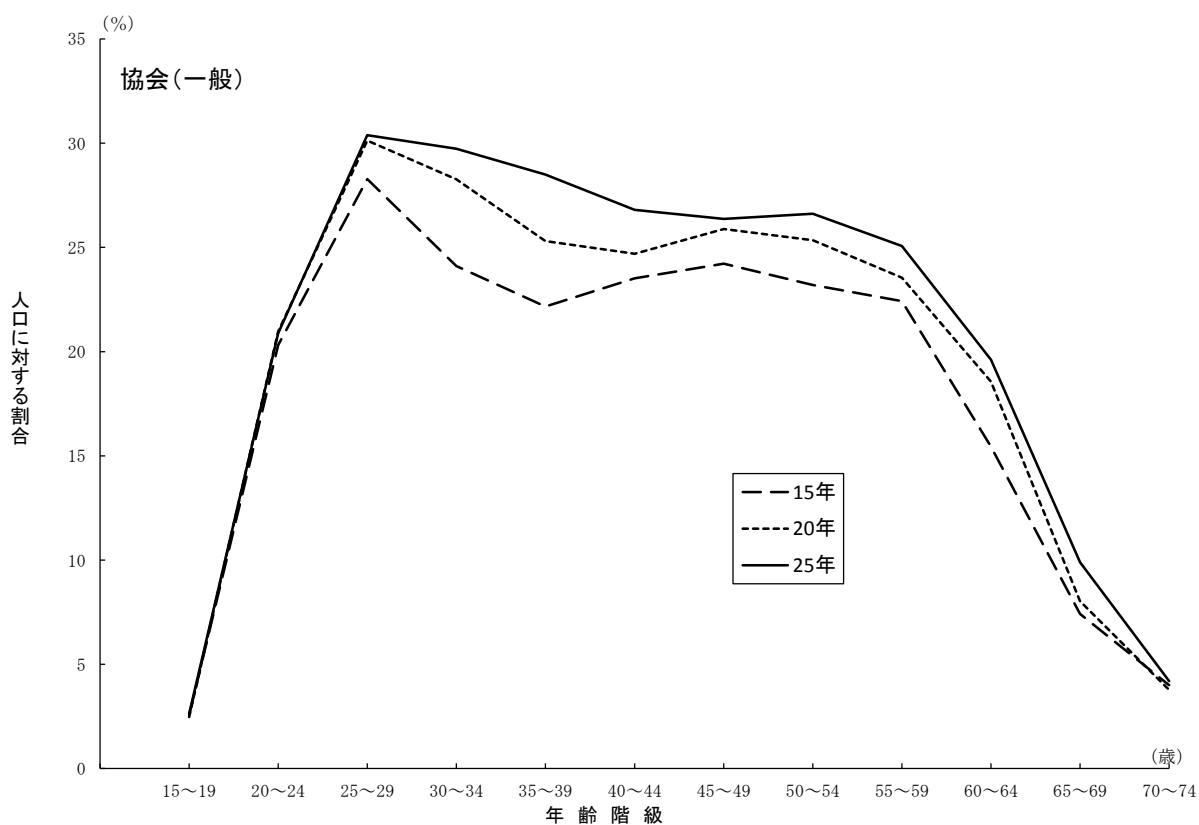
また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は平成15年から20年にかけては70歳前半以降を除き概ね増加しており、平成20年から25年にかけては20歳代後半以降概ね増加している。一方、組合健保は平成15年から20年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加しており、平成20年から25年にかけては30歳代後半を除き、20歳代後半以降概ね増加している。

図8-1 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）

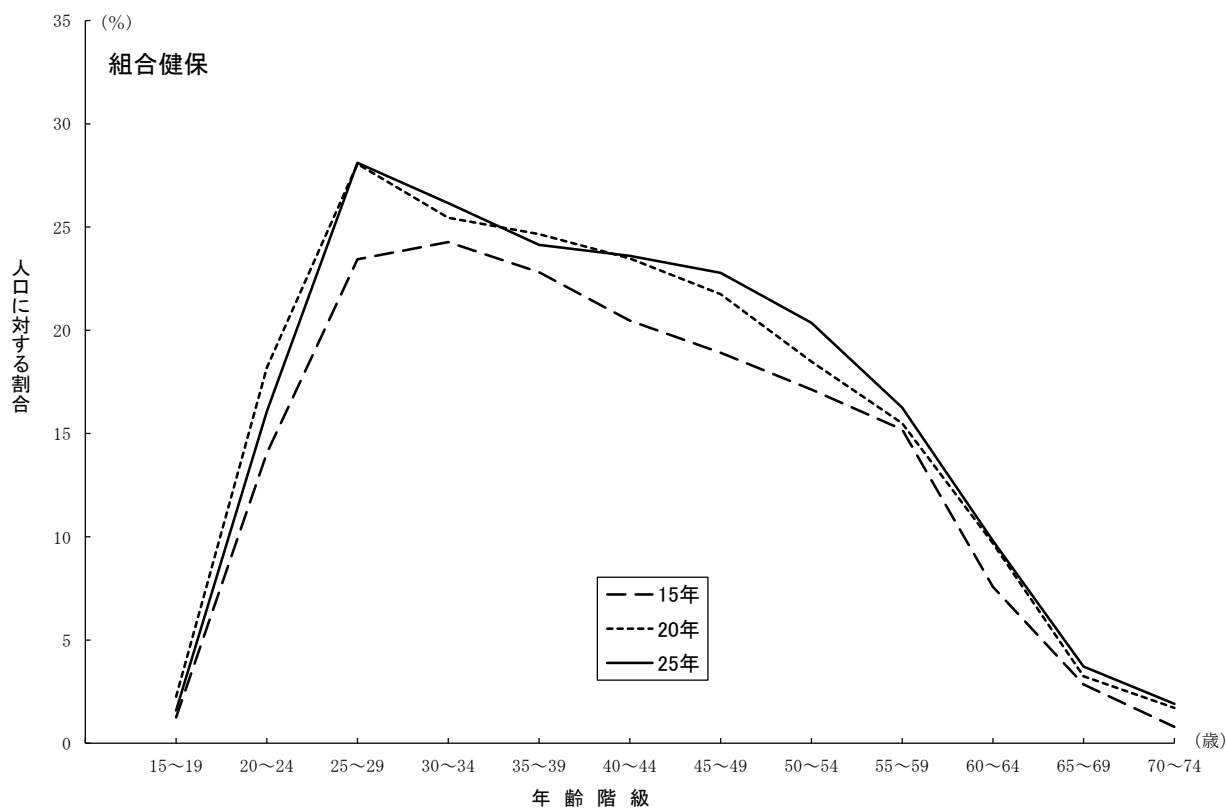


（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図8-2 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



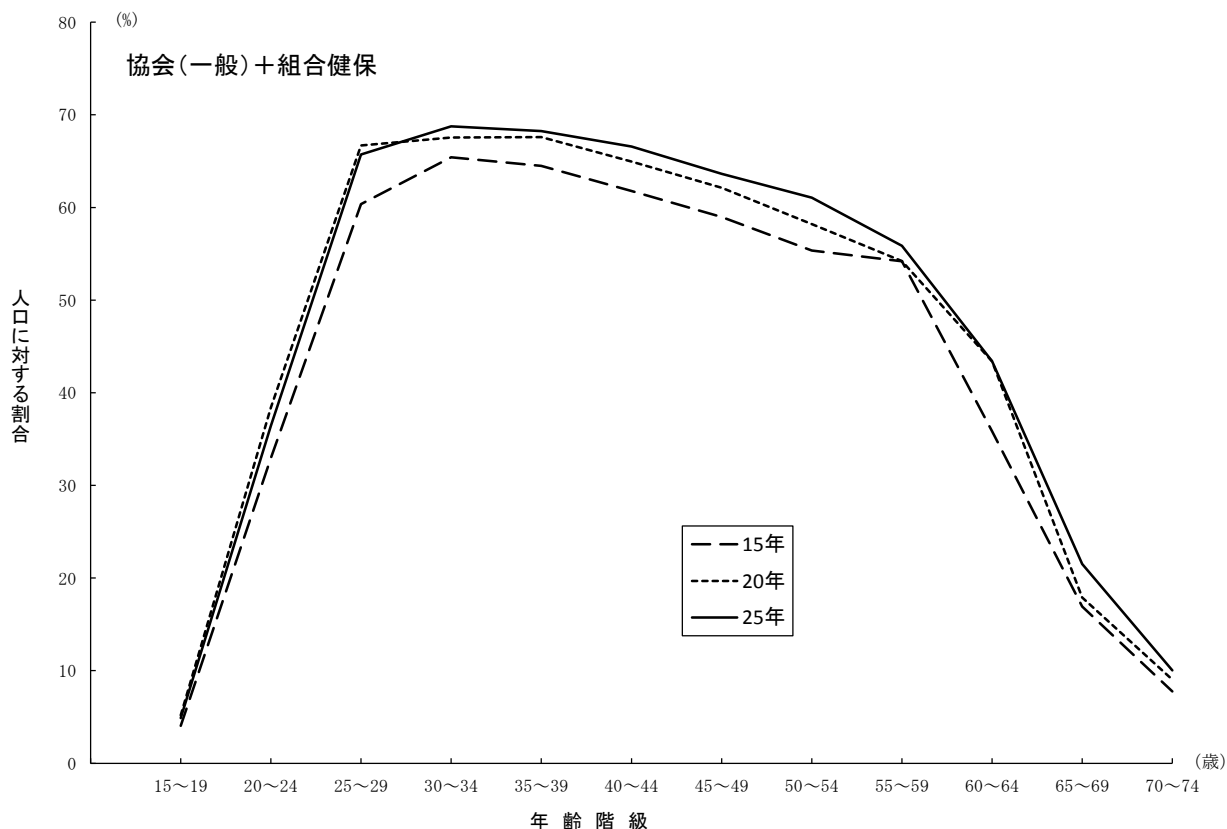
（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性について被保険者割合を協会（一般）と組合健保との計でみると、平成15年から20年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加しており、平成20年から平成25年にかけては30歳代以降概ね増加している。

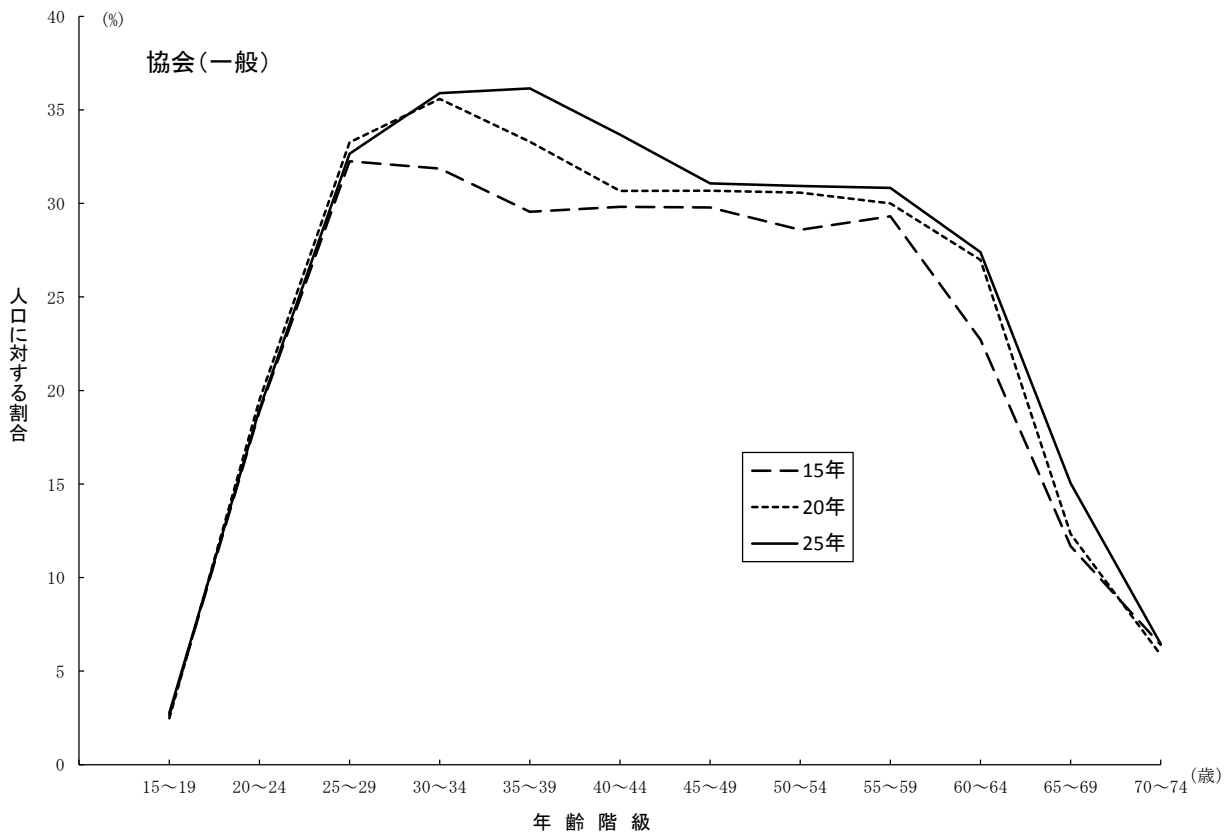
また、男性人口に対する被保険者割合を協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、平成15年から20年にかけては協会（一般）はいずれの年齢階級においても概ね増加しており、組合健保においては30歳代と50歳代後半の減少幅が大きくなっており、平成20年から平成25年にかけては、協会（一般）は20歳代までを除き概ね増加し、組合健保は40歳代後半以降概ね増加している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

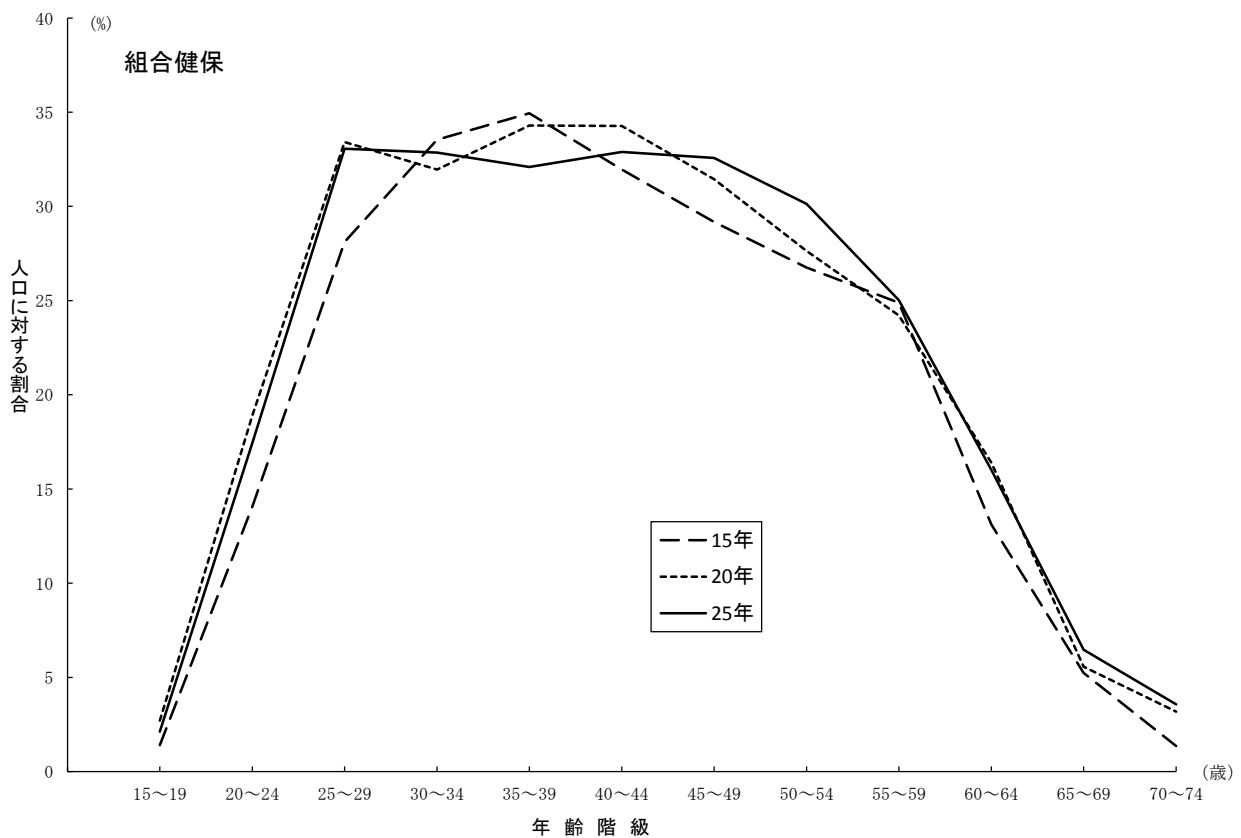


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図9-2 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



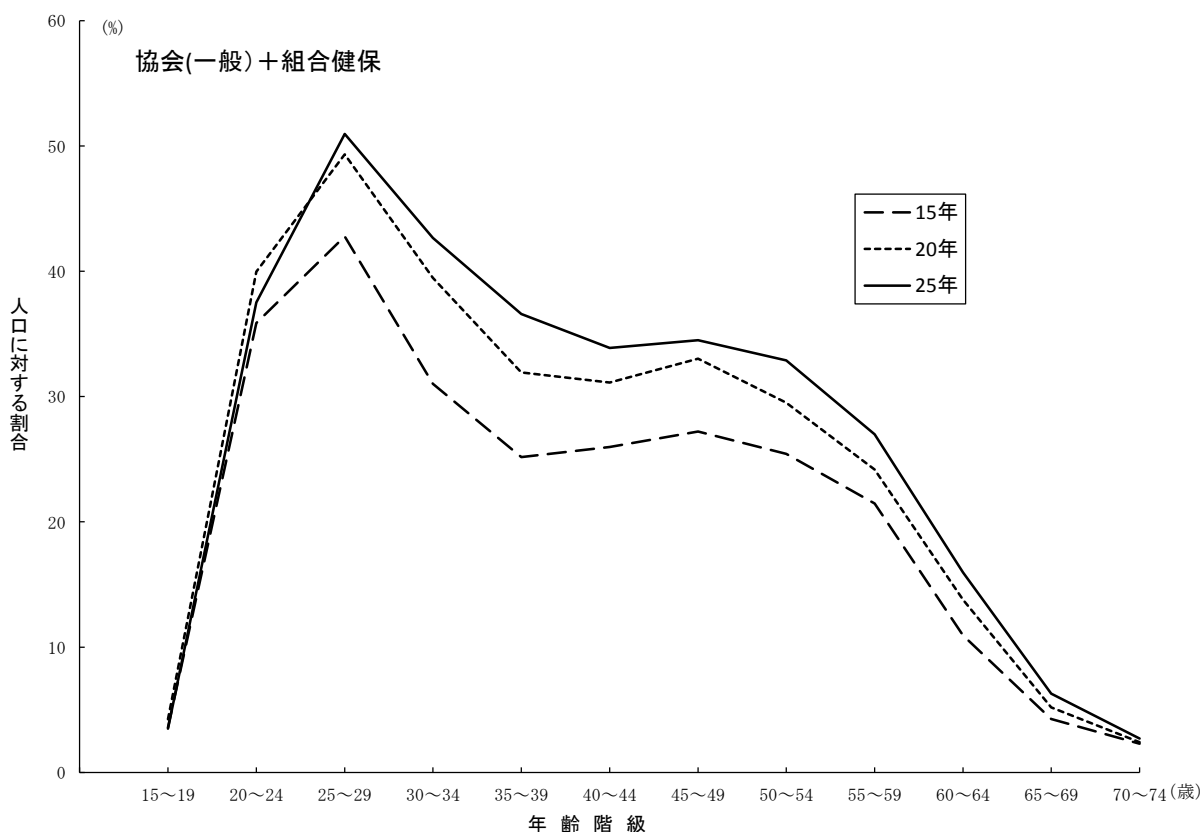
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図10-1、10-2である。

女性について被保険者割合を協会（一般）と組合健保との計でみると、平成15年から平成20年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加している。平成20年から平成25年にかけては20歳代後半以降概ね増加しており、30歳代から60歳代前半にかけては増加の幅が男性よりも大きくなっている。これらはそれぞれの期間の雇用環境の変化が男性と同様にあるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

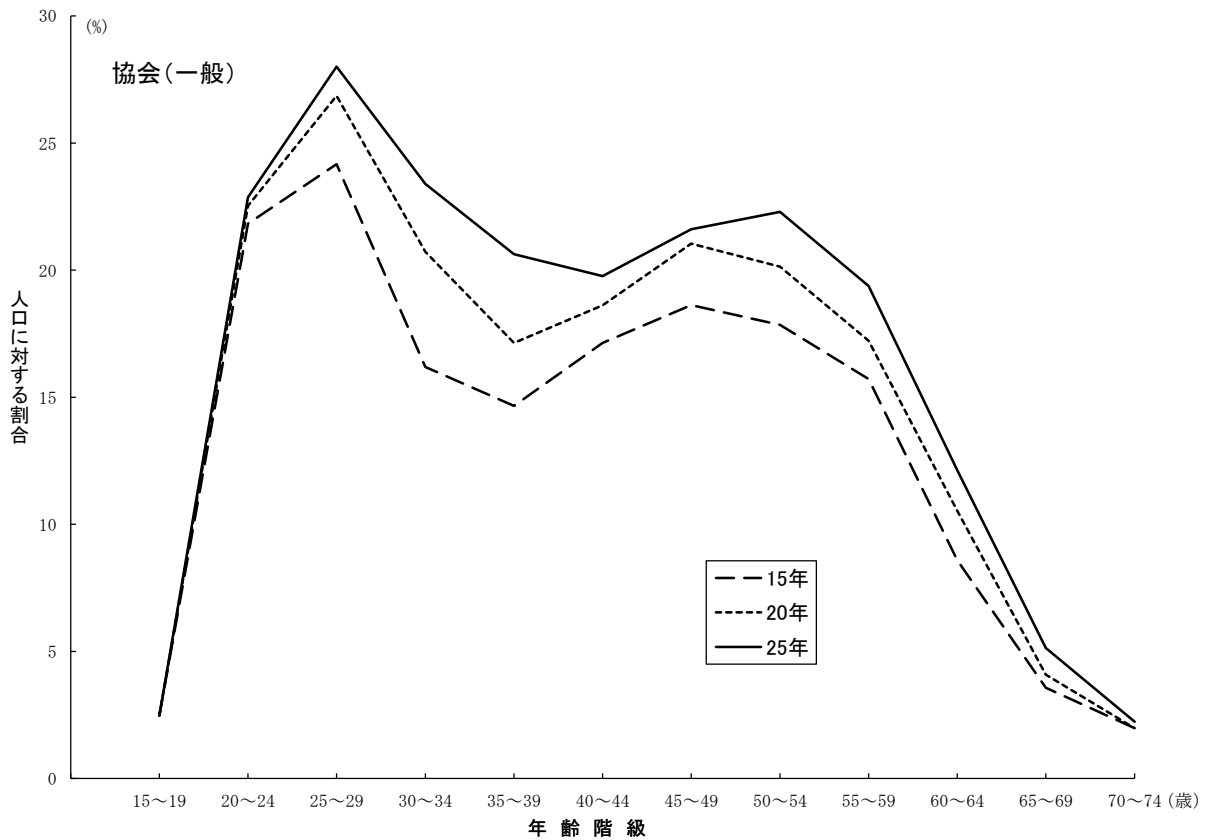
また、女性人口に対する被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれを平成25年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに25歳以上30歳未満でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対し、協会（一般）は40歳代後半で再び増加に転じ、50歳以上55歳未満で再びピークを迎えた後に減少に転じている。

図10-1 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

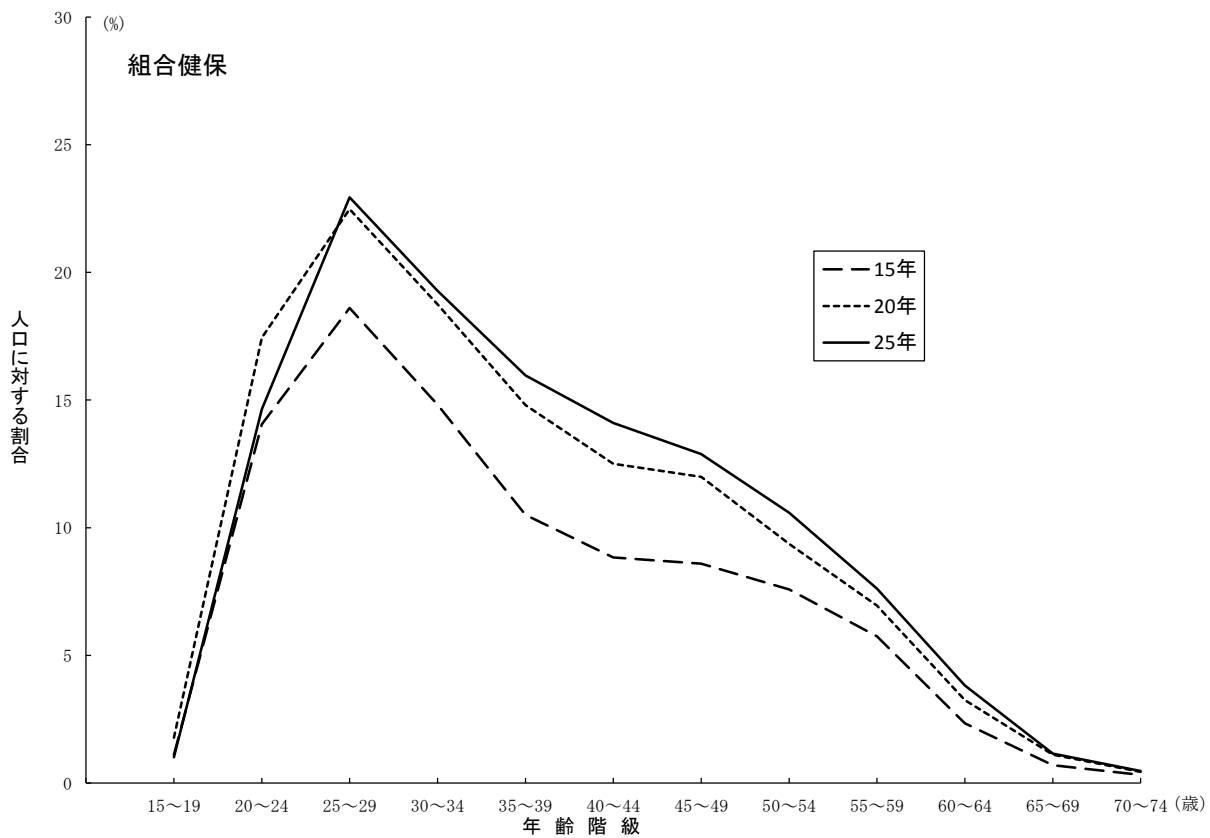


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2) コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

協会（一般）と組合健保計の被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20歳代で大きく増加し、定年退職の影響で60歳代で大きく減少している。被保険者割合が増加したのは、平成15年から平成20年にかけては20～54歳のコーホートであったが、平成20年から平成25年にかけては30歳未満及び40～49歳のコーホートで増加している。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計でみると、各年齢階級で減少がみられ、これは雇用環境の悪化の影響と考えられる。

また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれをみると、どちらも協会（一般）と組合健保の計と概ね同様の傾向を示している。

表19 コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成15年	20年	25年	15→20年①	20年→25年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.8	4.7	4.2	-	-	-
20～24	34.4	39.2	37.0	35.3	32.2	-3.1
25～29	51.7	58.2	58.5	23.8	19.3	-4.5
30～34	48.4	53.7	55.9	2.0	-2.3	-4.3
35～39	45.0	50.0	52.6	1.6	-1.1	-2.7
40～44	44.0	48.2	50.4	3.2	0.4	-2.8
45～49	43.1	47.6	49.2	3.7	1.0	-2.7
50～54	40.3	43.8	47.0	0.7	-0.6	-1.3
55～59	37.6	39.0	41.3	-1.3	-2.5	-1.2
60～64	23.0	28.2	29.4	-9.4	-9.6	-0.2
65～69	10.3	11.3	13.6	-11.7	-14.6	-2.9
70～74	4.8	5.5	6.1	-4.8	-5.2	-0.4

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成15年	20年	25年	15→20年①	20年→25年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.6	2.5	2.6	-	-	-
20～24	20.3	21.0	20.9	18.4	18.4	0.0
25～29	28.3	30.1	30.4	9.8	9.4	-0.4
30～34	24.1	28.3	29.7	0.0	-0.4	-0.4
35～39	22.2	25.3	28.5	1.2	0.2	-1.0
40～44	23.5	24.7	26.8	2.5	1.5	-1.0
45～49	24.2	25.9	26.4	2.4	1.7	-0.7
50～54	23.2	25.3	26.6	1.1	0.7	-0.4
55～59	22.4	23.5	25.1	0.3	-0.3	-0.6
60～64	15.4	18.6	19.6	-3.9	-3.9	-0.1
65～69	7.4	8.0	9.9	-7.4	-8.7	-1.2
70～74	4.0	3.8	4.2	-3.6	-3.8	-0.2

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成15年	20年	25年	15→20年①	20年→25年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.3	2.3	1.6	-	-	-
20～24	14.1	18.2	16.1	16.9	13.8	-3.1
25～29	23.4	28.1	28.1	14.0	9.9	-4.1
30～34	24.3	25.5	26.2	2.0	-1.9	-3.9
35～39	22.8	24.7	24.1	0.4	-1.3	-1.7
40～44	20.5	23.5	23.6	0.7	-1.0	-1.7
45～49	18.9	21.8	22.8	1.3	-0.7	-2.0
50～54	17.1	18.5	20.4	-0.4	-1.4	-1.0
55～59	15.2	15.5	16.3	-1.6	-2.2	-0.6
60～64	7.6	9.7	9.8	-5.5	-5.7	-0.2
65～69	2.8	3.2	3.7	-4.3	-6.0	-1.6
70～74	0.8	1.7	1.9	-1.1	-1.3	-0.2

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

被保険者割合をコーホートでみると、男女総数と同様に、学卒者の新規加入の影響により20歳代で大きく増加し、定年退職の影響で60歳代で大きく減少している。協会（一般）と組合健保の計で被保険者割合が増加したのは、平成15年から平成20年は50歳未満、平成20年から平成25年は40歳未満のコーホートであった。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計でみると、20～30代のコーホートが大きくマイナスとなっており、これは若年層の雇用環境の悪化の影響と考えられる。

被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれをみると、どちらも協会（一般）と組合健保の計と概ね同様の傾向を示しているが、コーホートでみた増減をみると、協会（一般）は65～69歳で大きく減少するのに対し、組合健保については60歳から大きく減少し始め、退職の時期が協会（一般）と組合健保とで異なっているものと考えられる。

表20 コーホートでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成15年	20年	25年	15→20年①	20年→25年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.0	5.2	4.9	-	-	-
20～24	33.0	38.4	36.4	34.3	31.3	-3.1
25～29	60.4	66.7	65.7	33.7	27.3	-6.4
30～34	65.4	67.5	68.8	7.2	2.1	-5.1
35～39	64.5	67.6	68.2	2.2	0.7	-1.5
40～44	61.8	64.9	66.6	0.5	-1.0	-1.5
45～49	59.0	62.1	63.6	0.3	-1.3	-1.7
50～54	55.3	58.2	61.1	-0.7	-1.1	-0.3
55～59	54.2	54.2	55.9	-1.1	-2.4	-1.2
60～64	35.8	43.4	43.4	-10.8	-10.8	0.0
65～69	16.9	17.9	21.5	-17.9	-21.9	-3.9
70～74	7.8	9.0	10.0	-7.9	-7.9	0.0

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成15年	20年	25年	15→20年①	20年→25年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.6	2.5	2.8	-	-	-
20～24	18.9	19.5	19.0	16.9	16.5	-0.3
25～29	32.3	33.3	32.7	14.4	13.2	-1.2
30～34	31.9	35.6	35.9	3.3	2.6	-0.7
35～39	29.6	33.3	36.1	1.4	0.6	-0.9
40～44	29.8	30.7	33.7	1.1	0.4	-0.7
45～49	29.8	30.7	31.1	0.9	0.4	-0.5
50～54	28.6	30.6	30.9	0.8	0.2	-0.5
55～59	29.3	30.0	30.8	1.4	0.3	-1.2
60～64	22.7	27.0	27.4	-2.3	-2.6	-0.3
65～69	11.7	12.3	15.0	-10.4	-11.9	-1.5
70～74	6.4	5.9	6.5	-5.8	-5.9	-0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成15年	20年	25年	15→20年①	20年→25年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.4	2.7	2.1	-	-	-
20～24	14.1	18.9	17.4	17.5	14.7	-2.8
25～29	28.1	33.4	33.1	19.3	14.2	-5.2
30～34	33.5	32.0	32.9	3.8	-0.6	-4.4
35～39	34.9	34.3	32.1	0.7	0.1	-0.6
40～44	32.0	34.3	32.9	-0.7	-1.4	-0.7
45～49	29.2	31.4	32.6	-0.5	-1.7	-1.2
50～54	26.8	27.6	30.1	-1.5	-1.3	0.2
55～59	24.9	24.2	25.0	-2.5	-2.6	-0.1
60～64	13.1	16.4	16.0	-8.5	-8.2	0.3
65～69	5.2	5.6	6.5	-7.5	-9.9	-2.4
70～74	1.4	3.2	3.6	-2.0	-2.0	0.0

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表21である。

被保険者割合をコーホートで見ると、学卒者の新規加入の影響により20歳代前半で大きく増加した後、結婚、出産の影響により一度減少するが、その後、再就職により増加した後、定年退職の影響で大きく減少している。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計で見ると、概ね減少している。

また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれを見ると、どちらも協会（一般）と組合健保の計と概ね同様の傾向を示している。

表21 コーホートでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成15年	20年	25年	15→20年①	20年→25年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.6	4.2	3.5	-	-	-
20～24	35.9	40.0	37.5	36.4	33.3	-3.1
25～29	42.8	49.3	50.9	13.4	11.0	-2.5
30～34	31.0	39.5	42.7	-3.3	-6.7	-3.4
35～39	25.2	31.9	36.6	0.9	-2.9	-3.8
40～44	26.0	31.1	33.9	6.0	1.9	-4.0
45～49	27.2	33.0	34.5	7.1	3.4	-3.7
50～54	25.4	29.5	32.9	2.3	-0.1	-2.4
55～59	21.5	24.2	27.0	-1.3	-2.5	-1.3
60～64	10.9	13.8	16.0	-7.7	-8.2	-0.5
65～69	4.3	5.2	6.3	-5.7	-7.5	-1.8
70～74	2.3	2.4	2.7	-1.8	-2.5	-0.6

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成15年	20年	25年	15→20年①	20年→25年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.5	2.5	2.5	-	-	-
20～24	21.8	22.5	22.9	20.1	20.4	0.4
25～29	24.2	26.9	28.0	5.0	5.5	0.5
30～34	16.2	20.7	23.4	-3.5	-3.5	0.0
35～39	14.7	17.1	20.6	0.9	-0.1	-1.0
40～44	17.1	18.6	19.8	4.0	2.6	-1.3
45～49	18.6	21.0	21.6	3.9	3.0	-0.9
50～54	17.8	20.1	22.3	1.5	1.3	-0.3
55～59	15.7	17.2	19.4	-0.6	-0.8	-0.1
60～64	8.6	10.5	12.1	-5.2	-5.1	0.1
65～69	3.6	4.1	5.1	-4.5	-5.4	-0.9
70～74	2.0	2.0	2.2	-1.6	-1.9	-0.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成15年	20年	25年	15→20年①	20年→25年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.1	1.8	1.0	-	-	-
20～24	14.1	17.4	14.6	16.3	12.9	-3.5
25～29	18.6	22.5	22.9	8.4	5.5	-2.9
30～34	14.8	18.7	19.3	0.1	-3.2	-3.3
35～39	10.5	14.8	16.0	0.0	-2.8	-2.8
40～44	8.8	12.5	14.1	2.0	-0.7	-2.7
45～49	8.6	12.0	12.9	3.2	0.4	-2.8
50～54	7.6	9.4	10.6	0.8	-1.4	-2.2
55～59	5.7	7.0	7.6	-0.6	-1.7	-1.1
60～64	2.3	3.3	3.8	-2.5	-3.1	-0.6
65～69	0.7	1.1	1.2	-1.2	-2.1	-0.9
70～74	0.3	0.4	0.5	-0.3	-0.6	-0.4

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

1) 子の場合

各年度の男性被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表22である。

未婚率の増加や出生率の減少に伴い、同じ年齢階級で見ると子の扶養率は年々減少しているが、その特徴を①20歳～30歳代、②40歳代以降の年齢階級別にコーホートで見ると次のようになる。

① 20歳代～30歳代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。平成20年～平成25年における扶養率の増減をみると、協会（一般）、組合健保ともに30～34歳が最も大きく、次いで35～39歳となっている。また、平成15年～平成20年と平成20年～平成25年の差をみると、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあるが協会（一般）の20歳代は減少しており、組合健保は30歳代前半まで減少している。これは少子化の影響と考えられる。

② 40歳代以降

40歳代以降は、子の成長により扶養率は減少している。平成25年における扶養率のピークは、協会（一般）は40～44歳、組合健保は45～49歳となっているが、ピーク時の扶養率は、年々減少している。

また、平成20年～平成25年における扶養率の増減をみると、協会（一般）、組合健保ともに45歳以降は減少している。

表22 男性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成15年 (75歳以上を除く)	20年 (75歳以上を除く)	25年	15～20①	20～25②	差②-①
総数	0.709	0.648	0.643	-	-	-
15～19歳	0.015	0.015	0.011	-	-	-
20～24	0.110	0.098	0.079	0.083	0.064	-0.019
25～29	0.315	0.308	0.295	0.197	0.196	-0.001
30～34	0.698	0.666	0.667	0.351	0.360	0.009
35～39	1.134	0.966	0.955	0.268	0.289	0.020
40～44	1.410	1.179	1.062	0.045	0.096	0.050
45～49	1.371	1.192	1.053	-0.217	-0.126	0.092
50～54	0.884	0.880	0.835	-0.491	-0.357	0.134
55～59	0.410	0.407	0.474	-0.477	-0.406	0.071
60～64	0.168	0.179	0.214	-0.231	-0.193	0.038
65～69	0.092	0.098	0.123	-0.070	-0.056	0.014
70～74	0.058	0.067	0.081	-0.025	-0.017	0.008

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成15年 (75歳以上を除く)	20年 (75歳以上を除く)	25年	15～20①	20～25②	差②-①
総数	0.800	0.724	0.722	-	-	-
15～19歳	0.000	0.006	0.002	-	-	-
20～24	0.055	0.062	0.049	0.062	0.044	-0.019
25～29	0.224	0.222	0.210	0.167	0.148	-0.019
30～34	0.637	0.618	0.600	0.394	0.378	-0.016
35～39	1.100	0.973	0.978	0.336	0.360	0.024
40～44	1.414	1.224	1.129	0.124	0.156	0.033
45～49	1.485	1.343	1.188	-0.072	-0.036	0.036
50～54	1.053	1.008	1.000	-0.478	-0.343	0.135
55～59	0.461	0.471	0.521	-0.582	-0.487	0.095
60～64	0.165	0.190	0.212	-0.271	-0.259	0.011
65～69	0.110	0.111	0.096	-0.054	-0.094	-0.040
70～74	0.051	0.049	0.055	-0.060	-0.056	0.005

2) 配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表23である。後期高齢者医療制度の導入による影響を除くため、平成15年及び平成20年については、75歳以上の者を除いた扶養率を作成し比較している。

配偶者の扶養率を同じ年齢階級で見ると、被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にあるが、コーホートで見ると次のようになる。

概ね40歳代頃までは、配偶者の扶養率は増加するが、その後一度減少した後再び増加し、60～64歳で最も高くなる。

この変化の要因は、それぞれ40歳代以降の減少は配偶者が働き始めるため、55歳前後からの増加は働いていた配偶者が退職するため、70歳以降の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

表23 男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成15年 (75歳以上を除く)	20年 (75歳以上を除く)	25年	15～20①	20～25②	差②-①
総数	0.448	0.416	0.397	-	-	-
15～19歳	0.021	0.020	0.015	-	-	-
20～24	0.098	0.082	0.063	0.060	0.043	-0.017
25～29	0.229	0.200	0.175	0.101	0.093	-0.008
30～34	0.396	0.347	0.316	0.119	0.116	-0.003
35～39	0.497	0.429	0.394	0.033	0.047	0.014
40～44	0.516	0.453	0.420	-0.044	-0.009	0.035
45～49	0.496	0.447	0.418	-0.069	-0.036	0.033
50～54	0.503	0.455	0.425	-0.041	-0.022	0.019
55～59	0.555	0.511	0.469	0.008	0.014	0.005
60～64	0.638	0.606	0.579	0.051	0.068	0.017
65～69	0.666	0.643	0.632	0.005	0.026	0.021
70～74	0.619	0.583	0.579	-0.084	-0.064	0.019

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成15年 (75歳以上を除く)	20年 (75歳以上を除く)	25年	15～20①	20～25②	差②-①
総数	0.526	0.485	0.458	-	-	-
15～19歳	0.000	0.012	0.006	-	-	-
20～24	0.047	0.060	0.042	0.060	0.031	-0.029
25～29	0.187	0.165	0.145	0.118	0.085	-0.033
30～34	0.433	0.374	0.318	0.187	0.152	-0.035
35～39	0.561	0.493	0.458	0.060	0.084	0.023
40～44	0.636	0.567	0.522	0.006	0.029	0.023
45～49	0.631	0.604	0.550	-0.033	-0.017	0.016
50～54	0.667	0.609	0.577	-0.022	-0.026	-0.004
55～59	0.705	0.680	0.628	0.013	0.019	0.006
60～64	0.774	0.736	0.685	0.031	0.005	-0.025
65～69	0.792	0.798	0.718	0.023	-0.018	-0.041
70～74	0.718	0.759	0.662	-0.033	-0.135	-0.102

(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表24である。

事業所数については、事業所規模5人未満の事業所が全体の約6割、50人未満の事業所が全体の約96%を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模5人未満の事業所の割合が最も高くなっており、特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模5人未満の事業所が8割強、50人未満で約99%を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっており、約3割を占めている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、複合サービス業については、事業所規模1,000人以上、医療・福祉及び公務については100～299人の割合の方が高くなっている。

表24 事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、平成25年9月1日現在）

(1) 事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	59.4%	18.6%	18.1%	2.3%	1.3%	0.2%	0.1%	0.0%
農林水産業	100.0%	56.3%	24.0%	17.8%	1.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	41.6%	22.9%	32.5%	2.3%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	61.9%	21.3%	15.8%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	100.0%	46.1%	20.6%	26.8%	3.9%	2.1%	0.3%	0.1%	0.0%
食品	100.0%	43.0%	19.7%	27.9%	5.1%	3.4%	0.6%	0.3%	0.1%
繊維工業・繊維製品	100.0%	55.2%	18.4%	22.1%	3.0%	1.2%	0.1%	0.1%	0.0%
木材・木製品	100.0%	56.4%	20.6%	20.4%	1.6%	1.0%	0.1%	0.0%	0.0%
化学工業	100.0%	41.4%	20.3%	30.5%	4.7%	2.6%	0.3%	0.2%	0.0%
金属工業	100.0%	43.4%	23.2%	28.2%	3.4%	1.6%	0.2%	0.1%	0.0%
機械器具	100.0%	41.7%	20.8%	29.5%	4.7%	2.8%	0.4%	0.2%	0.1%
その他	100.0%	51.4%	20.1%	23.9%	3.0%	1.4%	0.1%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	63.5%	18.7%	15.1%	1.5%	0.9%	0.1%	0.1%	0.1%
情報通信業	100.0%	66.6%	16.1%	14.9%	1.5%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
運輸業・郵便業	100.0%	37.2%	19.1%	33.9%	5.8%	3.2%	0.4%	0.3%	0.1%
卸売業・小売業	100.0%	63.0%	19.0%	15.3%	1.6%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
金融業・保険業	100.0%	73.4%	15.7%	8.6%	1.0%	1.0%	0.1%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	83.6%	9.3%	6.1%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	71.3%	16.3%	10.9%	0.9%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	64.2%	16.9%	15.8%	1.8%	1.0%	0.1%	0.1%	0.1%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	58.4%	18.0%	19.4%	2.6%	1.3%	0.2%	0.1%	0.0%
教育・学習支援業	100.0%	56.5%	16.4%	23.4%	2.0%	1.1%	0.2%	0.2%	0.1%
医療・福祉	100.0%	45.8%	19.3%	24.8%	5.4%	3.8%	0.6%	0.3%	0.1%
複合サービス業	100.0%	73.2%	11.5%	9.7%	1.9%	1.9%	0.9%	0.7%	0.3%
サービス業	100.0%	61.1%	18.8%	16.3%	2.1%	1.3%	0.2%	0.1%	0.1%
公務	100.0%	48.5%	15.6%	20.8%	5.5%	6.1%	1.8%	1.2%	0.5%

(2) 被保険者数

	計	1~4人	5~9	10~49	50~99	100~299	300~499	500~999	1000人以上
総数	100.0%	8.7%	10.2%	29.9%	13.0%	17.7%	6.4%	6.4%	7.7%
農林水産業	100.0%	13.2%	18.3%	37.6%	10.2%	8.3%	1.8%	2.4%	8.1%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	6.6%	13.3%	53.6%	13.1%	9.5%	3.9%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	16.3%	21.8%	43.8%	8.3%	5.9%	1.4%	1.4%	1.1%
製造業	100.0%	5.5%	8.3%	33.3%	16.0%	20.5%	6.3%	5.4%	4.7%
食品	100.0%	3.6%	5.6%	25.3%	15.0%	23.2%	9.6%	8.8%	8.9%
繊維工業・繊維製品	100.0%	8.9%	11.1%	38.7%	18.2%	16.6%	2.6%	3.4%	0.5%
木材・木製品	100.0%	11.2%	14.4%	41.7%	11.7%	15.7%	3.3%	0.0%	2.0%
化学工業	100.0%	4.4%	7.2%	34.0%	17.4%	22.0%	6.5%	5.4%	2.9%
金属工業	100.0%	6.4%	10.9%	40.6%	16.2%	17.8%	4.1%	3.4%	0.6%
機械器具	100.0%	4.4%	7.1%	31.5%	16.3%	22.6%	6.9%	6.0%	5.3%
その他	100.0%	7.7%	10.3%	37.4%	15.9%	16.2%	4.4%	3.5%	4.5%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	10.8%	13.3%	32.2%	11.6%	14.9%	3.6%	4.2%	9.5%
情報通信業	100.0%	13.3%	12.9%	35.7%	12.3%	14.2%	4.9%	2.2%	4.5%
運輸業・郵便業	100.0%	2.6%	5.2%	29.4%	16.0%	20.7%	6.4%	6.9%	12.7%
卸売業・小売業	100.0%	12.1%	12.8%	30.4%	11.1%	14.0%	5.0%	5.4%	9.3%
金融業・保険業	100.0%	15.9%	11.9%	19.9%	8.3%	19.6%	6.4%	9.3%	8.7%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	28.0%	12.8%	25.5%	8.9%	10.8%	3.9%	4.4%	5.7%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	20.1%	17.0%	32.5%	9.8%	10.9%	3.4%	4.0%	2.2%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	9.7%	9.9%	28.1%	11.2%	14.1%	4.9%	6.4%	15.7%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	8.3%	9.6%	32.6%	14.2%	17.0%	5.4%	6.8%	5.9%
教育・学習支援業	100.0%	7.1%	7.8%	34.3%	9.6%	13.4%	6.3%	11.2%	10.2%
医療・福祉	100.0%	3.1%	5.6%	23.4%	16.6%	27.0%	10.3%	8.3%	5.8%
複合サービス業	100.0%	5.4%	3.4%	9.2%	6.3%	16.0%	16.3%	20.0%	23.5%
サービス業	100.0%	8.7%	9.8%	25.4%	11.6%	16.9%	6.6%	7.3%	13.6%
公務	100.0%	1.9%	2.4%	10.6%	8.9%	24.7%	16.0%	18.8%	16.8%

資料出所：厚生年金保険 業態別規模別適用状況調(平成25年9月) (厚生労働省年金局)

第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（59,552人）及び異動者（43,904人）について集計を行った。

1. 加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表1、図1-1及び図1-2である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の17.6%に対し23.9%、20歳以上40歳未満では総人口の23.4%に対し24.3%、40歳以上65歳未満では総人口の33.9%に対し44.4%と高くなっているが、65歳以上75歳未満では、総人口の12.8%に比べ7.2%と低くなっている。

また、年齢階級別の構成割合をみると、20歳代後半以前及び40歳代後半から60歳代前半までは総人口を上回っているが、それ以降の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別に比較してみると、どの区分も概ね同じような構成割合となっているが、汽船等及び漁船（ろ）については15歳以上20歳未満、漁船（い）については25歳以上30歳未満で一つのピークを迎えている。

表1 総人口及び船員保険加入者の年齢構成（平成25年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	船員保険	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (66.4)	100.0 (2.2)	100.0 (27.4)
0～4歳	4.1	5.2	5.2	5.6	5.9
5～9	4.2	5.0	5.2	3.8	5.3
10～14	4.5	6.0	6.4	4.6	6.0
15～19	4.8	7.6	8.0	5.8	7.5
20～24	4.9	7.2	7.4	7.5	7.4
25～29	5.4	5.5	5.6	8.2	5.4
30～34	6.0	5.5	5.3	8.0	6.1
35～39	7.1	6.1	6.5	7.5	5.5
40～44	7.6	6.5	7.0	7.4	6.1
45～49	6.6	7.2	7.5	7.0	6.9
50～54	6.1	8.7	9.0	8.9	8.6
55～59	6.1	11.3	11.2	11.8	11.1
60～64	7.6	10.6	9.3	9.0	10.7
65～69	6.8	4.9	4.2	3.0	4.9
70～74	6.0	2.3	2.1	1.8	2.3
75歳以上	12.3	0.2	0.2	0.1	0.3
(再 掲)					
0～19	17.6	23.9	24.7	19.8	24.7
うち未就学児	5.8	6.7	6.7	7.0	7.6
20～39	23.4	24.3	24.8	31.2	24.3
40～64	33.9	44.4	44.0	44.1	43.5
65～74	12.8	7.2	6.3	4.8	7.2
平均年齢（歳）	—	38.8	38.1	38.3	38.5

（注1） 「総人口」は、総務省統計局「平成25年10月1日現在推計人口」を用いている。

（注2） カッコ内は総数に対する割合である。

図1-1 船員保険加入者の年齢構成（平成25年10月1日現在）

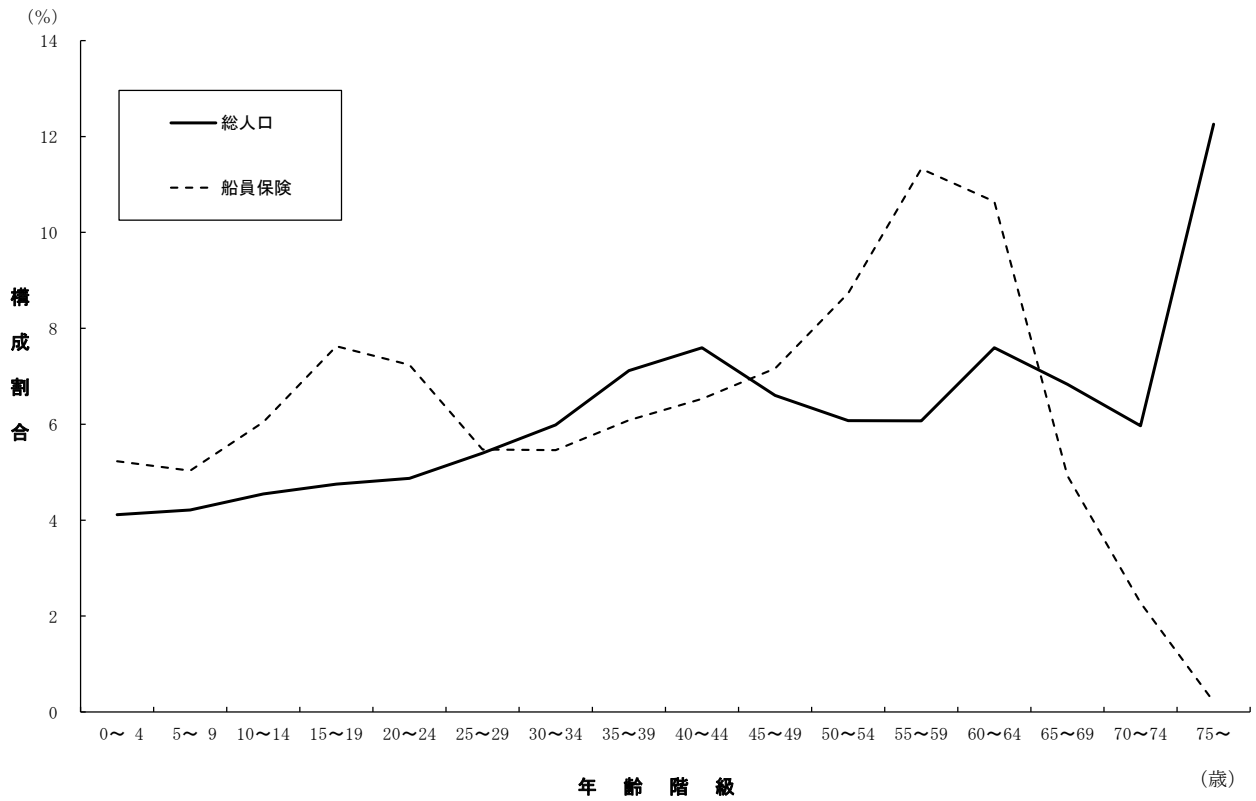
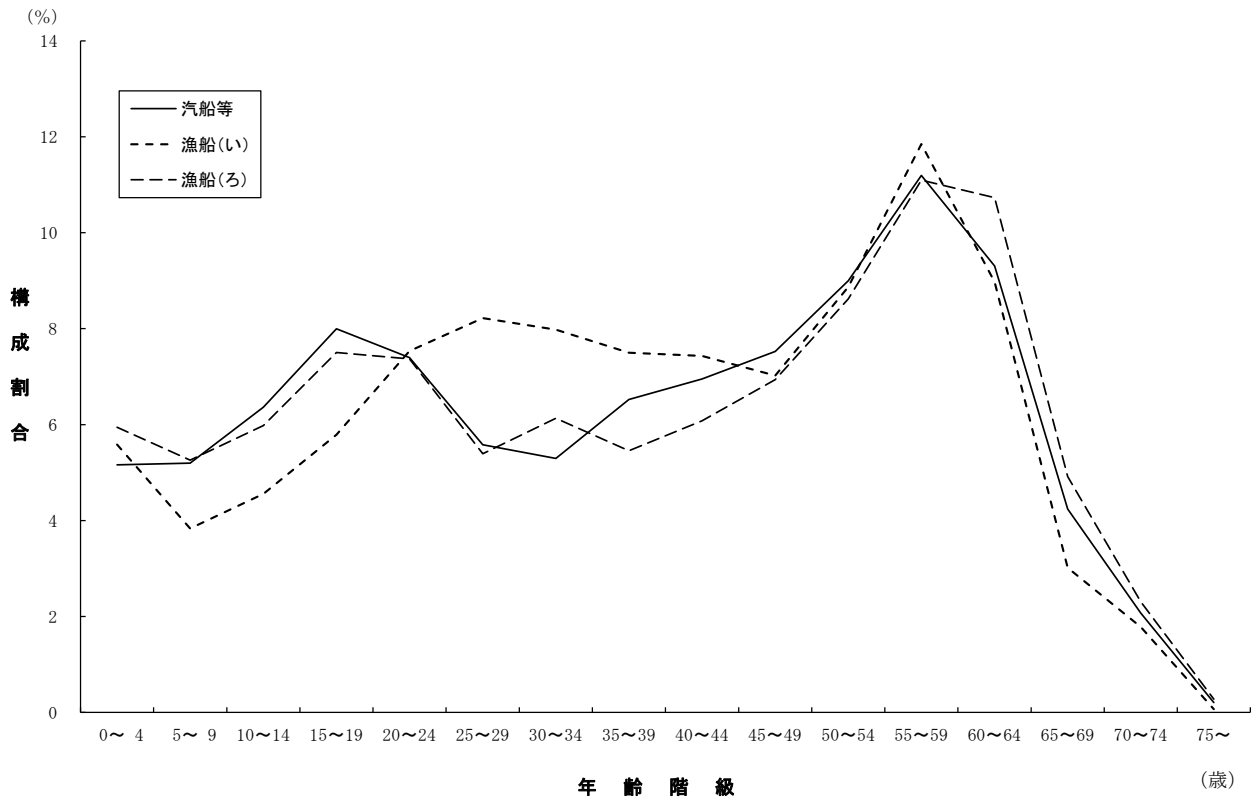


図1-2 船員保険強制適用加入者の年齢構成（平成25年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成15年以降の推移を示したものが表2である。なお、平成20年以前の船員保険被保険者実態調査における疾病任意継続被保険者に係る分は3年に1度の調査であったため、疾病任意継続被保険者の調査が行われた年次のみを記載している。

20歳未満の構成割合は増加傾向にあり、平成25年は、1.2%となっている。20～39歳の年齢構成は増加傾向にあり、平成25年では30.1%となっている。40～64歳の年齢構成は減少傾向となっており、平成25年では60.1%となっている。65～74歳の年齢構成は増加傾向となっており、平成25年は8.2%となっている。

また、平成25年の年齢構成を男女別にみると、男性では55～59歳の割合が最も高く15.9%、次に60～64歳の14.8%、50～54歳の11.6%となっており、50～64歳で半数弱を占めている。女性では20～24歳の割合が最も高く23.8%、次に25～29歳の22.8%となっており、20歳代で半数弱を占めている。

次に、船舶種別にみると、全ての区分で55～59歳が最も高くなっており、汽船等は16.1%、漁船（い）は14.8%、漁船（ろ）は15.6%となっている。

なお、平均年齢は長期的に上昇傾向にあったが平成23年に一転低下しており、平成25年は47.7歳となっている。男女別の平均年齢は、男性が47.9歳、女性が35.0歳、また、強制適用の種別別にみると、汽船等が47.3歳、漁船（い）が44.1歳、漁船（ろ）が47.0歳となっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成15年	平成18年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年					
						総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (98.5)	100.0 (1.5)	100.0 (64.6)	100.0 (2.8)	100.0 (28.3)
15～19歳	0.9	0.8	0.9	1.0	1.0	1.2	1.2	4.3	0.6	1.5	2.7
20～24	5.0	5.3	6.3	6.9	7.2	7.4	7.1	23.8	7.3	8.2	8.5
25～29	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	7.3	7.1	22.8	7.8	11.2	6.6
30～34	6.5	6.9	7.2	7.1	7.2	7.3	7.2	11.9	7.2	10.4	8.1
35～39	7.3	7.5	7.9	8.0	8.2	8.1	8.1	8.4	8.9	10.5	7.2
40～44	9.3	8.5	8.5	8.7	8.6	8.6	8.7	7.3	9.3	9.8	7.9
45～49	13.9	11.5	10.0	9.5	9.5	9.6	9.6	5.3	10.2	9.2	9.2
50～54	23.2	18.3	13.5	12.6	11.9	11.5	11.6	4.1	12.0	10.3	11.6
55～59	17.3	23.0	19.3	18.3	17.0	15.7	15.9	3.0	16.1	14.8	15.6
60～64	7.0	7.4	13.4	14.5	14.7	14.6	14.8	4.1	13.1	10.0	14.3
65～69	2.6	3.5	4.4	4.4	5.2	6.2	6.2	2.8	5.3	3.3	5.9
70～74	0.8	1.1	1.5	1.6	1.9	2.0	2.0	1.7	1.7	0.7	1.8
75歳以上	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.8	0.4	0.1	0.6
(再掲) 20～39歳	24.7	25.7	28.1	29.0	29.7	30.1	29.5	66.9	31.2	40.3	30.4
40～64	70.8	68.7	64.7	63.6	61.8	60.1	60.6	23.7	60.7	54.1	58.6
65～74	3.4	4.6	5.9	6.0	7.1	8.2	8.2	4.4	7.0	4.0	7.7
平均年齢（歳）	47.3	47.9	48.0	47.8	47.8	47.7	47.9	35.0	47.3	44.1	47.0

（注1）平成24年以前の数値は、男女総数のものである。□

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。□

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢構成について、平成15年以降の推移を示したものが表3である。なお、平成20年以前の船員保険被保険者実態調査における疾病任意継続被保険者に係る分は3年に1度の調査であったため、疾病任意継続被保険者の調査が行われた年次のみを記載している。

被扶養者の19歳以下の割合は減少傾向にあったが、平成24年より増加傾向となり平成25年は43.1%となっている。20～39歳の割合は減少傾向にあり平成25年は19.3%となっている。一方、40～64歳の割合は増加傾向にあったが、平成24年より減少傾向となり平成25年は31.1%となっている。65～74歳の割合は増加傾向にあり平成25年では6.4%となっている。

また、被扶養者の年齢構成を船舶種別にみると、どの適用区分においても概ね総数とほぼ同じ傾向にある。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成15年	平成18年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年			
						総数	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (67.8)	100.0 (1.8)	100.0 (26.7)
0～4歳	6.6	6.6	8.3	8.7	9.3	9.7	9.3	12.8	11.3
5～9	8.6	8.3	9.1	9.0	9.1	9.3	9.4	8.8	10.0
10～14	11.1	11.1	11.6	11.4	11.4	11.2	11.5	10.4	11.3
15～19	14.2	13.0	13.7	13.6	13.2	13.0	13.9	11.4	11.8
20～24	7.9	7.3	7.5	7.5	7.3	7.1	7.5	6.7	6.3
25～29	3.0	3.1	3.8	4.0	4.0	3.9	3.8	4.4	4.3
30～34	3.0	3.2	3.7	3.8	3.8	3.9	3.8	4.8	4.3
35～39	3.6	3.7	4.3	4.3	4.3	4.4	4.6	3.6	3.9
40～44	4.6	4.2	4.6	4.7	4.8	4.7	5.0	4.3	4.4
45～49	6.4	5.8	5.5	5.3	5.2	5.1	5.4	4.2	5.0
50～54	8.5	7.8	7.3	7.0	6.7	6.4	6.6	7.0	5.9
55～59	5.3	7.8	8.4	8.1	7.8	7.6	7.2	8.1	7.0
60～64	3.0	3.3	6.4	7.2	7.4	7.3	6.2	7.7	7.5
65～69	2.4	2.6	3.1	2.9	3.3	3.9	3.4	2.6	4.0
70～74	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	3.2	2.8
75歳以上	9.0	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)									
0～19歳	40.4	39.1	42.7	42.6	42.9	43.1	44.1	43.4	44.4
うち未就学児	…	…	10.8	11.2	11.9	12.4	12.1	16.0	14.4
20～39	17.5	17.3	19.3	19.6	19.4	19.3	19.7	19.5	18.9
40～64	27.7	28.8	32.3	32.3	31.8	31.1	30.5	31.3	29.9
65～74	5.3	5.4	5.8	5.5	5.9	6.4	5.7	5.8	6.8

（注1）平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。□

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。

次に、平成25年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は52.4%となっている。また、子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は9.7%となっている。配偶者の割合は42.0%であり、55～59歳の階級が最も多くなっている。直系尊属は4.1%であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.4%であり、各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成25年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	52.4	42.0	4.1	1.4
0～4歳	9.7	9.5	0.0	0.0	0.1
5～9	9.3	9.2	0.0	0.0	0.1
10～14	11.2	11.1	0.0	0.0	0.1
15～19	13.0	12.8	0.0	0.0	0.1
20～24	7.1	6.4	0.6	0.0	0.1
25～29	3.9	1.9	2.0	0.0	0.1
30～34	3.9	0.9	3.0	0.0	0.0
35～39	4.4	0.4	3.9	0.0	0.1
40～44	4.7	0.1	4.5	0.0	0.1
45～49	5.1	0.0	5.0	0.1	0.1
50～54	6.4	0.0	6.2	0.1	0.1
55～59	7.6	0.0	7.2	0.3	0.1
60～64	7.3	0.0	6.3	0.8	0.1
65～69	3.9	0.0	2.7	1.1	0.1
70～74	2.5	0.0	0.7	1.7	0.2
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	12.4	12.3	0.0	0.0	0.1

4. 年齢階級別扶養率

被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成15年以降の推移を示したものが表5であり、平成25年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたのが図2である。なお、平成20年以前の船員保険被保険者実態調査における疾病任意継続被保険者に係る分は3年に1度の調査であったため、疾病任意継続被保険者の調査が行われた年次のみを記載している。

年齢計でみた扶養率は長期的に減少傾向にあり、平成25年は1.182となっている。年齢階級別に扶養率の最近の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は40～44歳で毎年同じである。

平成25年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性については年齢の上昇とともに概ね増加し、40～44歳でピークとなり、1.879である。それ以降は年齢の上昇とともに減少に転じており、平均扶養率は1.199となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は、0.081となっている。

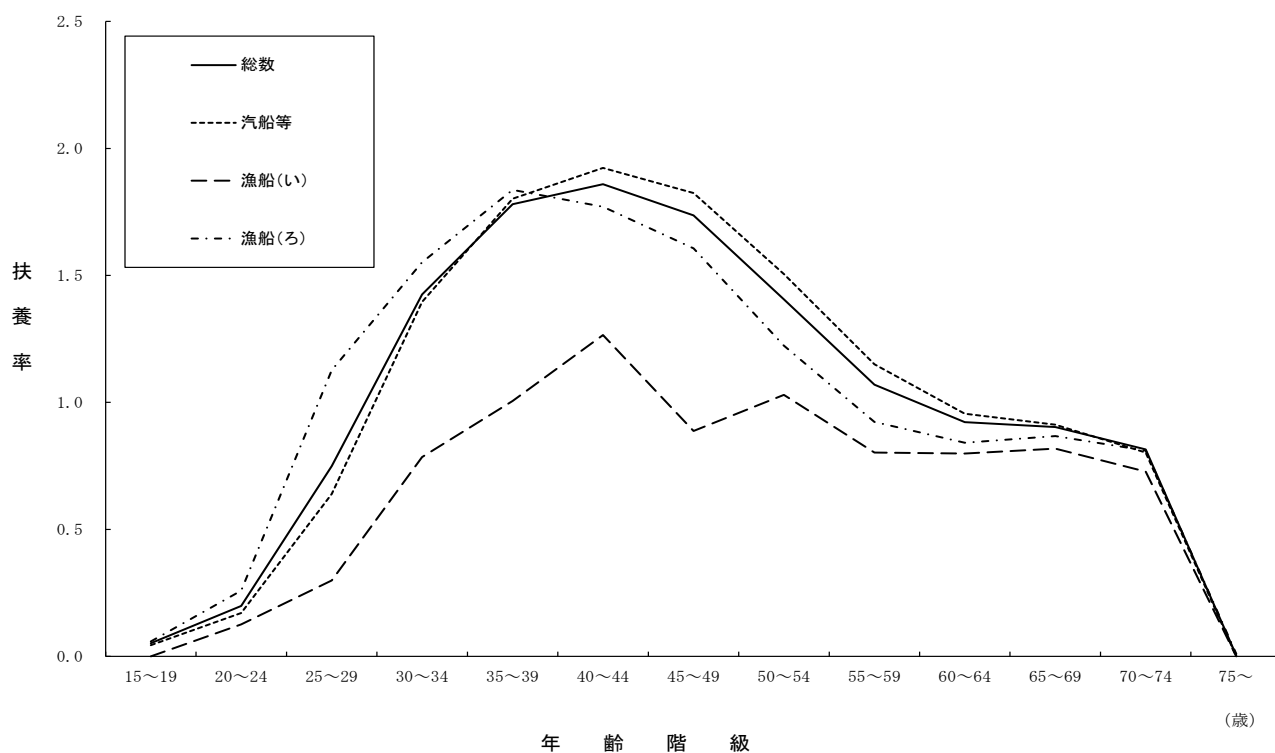
また、強制適用の区分別にみると、平均扶養率は汽船等が1.241、漁船（い）が0.774、漁船（ろ）が1.115となっている。年齢階級別にみると、年齢の上昇とともに概ね増加し、汽船等及び漁船（い）は40～44歳、漁船（ろ）は35～39歳でピークを迎え、その後減少に転じている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

年齢階級	平成15年	平成18年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年					
						総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.652	1.524	1.268	1.241	1.206	1.182	1.199	0.081	1.241	0.774	1.115
15～19歳	0.090	0.062	0.046	0.053	0.047	0.052	0.053	0.026	0.044	0.000	0.059
20～24	0.249	0.241	0.219	0.206	0.191	0.198	0.208	0.014	0.171	0.126	0.259
25～29	0.824	0.821	0.770	0.766	0.787	0.749	0.783	0.077	0.640	0.299	1.127
30～34	1.549	1.457	1.456	1.432	1.422	1.425	1.459	0.083	1.396	0.785	1.551
35～39	2.143	1.970	1.819	1.801	1.791	1.780	1.807	0.105	1.802	1.006	1.837
40～44	2.396	2.247	1.971	1.919	1.881	1.859	1.879	0.318	1.923	1.265	1.770
45～49	2.353	2.223	1.907	1.853	1.793	1.737	1.750	0.188	1.824	0.887	1.606
50～54	1.859	1.821	1.498	1.490	1.431	1.406	1.414	0.027	1.505	1.029	1.223
55～59	1.401	1.350	1.119	1.127	1.088	1.070	1.073	0.111	1.150	0.802	0.923
60～64	1.060	1.076	0.938	0.937	0.932	0.923	0.926	0.054	0.956	0.799	0.841
65～69	0.968	0.924	0.886	0.909	0.893	0.903	0.909	0.000	0.912	0.818	0.868
70～74	0.908	0.887	0.831	0.813	0.780	0.815	0.824	0.067	0.802	0.727	0.810
75歳以上	0.887	0.810	0.010	0.000	0.004	0.004	0.004	0.000	0.000	0.000	0.010

(注) 平成24年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成25年10月1日現在）



次に、平成25年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.619、配偶者は0.497、直系尊属は0.049、その他は0.017となっている。

被保険者の年齢階級別にみた子の扶養率は山型をなしており、ピークは40～44歳の1.203、である。配偶者の扶養率は年齢の上昇とともに上昇する傾向にあり、65～69歳で0.750と最も高くなっている。直系尊属の扶養率は年齢階級別にみると山型をなしており、40～44歳で0.142とピークを迎えている。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成25年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	1.182	0.619	0.497	0.049	0.017
15～19歳	0.052	0.015	0.014	0.014	0.010
20～24	0.198	0.086	0.074	0.029	0.010
25～29	0.749	0.428	0.259	0.049	0.012
30～34	1.425	0.901	0.429	0.082	0.013
35～39	1.780	1.155	0.487	0.122	0.017
40～44	1.859	1.203	0.495	0.142	0.018
45～49	1.737	1.108	0.493	0.112	0.023
50～54	1.406	0.832	0.519	0.033	0.022
55～59	1.070	0.462	0.589	0.002	0.018
60～64	0.923	0.232	0.675	0.000	0.016
65～69	0.903	0.133	0.750	0.000	0.020
70～74	0.815	0.082	0.718	0.000	0.015
75歳以上	0.004	0.000	0.004	0.000	0.000

5. 標準報酬月額別扶養率

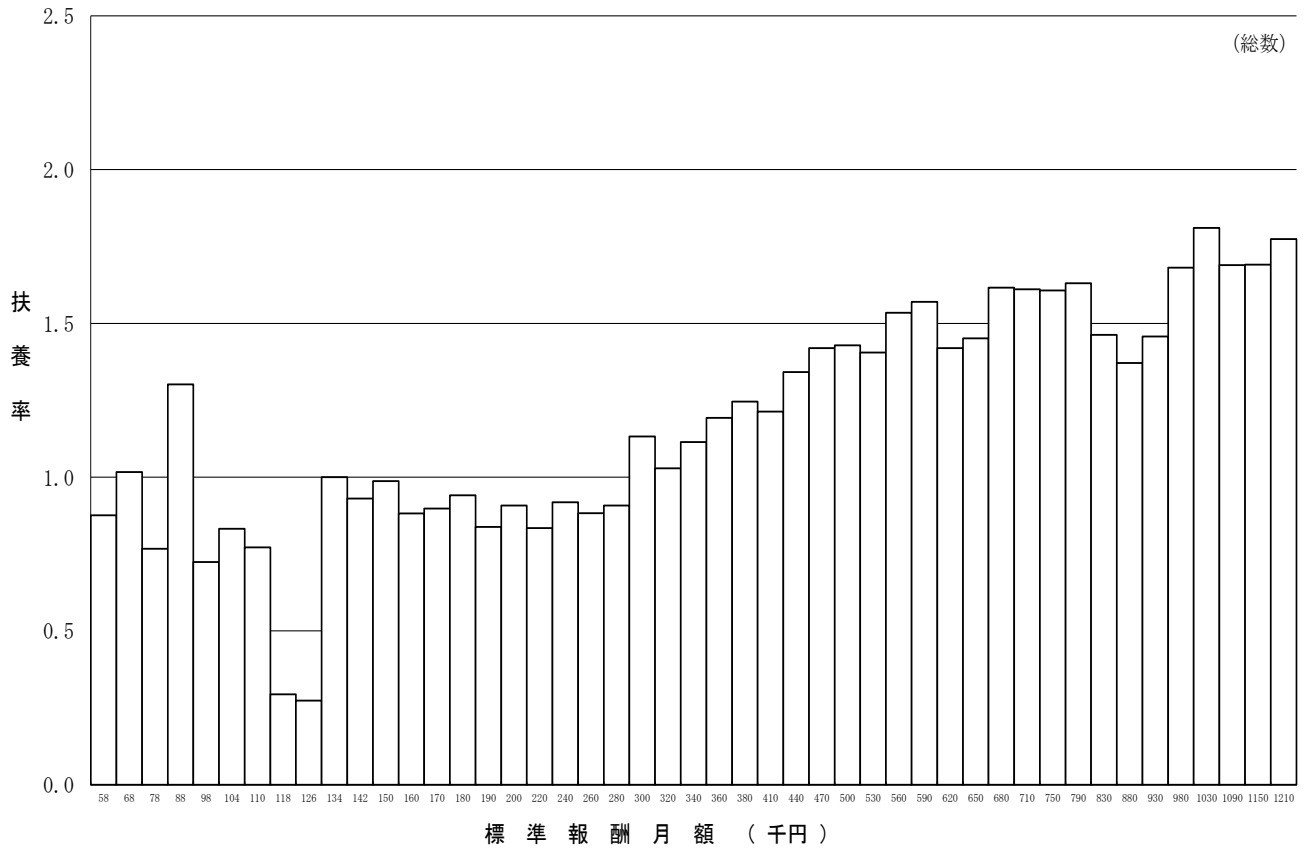
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、概ね標準報酬月額が20万円程度から60万円程度の間で、標準報酬月額の上昇とともに扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは標準報酬月額103万円の1.810となっている。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、扶養率が最も高いのは汽船等が標準報酬月額121万円の2.039、漁船(い)が標準報酬月額121万円の2.000、漁船(ろ)が標準報酬月額98万円の1.693となっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成25年10月1日現在）

標準報酬月額	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.182	1.199	0.081	1.241	0.774	1.115
58,000円	0.876	0.887	0.000	0.794	0.625	0.976
68,000	1.017	1.034	0.000	0.786	1.000	1.132
78,000	0.767	0.812	0.000	0.630	1.000	1.000
88,000	1.302	1.317	0.000	0.581	1.000	1.508
98,000	0.724	0.748	0.048	0.793	0.600	0.487
104,000	0.832	0.832	-	0.806	0.500	0.845
110,000	0.772	0.795	0.200	0.736	-	0.596
118,000	0.294	0.297	0.000	0.656	0.000	0.235
126,000	0.273	0.273	0.333	0.682	0.000	0.246
134,000	1.000	1.005	0.000	1.024	1.333	0.977
142,000	0.931	0.939	0.333	0.711	1.000	0.966
150,000	0.987	1.004	0.000	0.775	0.429	1.103
160,000	0.882	0.904	0.100	0.560	0.182	1.012
170,000	0.898	0.927	0.190	0.774	0.667	1.018
180,000	0.941	0.971	0.191	0.744	0.645	1.063
190,000	0.838	0.880	0.034	0.548	0.263	1.027
200,000	0.908	0.940	0.113	0.730	0.581	1.076
220,000	0.834	0.893	0.018	0.649	0.583	1.016
240,000	0.919	0.959	0.032	0.834	0.549	1.112
260,000	0.883	0.916	0.040	0.827	0.471	1.061
280,000	0.908	0.924	0.063	0.866	0.757	1.028
300,000	1.132	1.153	0.055	1.168	0.586	1.107
320,000	1.029	1.042	0.231	1.018	0.760	1.141
340,000	1.115	1.125	0.179	1.119	0.765	1.166
360,000	1.193	1.204	0.065	1.224	0.868	1.167
380,000	1.246	1.253	0.000	1.303	0.902	1.149
410,000	1.213	1.220	0.206	1.295	0.746	1.190
440,000	1.342	1.348	0.238	1.402	0.973	1.148
470,000	1.419	1.425	0.083	1.478	0.825	1.250
500,000	1.429	1.433	0.000	1.471	0.862	1.332
530,000	1.405	1.411	0.000	1.466	0.804	1.224
560,000	1.534	1.539	0.000	1.607	0.813	1.306
590,000	1.570	1.581	0.000	1.624	0.882	1.409
620,000	1.420	1.422	0.000	1.492	0.935	1.256
650,000	1.452	1.465	0.000	1.490	1.417	1.309
680,000	1.616	1.616	-	1.687	1.333	1.469
710,000	1.611	1.616	0.000	1.605	1.467	1.640
750,000	1.607	1.610	0.000	1.672	1.714	1.472
790,000	1.631	1.641	0.333	1.593	1.889	1.669
830,000	1.463	1.469	0.000	1.424	1.200	1.554
880,000	1.371	1.386	0.000	1.321	0.500	1.448
930,000	1.457	1.457	-	1.500	1.000	1.453
980,000	1.681	1.681	-	1.686	0.000	1.693
1,030,000	1.810	1.810	-	2.036	0.000	1.675
1,090,000	1.689	1.689	-	1.766	1.000	1.639
1,150,000	1.691	1.691	-	1.833	1.000	1.565
1,210,000	1.774	1.774	-	2.039	2.000	1.573

図3 標準報酬月額別扶養率（平成25年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、概ね総報酬が100万円程度から1,000万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは1,850万円以上1,900万円未満の3.000となっている。

また、船舶種別にみると、総数と同様の傾向を示しており、扶養率が最も高いのは汽船等で1,850万円以上1,900万円未満の3.000、漁船（い）で1,000万円以上1,050万円未満の2.100、漁船（ろ）で1,000万円以上1,050万円未満の2.273となっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成25年10月1日現在）

総報酬額階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.182	1.199	0.081	1.241	0.774	1.115
～ 999,000円	0.889	0.906	0.000	0.770	0.750	1.021
1,000,000～1,499,000	0.658	0.671	0.057	0.756	0.500	0.557
1,500,000～1,999,000	0.783	0.792	0.129	0.760	0.655	0.772
2,000,000～2,499,000	0.929	0.957	0.152	0.743	0.494	1.061
2,500,000～2,999,000	0.909	0.946	0.037	0.774	0.495	1.077
3,000,000～3,499,000	0.906	0.931	0.025	0.851	0.631	1.036
3,500,000～3,999,000	1.063	1.096	0.061	1.081	0.482	1.104
4,000,000～4,499,000	1.049	1.068	0.087	1.053	0.655	1.112
4,500,000～4,999,000	1.105	1.114	0.123	1.154	0.602	1.133
5,000,000～5,499,000	1.195	1.203	0.071	1.230	0.871	1.107
5,500,000～5,999,000	1.291	1.297	0.346	1.303	1.031	1.284
6,000,000～6,499,000	1.353	1.359	0.048	1.384	0.943	1.301
6,500,000～6,999,000	1.462	1.468	0.154	1.489	0.970	1.377
7,000,000～7,499,000	1.457	1.467	0.000	1.498	1.081	1.343
7,500,000～7,999,000	1.552	1.562	0.000	1.582	1.000	1.389
8,000,000～8,499,000	1.544	1.551	0.000	1.561	0.909	1.516
8,500,000～8,999,000	1.635	1.638	0.000	1.647	1.207	1.642
9,000,000～9,499,000	1.585	1.588	0.333	1.601	1.476	1.553
9,500,000～9,999,000	1.612	1.614	0.000	1.637	1.750	1.477
10,000,000～10,499,000	1.782	1.787	0.000	1.758	2.100	2.273
10,500,000～10,999,000	1.553	1.563	0.000	1.607	1.000	1.449
11,000,000～11,499,000	1.727	1.727	-	1.859	1.750	1.457
11,500,000～11,999,000	1.672	1.672	-	1.710	1.133	1.693
12,000,000～12,499,000	1.721	1.721	-	1.710	1.667	1.735
12,500,000～12,999,000	1.783	1.783	-	1.786	-	1.750
13,000,000～13,499,000	1.589	1.589	-	1.587	1.000	1.605
13,500,000～13,999,000	1.699	1.699	-	1.824	1.333	1.565
14,000,000～14,499,000	1.973	1.973	-	2.059	2.000	0.500
14,500,000～14,999,000	1.760	1.760	-	2.026	2.000	1.574
15,000,000～15,499,000	2.385	2.385	-	2.385	-	-
15,500,000～15,999,000	1.846	1.846	-	2.000	-	0.000
16,000,000～16,499,000	2.313	2.313	-	2.313	-	-
16,500,000～16,999,000	1.556	1.556	-	1.857	-	0.500
17,000,000～17,499,000	2.333	2.333	-	2.333	-	-
17,500,000～17,999,000	2.000	2.000	-	2.000	-	-
18,000,000～18,499,000	1.800	1.800	-	1.800	-	-
18,500,000～18,999,000	3.000	3.000	-	3.000	-	-
19,000,000～19,499,000	-	-	-	-	-	-
19,500,000～19,999,000	-	-	-	-	-	-
20,000,000～	-	-	-	-	-	-

(注)総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9及び図4である。男性は年齢階級別にみると山型をなしており、ピークは50～54歳で、459,588円となっている。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、約1.99倍となっている。また、45歳ごろまでの平均標準報酬月額は年齢階級の上昇とともに2～8万円程度増加するが、その後はそれより小幅な増加となり、55歳を過ぎると平均標準報酬月額は年齢とともに概ね減少する傾向となっている。

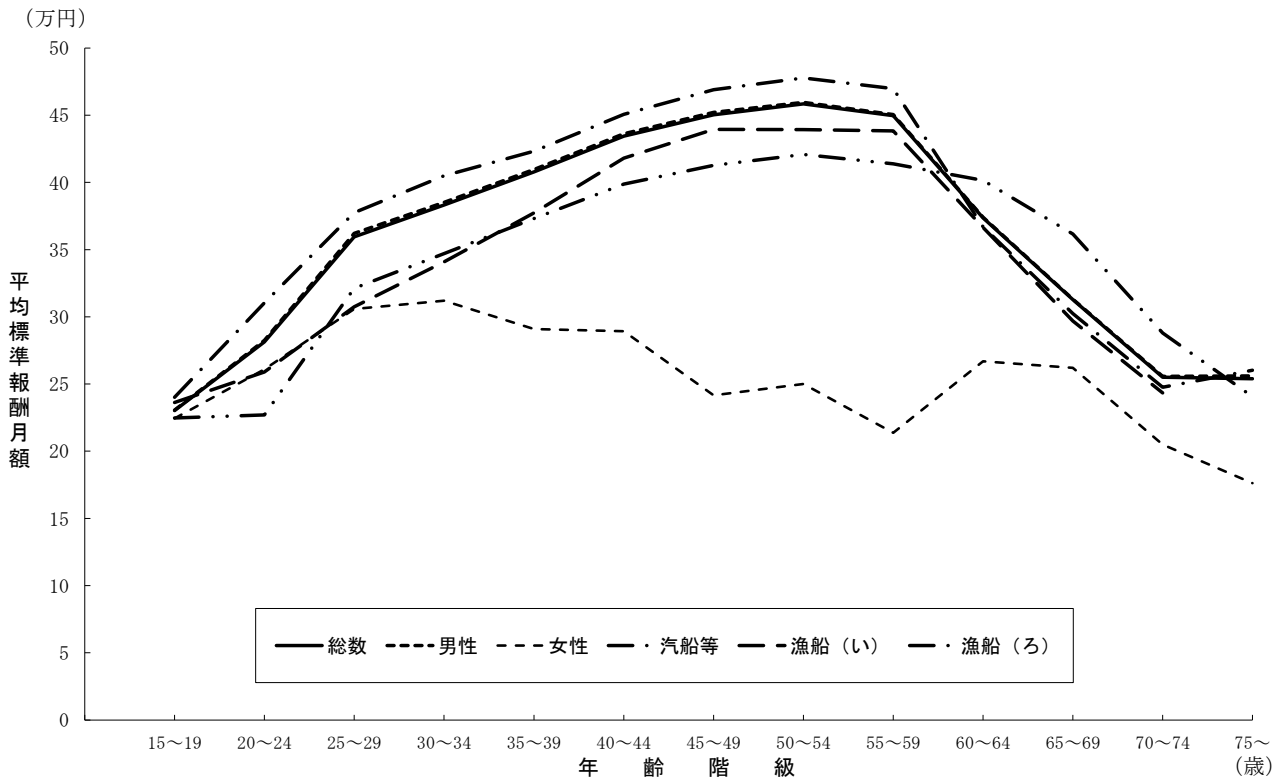
一方、女性の平均標準報酬月額は30～34歳と60～64歳でピークを迎え、30～34歳では311,981円、60～64歳では266,865円となっている。

また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、汽船等及び漁船(ろ)は50～54歳、漁船(い)は45～49歳でピークを迎え、その時の平均標準報酬月額は汽船等が477,796円、漁船(い)が439,497円、漁船(ろ)が420,845円となっている。

表9 年齢階級別平均標準報酬月額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	395,157	397,001	276,031	412,662	374,355	369,748
15～19歳	230,212	230,540	224,359	240,176	236,250	224,667
20～24	281,330	282,391	260,861	310,369	258,963	226,987
25～29	359,467	362,153	305,749	377,456	307,457	321,245
30～34	383,238	385,054	311,981	404,989	340,791	347,075
35～39	407,764	409,630	290,895	423,238	377,341	373,205
40～44	434,399	436,284	289,333	450,728	418,074	398,682
45～49	450,408	452,180	241,625	468,914	439,497	412,703
50～54	458,453	459,588	250,000	477,796	439,235	420,845
55～59	449,740	450,422	213,778	469,848	438,329	413,831
60～64	373,582	374,037	266,865	366,924	366,512	401,554
65～69	312,827	313,174	262,000	302,359	296,873	361,535
70～74	254,990	255,637	204,933	247,544	243,455	287,953
75歳以上	253,934	255,992	176,286	260,231	350,000	240,583

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成25年10月1日現在）



8. 年齢階級別平均標準賞与額

平成24年10月1日から平成25年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別の分布をみると、男性は標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは50～54歳で582,882円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約7.75倍となり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きくなっている。女性の平均標準賞与額についても山型をなしており、ピークは25～29歳の436,990円となっている。

また、船舶種別にみると、汽船等及び漁船（い）については山型となっているが、漁船（ろ）については、20歳代後半から50歳代後半までが比較的高い水準となっている。ピークは汽船等が50～54歳で迎え796,539円、漁船（い）は55～59歳の668,099円、漁船（ろ）45～49歳の89,163円となっている。なお、漁船（ろ）については大多数の者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する。

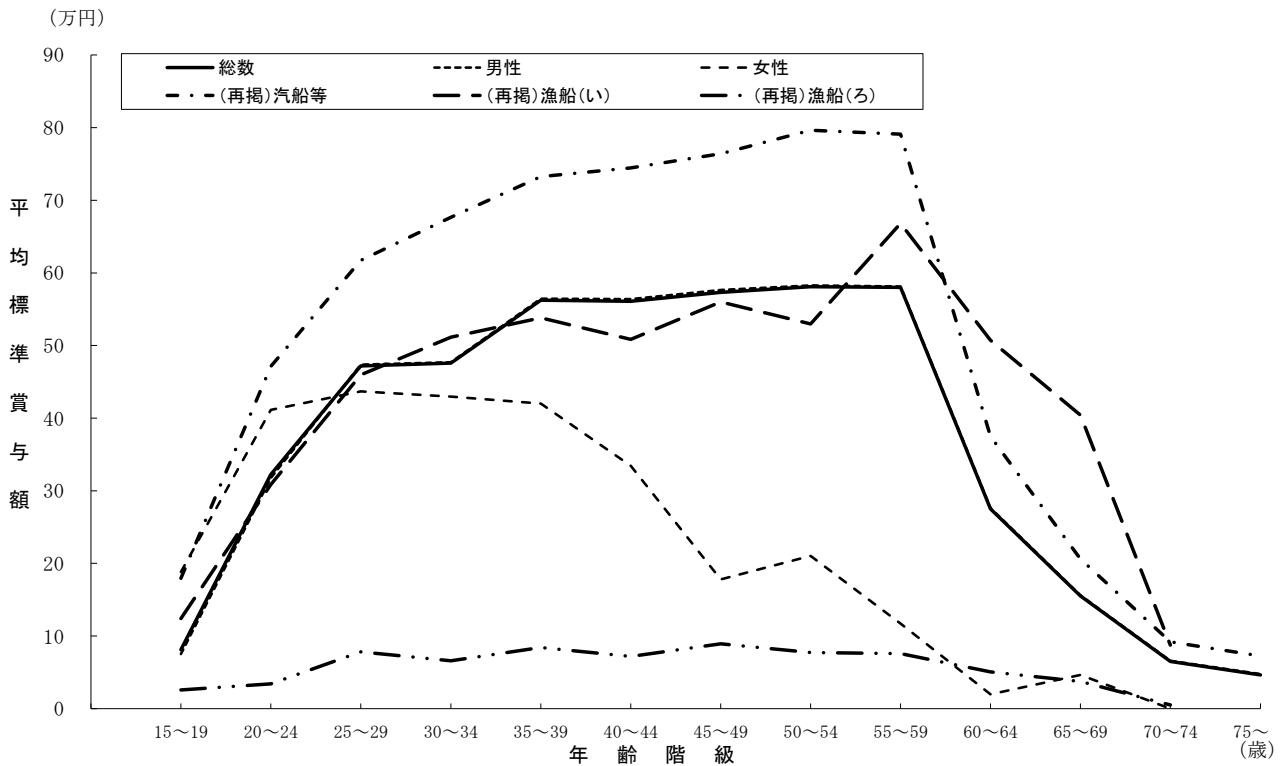
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	458,858	460,748	340,876	629,500	507,917	64,362
15～19歳	81,265	75,256	188,179	179,316	124,083	25,621
20～24	322,351	317,721	411,375	471,177	308,637	34,266
25～29	472,046	473,799	436,990	617,123	459,592	78,145
30～34	475,751	476,913	429,774	676,682	511,610	65,861
35～39	562,311	564,568	420,200	732,594	538,220	84,093
40～44	561,018	563,996	334,470	744,530	508,407	71,899
45～49	573,159	576,569	177,958	764,108	559,887	89,163
50～54	580,835	582,882	210,189	796,539	529,818	77,255
55～59	579,998	581,381	117,074	790,923	668,099	75,917
60～64	275,026	276,272	19,622	374,718	507,274	50,612
65～69	155,305	156,048	46,476	206,159	404,309	37,429
70～74	64,983	65,936	0	91,936	87,364	5,047
75歳以上	46,277	47,504	-	72,491	-	-

(注1) 平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成24年10月1日から平成25年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成25年10月1日現在）



また、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約1.16ヶ月分となっている。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは35~39歳の約1.38ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

次に男女別でみると、男性は35~39歳、女性は20~24歳でピークとなっており、また、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約1.38ヶ月分、女性が約1.58ヶ月分

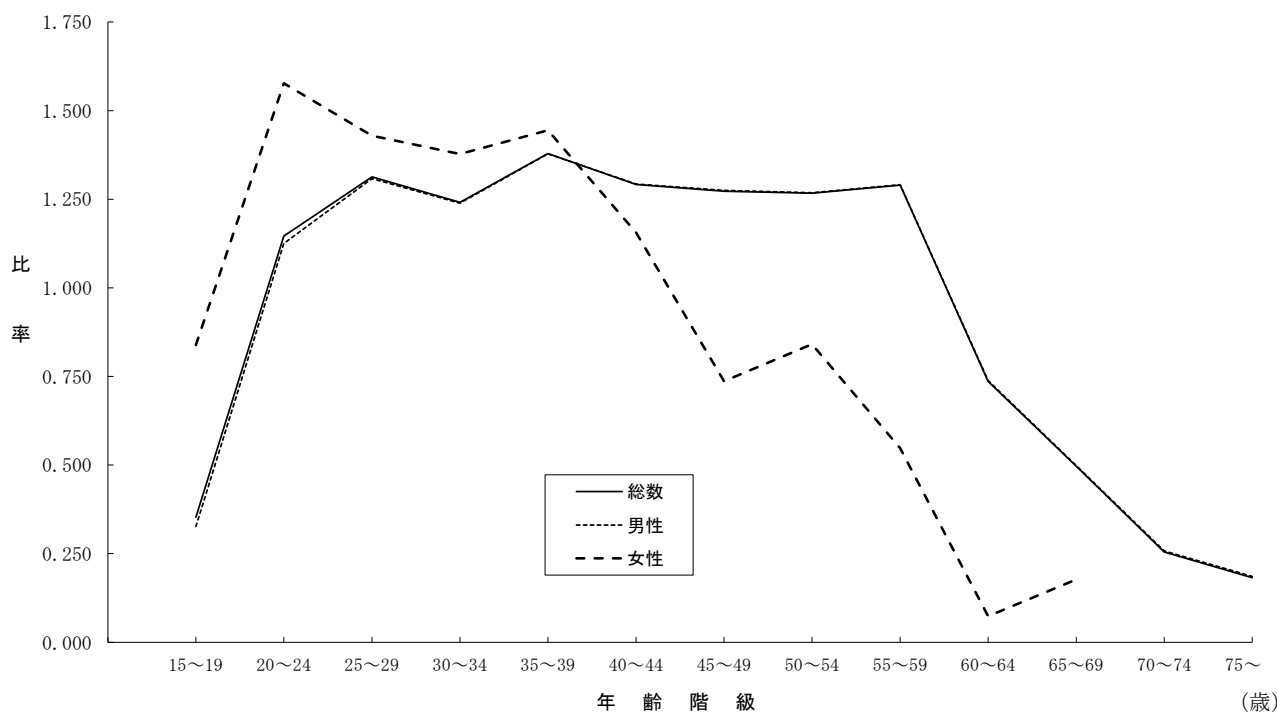
また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、30歳代後半までは女性の方が高いが、40歳代以降全ての年代で男性の方が高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成25年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	円 395,157	円 397,001	円 276,031	円 458,858	円 460,748	円 340,876	1.161	1.161	1.235
15～19歳	230,212	230,540	224,359	81,265	75,256	188,179	0.353	0.326	0.839
20～24	281,330	282,391	260,861	322,351	317,721	411,375	1.146	1.125	1.577
25～29	359,467	362,153	305,749	472,046	473,799	436,990	1.313	1.308	1.429
30～34	383,238	385,054	311,981	475,751	476,913	429,774	1.241	1.239	1.378
35～39	407,764	409,630	290,895	562,311	564,568	420,200	1.379	1.378	1.445
40～44	434,399	436,284	289,333	561,018	563,996	334,470	1.291	1.293	1.156
45～49	450,408	452,180	241,625	573,159	576,569	177,958	1.273	1.275	0.737
50～54	458,453	459,588	250,000	580,835	582,882	210,189	1.267	1.268	0.841
55～59	449,740	450,422	213,778	579,998	581,381	117,074	1.290	1.291	0.548
60～64	373,582	374,037	266,865	275,026	276,272	19,622	0.736	0.739	0.074
65～69	312,827	313,174	262,000	155,305	156,048	46,476	0.496	0.498	0.177
70～74	254,990	255,637	204,933	64,983	65,936	0	0.255	0.258	0.000
75歳以上	253,934	255,992	176,286	46,277	47,504	-	0.182	0.186	-

(注) 平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成25年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたもの）を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別の分布をみると、男性は標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークとなる年齢階級は50～54歳で6,089,535円となっている。女性の平均総報酬額については標準報酬月額と同様、2つの山があり、30～34歳、60～64歳でピークを迎えているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による差があまりみられない。

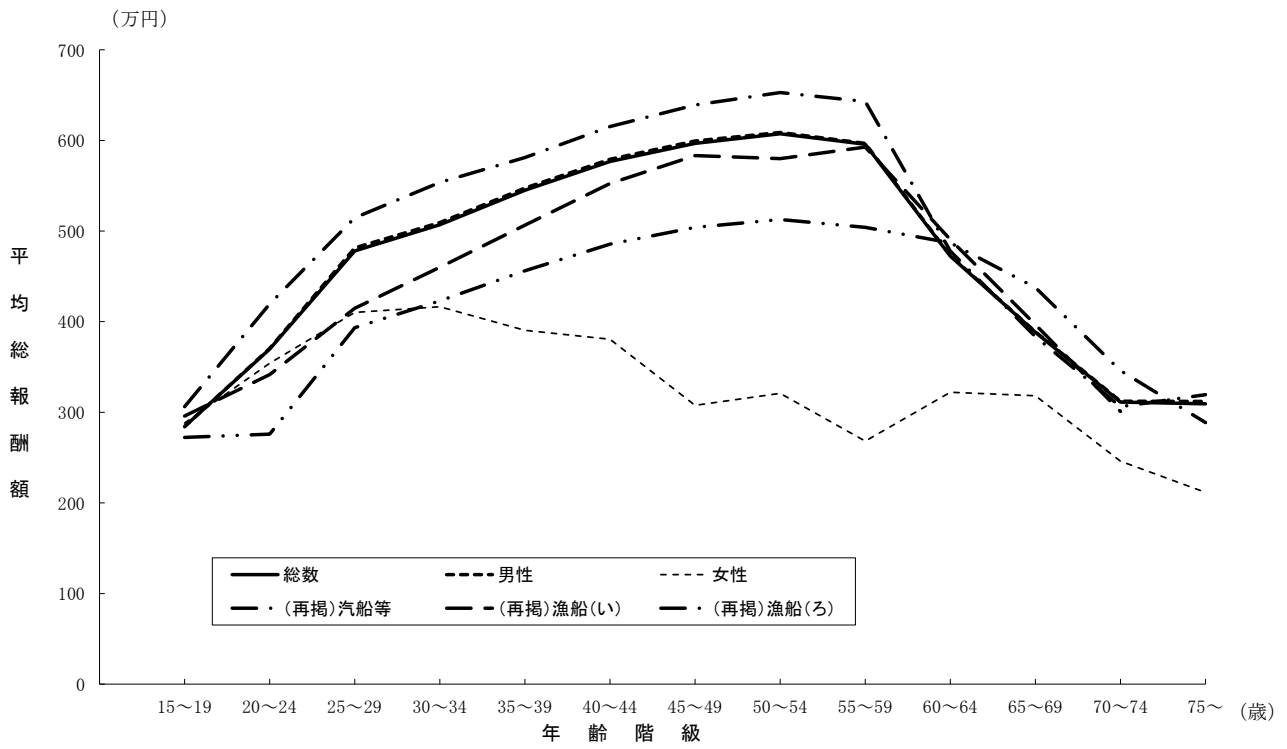
また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で6,530,096円、漁船（い）が55～59歳で5,928,049円、漁船（ろ）が50～54歳で5,127,398円となっている。

表12 年齢階級別平均総報酬額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総数	5,180,797	5,204,507	3,649,492	5,581,445	5,000,174	4,501,335
15～19	2,843,590	2,841,523	2,880,487	3,061,428	2,959,083	2,721,621
20～24	3,697,283	3,705,348	3,541,708	4,195,607	3,416,193	2,758,116
25～29	4,781,092	4,815,059	4,101,754	5,146,590	4,149,071	3,933,088
30～34	5,069,905	5,092,950	4,165,593	5,536,552	4,601,099	4,230,764
35～39	5,450,834	5,475,499	3,905,408	5,811,449	5,066,312	4,562,556
40～44	5,767,376	5,792,852	3,806,470	6,153,271	5,525,296	4,856,086
45～49	5,968,904	5,993,447	3,077,458	6,391,076	5,833,848	5,041,599
50～54	6,073,946	6,089,535	3,210,189	6,530,096	5,800,641	5,127,398
55～59	5,958,242	5,967,711	2,682,407	6,429,101	5,928,049	5,041,894
60～64	4,723,336	4,729,737	3,222,000	4,777,811	4,905,421	4,869,265
65～69	3,884,310	3,889,095	3,183,040	3,834,469	3,966,782	4,375,850
70～74	3,113,423	3,121,875	2,459,200	3,062,465	3,008,818	3,460,487
75歳以上	3,093,480	3,119,413	2,115,429	3,195,266	4,200,000	2,887,000

（注）総報酬額は、標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成25年10月1日現在）



10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると0.512と半数以上の者が賞与を受けていない。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は35～39歳で0.416となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は75歳以上で0.913となっている。女性についても男性と同様の傾向であり、最も割合の低い年齢階級は20～24歳で0.204となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は70～74歳及び75歳以上で1.000となっている。

また、船舶種別にみると、汽船等及び漁船（い）は約3分の1の者が賞与を受けていないが、漁船（ろ）については約95%弱の者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、どの適用区分においても年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、汽船等が35～39歳で0.237、漁船（い）が15～19歳で0.333、漁船（ろ）が25～29歳で0.910となっており、逆に汽船等、漁船（い）及び漁船（ろ）で最も割合の高い年齢階級は75歳以上で、汽船等が0.867、漁船（い）が1.000、漁船（ろ）が1.000となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成25年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.512	0.514	0.376	0.331	0.407	0.934
15～19歳	0.748	0.774	0.282	0.392	0.333	0.963
20～24	0.478	0.492	0.204	0.239	0.363	0.955
25～29	0.429	0.435	0.312	0.255	0.397	0.910
30～34	0.467	0.473	0.245	0.241	0.395	0.934
35～39	0.415	0.416	0.333	0.237	0.399	0.920
40～44	0.444	0.444	0.455	0.270	0.420	0.918
45～49	0.456	0.455	0.583	0.277	0.417	0.916
50～54	0.470	0.469	0.568	0.276	0.447	0.928
55～59	0.471	0.470	0.704	0.280	0.358	0.930
60～64	0.645	0.644	0.892	0.510	0.427	0.943
65～69	0.774	0.774	0.762	0.688	0.491	0.967
70～74	0.878	0.876	1.000	0.828	0.909	0.987
75歳以上	0.915	0.913	1.000	0.867	1.000	1.000

(注1) 標準賞与額0円の割合については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成24年10月1日から平成25年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

被保険者期間（資格取得後平成25年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かにより、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で24.1%となっており、年齢の上昇に伴い概ね減少する傾向にあるが、学卒者の新規加入の影響により、20歳未満で1年未満の被保険者が多くなっている。また、定年後の再就職による加入の影響により、60歳以上65歳未満、65歳以上69歳未満及び70歳以上74歳未満の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級と比べて多くなっている。

また、船舶種別にみると、被保険者期間1年未満の割合は汽船等が18.6%、漁船（い）が27.5%、漁船（ろ）が37.8%となっており、年齢階級別の状況はどの適用区分も総数とほぼ同様になっているが、25～69歳の各年齢区分において、汽船等及び漁船（い）に比べ漁船（ろ）の方が1年未満の割合が高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成25年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	総数			（再掲）汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	24.1	75.9	100.0	18.6	81.4
15～19歳	100.0	82.4	17.6	100.0	79.2	20.8
20～24	100.0	38.9	61.1	100.0	37.3	62.7
25～29	100.0	26.5	73.5	100.0	20.0	80.0
30～34	100.0	23.5	76.5	100.0	16.7	83.3
35～39	100.0	20.9	79.1	100.0	15.3	84.7
40～44	100.0	20.2	79.8	100.0	14.9	85.1
45～49	100.0	21.4	78.6	100.0	15.7	84.3
50～54	100.0	20.3	79.7	100.0	14.8	85.2
55～59	100.0	19.5	80.5	100.0	13.2	86.8
60～64	100.0	24.1	75.9	100.0	20.1	79.9
65～69	100.0	26.3	73.7	100.0	23.8	76.2
70～74	100.0	24.6	75.4	100.0	22.8	77.2
75歳以上	100.0	16.2	83.8	100.0	11.6	88.4
年齢階級	（再掲）漁船（い）			（再掲）漁船（ろ）		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	27.5	72.5	100.0	37.8	62.2
15～19歳	100.0	87.5	12.5	100.0	84.1	15.9
20～24	100.0	51.9	48.1	100.0	41.1	58.9
25～29	100.0	35.3	64.7	100.0	43.1	56.9
30～34	100.0	29.1	70.9	100.0	36.7	63.3
35～39	100.0	22.0	78.0	100.0	36.3	63.7
40～44	100.0	22.8	77.2	100.0	33.4	66.6
45～49	100.0	17.2	82.8	100.0	35.3	64.7
50～54	100.0	17.6	82.4	100.0	33.2	66.8
55～59	100.0	14.0	86.0	100.0	35.4	64.6
60～64	100.0	34.1	65.9	100.0	37.8	62.2
65～69	100.0	32.7	67.3	100.0	37.2	62.8
70～74	100.0	63.6	36.4	100.0	33.0	67.0
75歳以上	-	-	-	100.0	24.0	76.0

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。年齢階級別に総数をみると、15～19歳及び55～59歳の2ヶ所でピークを迎え、60歳以降は徐々に小さくなり、75歳以上で最も小さくなっている。

さらに、船舶種別にみると、比率は漁船（い）が最も大きくなっている。また年齢階級別にみると、汽船等及び漁船（い）については15～19歳で最小、75歳以上で最大、漁船（ろ）については、75歳以上で最小、15～19歳で最大となっている。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	356,977	407,311	1.141	361,474	424,341	1.174
15～19歳	225,700	251,411	1.114	244,778	222,654	0.910
20～24	275,490	285,049	1.035	304,344	313,949	1.032
25～29	338,675	366,973	1.084	347,369	384,959	1.108
30～34	362,626	389,584	1.074	372,030	411,610	1.106
35～39	391,884	411,970	1.051	403,628	426,774	1.057
40～44	422,740	437,352	1.035	451,709	450,557	0.997
45～49	422,170	458,116	1.085	446,608	473,066	1.059
50～54	422,431	467,601	1.107	445,962	483,335	1.084
55～59	394,697	463,094	1.173	401,291	480,241	1.197
60～64	342,178	383,563	1.121	308,494	381,666	1.237
65～69	303,457	316,165	1.042	256,037	316,809	1.237
70～74	275,606	248,273	0.901	239,000	250,067	1.046
75歳以上	294,227	246,123	0.837	201,900	267,856	1.327
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	313,704	397,385	1.267	360,834	375,168	1.040
15～19歳	242,857	190,000	0.782	215,176	274,849	1.277
20～24	241,857	277,385	1.147	228,501	225,932	0.989
25～29	283,108	320,756	1.133	336,353	309,812	0.921
30～34	309,520	353,607	1.142	360,956	339,038	0.939
35～39	368,421	379,852	1.031	384,393	366,842	0.954
40～44	388,595	426,800	1.098	398,176	398,936	1.002
45～49	387,462	450,320	1.162	405,717	416,522	1.027
50～54	404,667	446,643	1.104	402,957	429,741	1.066
55～59	377,765	448,182	1.186	393,428	425,029	1.080
60～64	298,321	401,870	1.347	390,616	408,214	1.045
65～69	248,778	320,270	1.287	386,900	346,526	0.896
70～74	197,143	324,500	1.646	357,152	253,871	0.711
75歳以上	200,000	500,000	2.500	378,609	197,096	0.521

また、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。年齢階級別に総数をみると、45歳以降は徐々に大きくなり、65～69歳で最も大きくなっている。

さらに、総数を船舶種別にみると、比率は漁船（ろ）が最も大きくなっている。また年齢階級別にみると、汽船等については35～39歳で最小、65～69歳で最大、漁船（い）については、55～59歳で最小、65～69歳で最大、漁船（ろ）については25～29歳で最小、45～49歳で最大となっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成25年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	85,165	580,282	6.814	148,431	739,259	4.980
15～19歳	38,613	282,859	7.325	93,258	507,000	5.437
20～24	104,864	461,279	4.399	160,505	655,739	4.085
25～29	102,652	605,575	5.899	156,337	732,034	4.682
30～34	106,842	589,486	5.517	203,113	771,808	3.800
35～39	129,607	675,953	5.215	224,216	824,259	3.676
40～44	105,679	674,797	6.385	177,188	843,973	4.763
45～49	112,569	696,580	6.188	201,803	868,774	4.305
50～54	104,515	701,666	6.714	196,729	900,886	4.579
55～59	89,379	700,009	7.832	175,223	884,263	5.046
60～64	38,726	358,253	9.251	62,526	453,483	7.253
65～69	13,211	211,261	15.991	17,819	264,910	14.867
70～74	6,602	85,945	13.019	11,267	115,756	10.274
75歳以上	0	55,247	-	0	81,967	-
	(再掲) 漁船 (い)			(再掲) 漁船 (ろ)		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	218,519	617,806	2.827	4,699	100,641	21.419
15～19歳	98,905	300,333	3.037	7,303	122,479	16.771
20～24	134,843	495,800	3.677	3,213	55,934	17.408
25～29	248,923	574,664	2.309	14,782	126,095	8.531
30～34	231,320	626,484	2.708	5,845	100,611	17.214
35～39	242,895	621,348	2.558	7,025	127,931	18.211
40～44	275,432	577,368	2.096	5,207	105,283	20.219
45～49	335,692	606,520	1.807	1,229	137,231	111.628
50～54	185,600	603,579	3.252	3,877	113,748	29.340
55～59	397,941	712,048	1.789	3,148	115,855	36.804
60～64	184,268	674,759	3.662	3,276	79,431	24.244
65～69	120,056	542,595	4.520	1,992	58,397	29.317
70～74	0	240,250	-	0	7,532	-
75歳以上	0	0	-	0	0	-

(注1) 平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成24年10月1日から平成25年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下、「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者構成割合をみると、規模10～19人が最も多く17.4%となっている。また、規模100人未満の割合は81.9%となっている。適用区分別に被保険者構成割合が最も高いところをみると、汽船等が規模50～99人の19.1%、漁船（い）が規模30～49人の26.1%、漁船（ろ）が規模10～19人の21.7%となっている。

規模別の扶養率は、総数だと規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）については、規模20～29人をピークとした山型をなしている。

規模と平均標準報酬月額との関係を見ると、規模が大きくなるにつれ、概ね増加傾向となる。これを適用区分別にみても同様の傾向にある。また、規模と平均標準賞与額との関係を見ると、規模が大きくなるに伴い高くなる傾向にあるが、総数及び汽船等については、規模300～499人でかなり下落している。

表17 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成25年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				(再掲) 汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総数	100.0	1.182	395,157	458,858	100.0	1.241	412,662	629,500
1～4人	7.9	1.213	293,920	166,143	7.6	1.272	339,144	249,293
5～9	14.5	1.188	338,709	230,471	13.9	1.228	358,191	347,339
10～19	17.4	1.208	376,136	364,565	17.0	1.292	383,946	550,096
20～29	12.1	1.187	386,644	447,865	11.7	1.308	400,378	661,428
30～49	14.1	1.174	404,810	471,349	13.8	1.243	414,433	701,060
50～99	15.9	1.188	428,916	684,399	19.1	1.193	419,409	811,607
100～299	12.7	1.229	506,401	783,941	15.3	1.260	499,384	915,257
300～499	1.1	0.600	699,541	3,639	1.6	0.600	699,541	3,639
500～999	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
1,000人以上	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
疾病任継	4.3	1.000	313,553	-	-	-	-	-
使用する被保険者数	(再掲) 漁船（い）				(再掲) 漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総数	100.0	0.774	374,355	507,917	100.0	1.115	369,748	64,362
1～4人	6.1	0.752	248,891	177,376	9.9	1.138	217,388	19,740
5～9	8.4	0.812	320,145	258,420	18.6	1.137	306,216	29,411
10～19	11.2	0.957	366,652	326,234	21.7	1.072	362,603	33,682
20～29	10.3	1.000	365,893	651,349	15.2	0.986	363,808	58,002
30～49	26.1	0.800	354,214	458,916	15.9	1.097	393,930	20,000
50～99	18.0	0.714	396,121	808,037	10.8	1.247	472,734	149,717
100～299	19.9	0.566	451,407	535,254	8.0	1.255	550,481	269,940
300～499	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
500～999	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
1,000人以上	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
疾病任継	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 規模別総数における平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

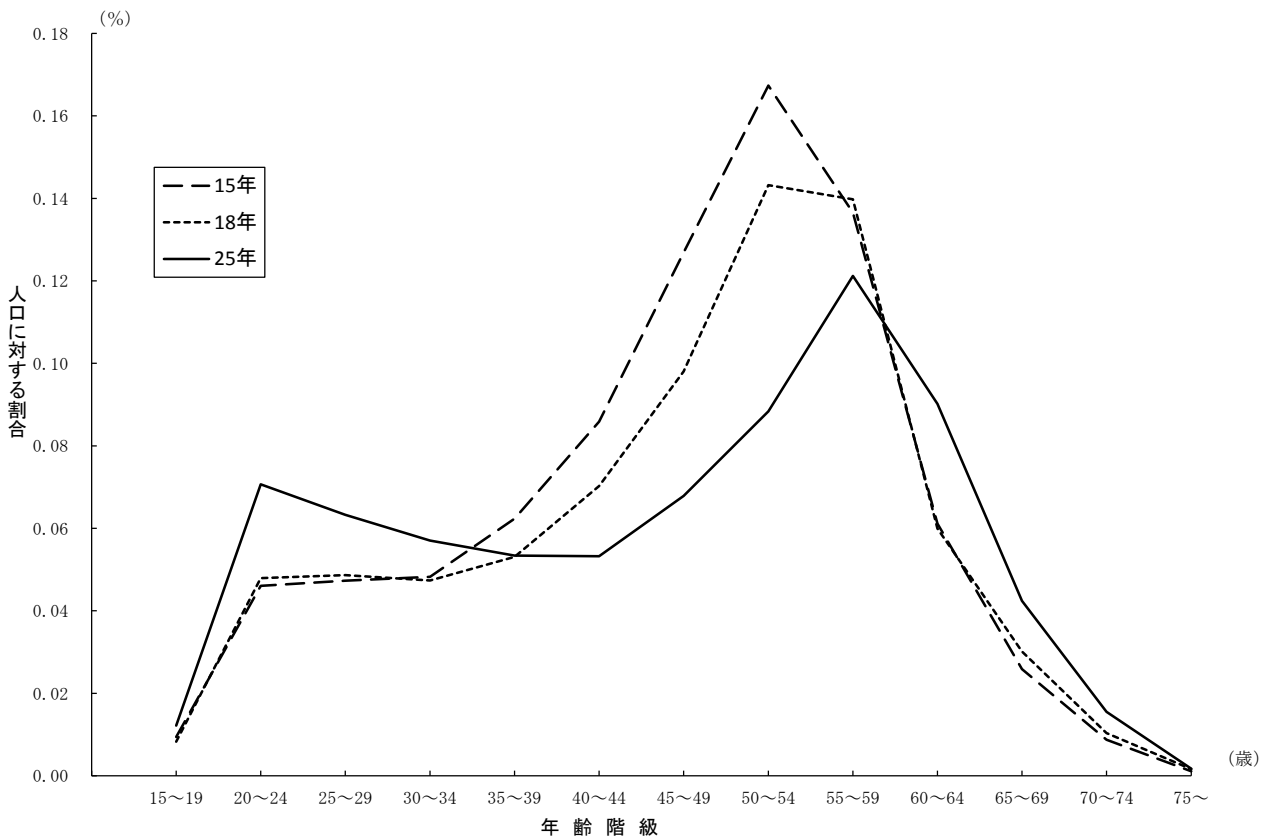
(注2) 標準賞与額は、平成24年10月1日から平成25年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

13. 被保険者数の推移について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8である。

被保険者割合をみると、平成15年から18年にかけては30歳代後半から50歳代前半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね横ばいとなっている。また、平成18年から25年にかけては30歳代前半までと60歳代前半から70歳代前半までは概ね増加しているが、その他の年齢階級では減少している。

図8 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



男女別に人口に対する被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性については、男女計と同様に平成15年から18年にかけては30歳代後半から50歳代前半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね横ばいとなっている。また、平成18年から25年にかけては30歳代前半までと60歳代前半～70歳代前半までは概ね増加しているが、その他の年齢階級では減少している。

また、女性については、平成15年から平成18年にかけては、30歳代後半までは増加がみられ、その他の年齢については概ね横ばいとなっている。平成18年から平成25年にかけては20歳代後半から40歳代前半にかけて増加しており、50歳代に若干減少がみられるものの、その他については概ね横ばいとなっている。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

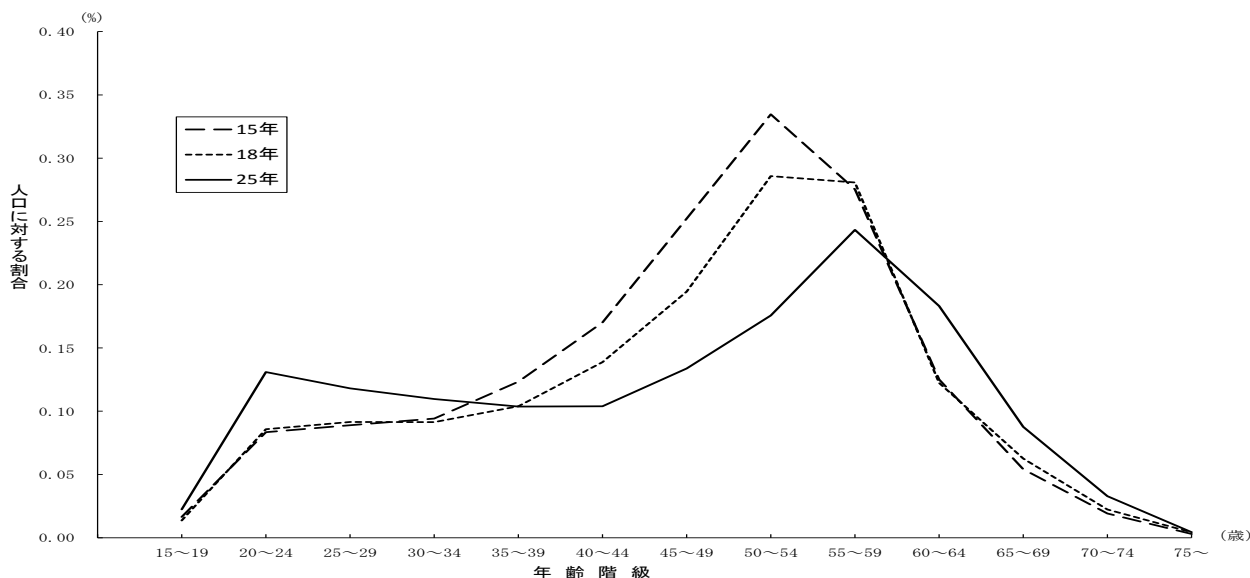


図9-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

